

ない、通達でこまかく規定しておりますので、通達をこまかく読まなければ十分わからないといふ場合が非常に多いために、納税者にまずこれを周知宣伝と運用にあたつてのこまかい心づかいといふことがなければ、なかなかこの規定は生きないわけでございます。したがいまして今回の山陽特殊鋼の問題につきましても、そうした運用に十分配慮するようということを、税務署の課長を集め国税局から指示した。そうした具体的な、こまかい配慮を十分きめこまかくやるよう指示をしたという趣旨の、署に対する指示がこうした記事になつてあらわれたもの、こういうふうに考えております。

○只松委員 それはあれですか、国税局としておやりになつたのですか。たとえばさらに具体的に「大坂国税局は、山陽特殊製鋼の行詰りや、取引先の倒産で被害を受けた業者を税の面で優遇する」とことになり、大阪国税局関係税務署など十四カ所に特別の窓口を設ける」こういう記事も出ておるわけなんです。これはやはりきょうの、すぐあとに出でておりますけれども、こういう権限といふのは、いまお聞きしますと通達にある。こういうお話をですね。ところがこれを見ると今度は局が各税務署を集めてやつているのですね。これは通達あるのですか。どういう法的根拠があるのですか。

○喜田村説明員 先ほど通達と申し上げましたが、もちろん根拠法はたとえば従来の規定によりますと国税通則法の四十六条に納税の猶予といふ規定がござります。この規定の中で、たとえば納稅者がその財産につきいろいろの災害を受けたあるいは事業を休廃止した、こうした場合には納稅の猶予ができる。またそういう場合には延滞税について減免できる、こういう規定があるわけであります。ただ根拠法としてはいまのそなう法律规定によりまして、一般的に規定されておるわけ

でございますが、それを具体的に適用する場合に、どうした場合にはこの規定の何項に該当するかということを、通達でこまかく定めておるところでございます。したがいましてそれを運用するのは、個々の認定ということになりますと、もちろん税務署長の認定ということになりますと、局あるいは局から、新たにどうこうするといった認定の基準とかなんとかいう通達を出したわけではございません。この規定の十分な運用をはかるよう、ということを、局から署に指示した、た、こういう性質の指示でございます。

○只松委員 いまお尋ねいたしましたことは、いわば納税者に対し優遇措置と申しますか、困難な立場の人を救済するということですね。ところが一方、税務署は原則としていま申告税務でございませんが、申告に對して否認をするわけです。いまだに優遇だけではなくて、今度は否認をする。むしろ優遇することはこういきわめて特殊の事態であつて、否認することのほうが多いわけです。国税局の否認権といふのは、一体法の何条に基づくか、あるいははどういう権限に基づいているか、お尋ねしたいと思います。

○喜田村説明員 まずその前に今度の納税の猶予であるとか、あるいは貸し倒れの認定といふことについても、これは法律の範囲を逸脱して甘くしておられるということではございませんで、根拠法はもちろん法律にあるわけでございます。ただ

その具体的な認定というものについて、十分個々の納税者の実情について配慮するようだといふことを指しておる、こうしたことにはなつておりません。

次に否認の問題でございますが、一番はつきりしておりますのは、たとえば青色申告でない白色の納税者あるいは法人につきましては、税法の規

定がござります。これによりまして現在否認と申しますが、更正決定を行なつておるわけであります。

○只松委員 いま更正の法的な根拠と調査搜査権

異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他當

該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。こういう規定がござります。これによりまして現在否認と申

しますが、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

○喜田村説明員 基本的には先ほど読みましたよ

うに、税務署長の認定といふことになるわけでござりますが、ただその場合にももちろん各担当者あ

るいは税務署長の個々の認定といふことをしませますと、その各人の認定によりましていろいろ強弱の差が出る、こうしたことでは全体としての税

務行政の統一が保持できないというような、認定

に非常にばらばらな結果の出るおそれのあるもの

につきましては、一応国税庁といたしまして、こうした場合にはこのようない定をするようにといふ。そういうふうな通達を出しますが、ただしかしこれは昨日申しました税務職員に対する訓令でございまして、もちろん納税者に対してこれによりまして、更正決定ないし是認、否認をきめることになりますが、ただしかしこれは昨日申しました税務職員に対する訓令でございまして、もちろん納税者に対してこれによりまして法的な性格を持つというふうな性格ではございません。したがいまして通勤費の問題にいたしましても、給与の支給者からもらう給与の一切が給与所得になるわけですが、通勤費はもちろん本来から申しますと、これは給与所得に入るべきものであります。比較的少額の現物給与であるというような性格から、しいて追及しないところにしている性格のものでございますが、その場合でも、いまのようになればばらん税務職員の認定で、それぞれ一人一人のものについて変わることでございますから、通勤費はもろん本当に申しますと、これは給与所得に入るべきものであります。

○只松委員 その基準は通達をお流しになつてお

○喜田村説明員 通達で出しております。もちろんこれは一般的解釈通達というのでございませんで、国税庁の執行にあたりましてこれを統一するという意味で流した通達でございます。

○只松委員 また通達に返るわけにいきませんが、いま言います通達というのは……。(発言する者あり)ちょっと委員長、静かにしてください。

○吉田委員長 お静かに願います。

○只松委員 そういう通達というものは、たいへんにウエートを持っている。そこでまた否認に返りまして、たとえば否認した一例を皆さん方にお話します。ある税務署で役員賞与などの損金不算入というようなことで否認が行なわれた。たとえば百万円否認が行なわれた、こういうふうに仮定いたしますと、あとでこの否認に対しても当然に税金がかかるまいります。そのときに百万円の

否認が行なわれたとするならば、法人税で三十七万円、重加算税三〇%として十一万一千円、法人事業税十二万円、重加算税三万六千円、法人都民税四万九千九百五十円、源泉所得税三十六万円、重加算税が十万八千円、不納付加算税が一万八千円、特別区民税が十万八千円、それに延滞税、これを全部総合いたしますと百三十四万六千六百四十円、正規に取られていきますと、こういう膨大な税金がかかってくるわけです。私どもは常に大法人と中小法人あるいは零細事業所得者ということを問題にして、ずっと徴税の問題なんかを話をしておりませんけれども、こうやって大法人はそれほどびびいられない。またいろいろな抜け穴がある。過日私がビルの税の問題なんかを話したときもそういう一例なんです。中小法人やあるいは事業所得者でこういうふうに否認をされたということが起つた場合には、非常に膨大なこういう追徴金というものが取られるわけです。したがつてただ単に否認ということだけ考えますと、わりに簡単な問題のようでござりますけれども、その通達や何かに基づいて国税庁の末端の税務職員が否認をする、こういうことになりますと、国民にこれだけ重大な、百万円否認されただけで百三十四万六千円からの金を取られてしまう、こういうことになるわけです。もちろんその場合いろいろ話し合いつつ、重加算税なんかこれがだけ厳密に取られないといふこともあり得るかと思いますけれども、こうやってあとで百万円も否認されると、多少このやうなわけですねかになつてしまつて、感情的になります。そうすると税務署のほうもむきになつて全部かけてくる、こういうことになりますと、これだけの税金が税法上取られることになつております。これは対し支給した報酬の額が、当該役員の収益及びその使用者に対する給与の支給状況、当該法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものこれに対する報酬の支給の状況等に照らし、高過ぎると思われる、こういうことになりますと、これだけの税金が計算されると出てくる税金なんです。否認権といふものは実に国民に規定がございます。そうしたように、あらゆる場合にこうした否認の基準といふものをつくるといふ。したがいまして国税庁といたしまして、否認のやり方につきまして統一のできるものは、なべく各担当者によりましてばらばらにならない

あります。しかし事柄の性格上、必ずしもあらゆる場合にこれがその具体的な基準によりまして、一つ一つの認定ができるというほどこのままい通達ができないというために、ある程度は各調査官の認定といふことにまかせざるを得ない分野が残るわけでございます。そうした場合の認定をどうするかということになりますと、これは各調査官の良識とか、あるいは税法の知識とか人格とか幅広いそしめたところに待たざるを得ない。したがいまして国税庁といたしましては、各調査官の税法の知識であるとか、あるいは教養であるとか人格、そしめたところを全部なるべく高度に高めまして、その個々の認定がそんなに良識を離れたものにならないよう、つまり良識によりまして認定ができるということが可能になります。しかしこのことは国税庁側としては当然の問題だと思うのですが、主観的な問題になるのですね。また主観的な立場になる。そのことはやはり客観的には相対的に判断しなければならないし、処理をしていかなければならぬ。主観的にはいかに自分が善意を持っておつておる、こう思つていてかもしれないけれども、昔の専制君主、ツァーも、自分自身がそれほど主観的にはむちやしているとはあるいは思つていなかつたかもしれない。帝王として当然のことをしておる、こう思つていてかもしれないけれども、良民はこれによって非常に苦しんだわけなんです。そういうことのたとえば一つとして、裁判の場合は弁護士というものがいるわけなんです。告人のこういう争いでございませんから、弁護人は違いますけれども、いま一つの問題として、税理士制度というのがあることは御承知のとおり

か、大体百万円まではいい。ことは百五十万円に引き上げられたわけです。これも局でおやりになつたと思うのですけれども、百万円と百五十万円といえばだいぶ違うのです。これを二百万にしてもらえばなおいいわけです。ところがどっこい、あなたのほうはそういうふうにしない。これもやはりあなたたちの一片の通達でなされておるわけです。こういうふうに通達、あるいはさつきから言つておりますこの百五十万までは認められども、百六十万になつたら否認するという否認権、これは決定的に徵税行政に影響力を持つて、むしろ基本法なんかよりも非常に国民に密接でござつて、そういうことになつておるわけです。したがつてそういうことを改めていくためには、さつきからいろいろ言つておるよう、もっと研究する必要がある。たとえばそういうものを積極的に青色申告のことなどといいますと、ま方は相当否認をされる。これは青色申告するぐらいいなら、人間いろいろありますから、多少ごまかす人もあるかもしれませんけれども、青色申告しようと/or>いう人は、皆さん方にとって善意の人と見なければならぬ。これとても悪意と見るならば、これは全国民を犯罪人と見なければならない。そ
ういう人たちには目をつぶるということではないが、あまりこまかいことを言わないので認めて、順次青色申告制度を伸ばしていく。子供を育てるところもそうです。あまりこまかいことを言うと、ひねくれてしまふ。だから多少のことがあつても、元気にやれということを言つておけば、子供は自分でわかってきて、成長してまともな子になる。やはり同じことで、青色申告でも、皆さん方からいえば、だいぶ大目に見てきておるとおっしゃるかもしませんが、なかなかきびしいらしいです。また白色申告でも、左官さんといつは、ことばは悪いけれども熊さん、八さんといつ

て、昔から肉体労働をする人々は、なかなか帳面をつけないものです。こういう特殊な人もあります。そういう人でも、たとえば一例をとると、土建労働組合というのがあります。大工、左官の組合というものもありますし、いろいろそういうものがありますし、いろいろそういうものがあります。お互いに——皆さん方も大蔵官僚は大蔵官僚同士ある程度話をするみたいに、内閣同士はそれなりに話をして、いわゆる良識的な線といふものを出すわけなんです。そういうものを対象にいろいろ御相談になると、これはそうむちやではない——表面上はいろいろやつても、落ちつくところに落ちついて、一つの線というものが出てくるのです。だから皆さん方も個人で補足しにくい場合には、団体であるとか、そういういろいろ扱い方というものがあると思うのです。

国民の正しい納税方向を出していこう。だからもつと決定的に皆さん方のほうは通達あるいは否認権といふものを、法律的根拠に基づいて、われわれ税務職員の高い道徳性、識見、良識によって、見ればそうじやないわけです。ですからこのコントロールをするものとして、さつきから言うように基本的に国会におけるそういうものの解釈と認められるのをはじめ、税理士あるいは青色申告あるいは各団体、こういうものを全部包含していく、非常に一般的行政と違って、法律で全部は規定することはできない。

それから裁判の事件を見ましても、行政法の中

で税金関係の裁判といふものはきわめて少ないので。私もいろいろ判例を調べてみましたが、少くとも手数がかかりますし、どうせ最後は容易でないというので、裁判にまで持ち込んで、白黒を争うのは少ないわけです。したがつてそういうことをよく皆さん方お考いいただかないでござつて、私はその問題になつてきましたので、私はこの中でたくさんございます。こういうことを全部摘して質問いたしますと、私だけでも二日、三日以上かかりますし、大体私に割り当てられました時間が来ましたので、以上を要望いたしました。私の質問を終わりたいと思います。

○吉田委員長 佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 最初に泉さんにお伺いします

が、いろいろ自然増収が減つてしまつて、新しい

財源の確保といふことが問題になつてきたのです

が、私たちには空閑地税、土地増価税、広告税など

が考えるべき重要な問題だと思うのですが、その

ほかのことでの税金を取るというような問題が議題

になりましたことがありますか。

○東政府委員 お話をのように、経済が安定成長に

いたりますと、だんだんと自然増収の幅が減つてしまつた

が、今後はあまく考えなかつた労働組合員でさ

え、國税厅、税金というものを考えるようになつ

るわけでござります。しかし、これらにつきまし

ては、それぞれ検討をいたしておりますけれども、問題がなかなか多くございまして、急速にど

うものが、よくおわかりいただけると思う。ぜひ

そういう点を考慮いただきたいということをお願

いいたします。

まだ各条文にわたつて、一例をあげましたよ

うに、偽りとくような非常に簡単に、しかもきわ

めて拡大解釈ができる、国民の誤解に対するこう

うことばをお使いになつておるかと思えば、一

方各条文には、昔ながらの非常にむずかしいこと

がそのまま取り入れられておつたり、矛盾した

しておつたり、あるいは通つてもおらない税理士

がこの中にたくさんございます。こういうことを

全部摘して質問いたしますと、私だけでも二

回、三回以上かかりますし、大体私に割り当てら

れました時間が来ましたので、以上を要望いたし

まして、私の質問を終わりたいと思います。

○東政府委員 税制調査会におきましては、三年

間に今後の社会経済の進展に即応した基本的な税

制のあり方ということを中心にしてまいりました

ので、個々のこまかい税の内容についての検討

は、まだ必ずしも十分でございません。

税制調査会のいままでの経緯を申し上げます

と、こどしの自然増収の中で、減税と歳出の増加

双方をまかなうことができてきた、そこ段階に

おいて新税を取り立てるということはなかなか問

題でござりますので、御承知のとおり一般揮発油

税との関連からいたしまして、バランスをはかる

ために石油ガス税はどうしても新しく課税しない

といけないということの答申は出ておりますけれ

ども、広告税とか空閑地税などにつきましては、

まだ新しく課税を起こすべきだというところまで

の結論は出しておりませんのでござります。

○佐藤(觀)委員 主税局などで、広告税のほか

に、いまの空閑地税と土地増価税というものを議

題にされて、研究されたことがありますか。

○東政府委員 これは主税局は税制についていろ

いろ検討いたしておりますので、常にそういう

問題については検討いたしております。先ほど申

し上げましたように、それを実行するにつきまし

てはいろいろ難点がござりますので、いま直ちに

上げますと、いまお話を空閑地税、土地増価税あ

る

い

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

これを実施するというような結論は出しておらな
いわけでござります。

○佐藤(觀)委員 これは鉛治さんによつてお伺
いするのですが、都市の加速的な集中、東京都
がそうですが、東京とか名古屋とか大阪と
か、その他六大都市の集中の度が非常に激しく
なってきて、それのためにいろいろな社会的な弊
害が起きてきていると思うのですが、こういうよ
うな点について政治的に、この佐藤内閣は何らか
の形で解決するというような考え方があるかどうか
か。またこれはこのまま捨ておけば、たいへん
なことになるのじやないかということを考えられ
ますが、この点は一体政府はどうのように考えてお
られますか。これは政治的な問題でございますか
ら、ちよとお伺いしておきたいと思います。

○銀治政府委員 都市過密対策ということはたい
へん問題になつておりますので、始終政調等で議題
になつておるわけでござります。したがつて研究
されておるということだけは申し上げられると思
います。なおいまおつしやつたように、このまま
にしておいて一体いいのか、とてもこれではたい
へんだ。この間の水の問題一つでも、こういうこ
とで追つかけ追かけやっておつては、どうてい
追いつかれないのではないか。何とかしなければ
ならぬということをみな言つておるわけでござい
まして、ただ具体的のなにはまだできておりませ
んけれども、研究中でござります。ことに首都經
済圏ですか、この問題についても、それらの問題
が非常に大きなテーマとなつてあらわれておるこ
とは間違ひございません。

○佐藤(觀)委員 泉さんにお伺いするのですが、
これは多少政治論になりますけれども、いま政務
次官が言わされましたように、過密都市といふもの
は重大になつてしまひたので、都市の土地の値上
がりといふのはものすごく値上がりがつておる。そ
ういうために、いま言う空閑地税とか土地増価税と
いうのを取つたらどうかといふことが議論の対象
になつておりますが、これについて空閑地税ある
いは土地増価税というものを取つた場合に、これ

は御承知のようにかえつて逆作用になるという意
見もありますけれども、これは財源の確保のため
にも非常に重要な思想のですが、その点はどう
いうふうにお考えになつておりますか、伺いたい
と思います。

○泉政府委員 土地増価税につきまして申し上げ
ますと、これはかつてドイツでやつたことのある
税でござりますが、あの当時ドイツでは譲渡所得
に対する課税をいたしておりません。したがつて
土地増価税といいましても、その土地が増価した
ということだけで課税するのではなく、値上がり
をして譲渡所得が出た、それを土地増価税の形で
取るという形であつたのであります。日本のように
に、土地の譲渡に対しまして譲渡所得税を取る場
合には、その譲渡所得税と土地増価税とを重複し
て取ることはなかなかむずかしい問題でございま
す。土地の譲渡をしないでも、ただ最近のように
都市が開発されて地価が上がつた。そこで税を取
ることになりますと、譲渡すれば収入があ
りますので、税金も納めやすいわけであります
が、ただ土地の値が上がつたからといって、従来
からそこに住んでおつた人に土地増価税を取ると
いうことになりますと、土地の値が上がつたこと
による収入がないのにかわらず、税を取るとい
うことで、税の執行上非常に難点が多いわけでござ
ります。したがつて土地増価税といふのは、そ
の執行問題がからんでなかなかむずかしいとい
うのが、私どもの考えでござります。

次に空閑地税でございますが、問題は何を空閑
地とするかということについての基準を設けるこ
とが必要になつてくるわけですが、この基準の設
定が非常にむずかしい。その土地に対して、上に
ある工作物と土地の面積との比率をどういうふう
に見て空閑地と考えるか。それから日本のように
木造で簡単にバラックが建てるところになり
ますと、空閑地と考えておつたものが、それを免
れるために簡単なバラックをすぐ建てることがで
きる、こういったような点からいたしまして、こ
の空閑地税につきましても執行上いろいろ難点が
見もあります。

○佐藤(觀)委員 実はこの空閑地税とそれから土
地の値上がりの問題について調べておつたら、は
からずも一昨日の朝日新聞、それからきのうの毎
日新聞の論文に、これは相当世論が——これは簡
単にすうとやるのじやなくて、やはり論説委員
会で開かれてやるのだと思うのですが、そこに重要
な問題として取り上げられておるということは、
この内閣も社会開発とか盛んに言つておられます
けれども、そういったことに耳をかさずに事をや
るということではたいへんだと思うのですが、私

多い。確かにフランスでは空閑地税をやつております
ので、フランスでできることが日本でできな
いはずはございませんけれども、そういう方針じゃないか。だから
もうこれがうまくいけば、一方においては税金が
見もありますけれども、これは一舉両得だと思うのです
に非常に重要な思想のですが、その点はどう
いうふうにお考えになつておりますか、伺いたい
と思います。

○泉政府委員 お話のように、この税を起こすこと
によって土地の値上がりを防ぐことがほんとう
うような感じがするのですが、その点はどうのよう
にお考えでござりますか、伺いたいと思います。
から、非常に困難でありますけれども、そういう
ところに何らかのくわを入れる必要はないかとい
うふうに考へて、ちゅうちょいたしておるわけ
ではありませんが、これがむずかしいからといって避け
るのはなくして、土地の値上がりをかえつて助長
することによって土地の値上がりを防ぐことがほんとう
うような結果になつてはかえつて問題であると
いうふうに考へて、ちゅうちょいたしておるわけ
も別段、これがむずかしいからといって避け
るのではなくて、土地の値上がりをかえつて助長
するような結果になつてはかえつて問題であると
いうふうに考へて、ちゅうちょいたしておるわけ
でございます。先ほども申し上げましたように、
税制以外の土地供給政策なりあるいは土地の需要
の調整の政策、こういうものと相ましまして、効
果があると認められる場合におきましては実施す
る。それが執行上いろいろ難点があるからとい
ふことは、税の立場から申し上げただけでございま
す。それでからやらないといふ気持ちはないの
でございます。効果があるといふうな見込みが立
ちますれば、私どもとして十分検討してまいりた
い、このように思つておるのでございます。

○佐藤(觀)委員 豪州とか、カナダ、イギリスあ
たりでは実施をされたそうであります。わざと
いた土地の値上げを阻止したというようなことを聞
いておりますけれども、その点は研究されたこと
がありますかどうか。

○泉政府委員 外国的事例はいろいろござります
が、日本の土地事情とかなりかけ離れた事情でござ
ります。ことにイギリスのニュータウンなど、
かなり違つた性格のものでございます。外国の事
情が本当に日本に適用できるとも思つておりませ
ん。しかしまた日本におきましても最近新市街地
住宅開発ということで、相当そついた政策が建

設省を中心にお進められておりますので、そういう方面とも十分連絡をとりながら、今後とも検討してまいりたい、こう思つておるのであります。

○佐藤(觀)委員 むずかしいからといって手をつけないでおけば、何年たつてもむずかしいと思うのですが、一体大蔵当局にそういう熱意があるかどうか。こういうものはむずかしいから取らぬという方針できまつておるのか。なるたけさわらぬ神にたたりなしということで、そういうことが等閑にされると思うのですが、御承知のようにいま住宅問題が大都市では問題になつております。政府も住宅をうんとあやすと言つておりますが、なかなか土地の問題が解決しないので、小さい住宅もできないというような状態になつておるわけです。こういう点について、これは主税局だけにそんなことを言つても無理でありますけれども、その関連で私は、一方において税金が取れ、その上に土地といふものがもつと有効に使われるということになれば、ほんとうに、先ほど言いましたように一拳両得という立場からも、もう少し突っ込んで検討をする必要があるのではないか。そういうことを私は考へるのですが、そういうきざしがある、あるいは税調なんかでも、そういうことについては触れないから、触れさせないようだしていいことではないかというような感じもするのですが、その点はどうですか。

○東政府委員 別段税制調査会に触れさせないようなことをいたしておるわけではございません。私どもいたしましてはすなおに問題を提出いたしまして、税制調査会で議論していただきております。まだその結論を出すまでに至つておらぬことが多いが実情でございまして、ただ先ほど申し上げましたように、この土地についていま土地増税と空閑地税の両方話が出ておりますが、土地増税のほうは先ほども申し上げましたが、土地に、ドイツの例などから見ましても、土地の譲渡があつたときでないと、なかなか課税しにくいのです。そういう点からいたしますと、すでに日本では譲渡所得税がございますので、譲渡所

得税でやればいいということで、これは御承知のとおり昨年の税制改正におきまして、三年以内の保有にかかる土地の譲渡所得につきましては、半額課税にしない。投機を目的としておるような土地の売買から生ずる所得につきましては、そのような課税を行なうことによって、投機的な行為を防ぐということでやつておるのでございます。したがつて土地増税のほうは、いろいろ検討いたしましたが、これはなかなか実施はむずかしいだろうと思います。ただ空閑地税につきましては、いまお話をありましたように、もしこれを設けることによつてほんとうに土地の値上がりが生じるわけだと思います。それだけの熱意は十分に持つておるわけでございます。

○佐藤(觀)委員 土地増税の問題は、固定資産税の問題その他の関連があり、言われたように譲渡所得の問題がありますから、それはできないに

しても、空閑地税というものは、これは大都市に限ると思うのですが、社会政策上いろいろな有益なあれがあると思うのです。しかしながらあなた

の言われるよう、ほかのほうから税金が入っておるから、そういうものを捨てておくといふことになると、あなたが税の公平ということを言つておられますけれども、不公平じゃないか。一方に

おいては何もしないで土地がそのままいま値上がりつておる。一年間にばく大な値が上がつてくる。何も労働を加えないで、ただ持つていておられるだけ、ばく大な収入を得ておるということだけ、それが現状において、これを手をこまねいて捨てておくということは、これは不都合じゃないかと思つておりますか、伺いたいと思います。

○東政府委員 お話をどのように、最近の土地の値上がりが相当激しいものでござりますから、かつて安い土地を持っておった人が、いま非常な資産家になるというような状況が出ておりますので、そ

ういう点から、負担の公平ということからいたしますれば、もちろんそういうところに對して課税をする。ただそれは固定資産税でやり、あるいは土地を譲渡した場合には譲渡所得税でやつていくと

いうことでございますが、いまお話を空閑地税につきましては、広い土地をただ遊ばしておくといふことは、国全体の土地利用の見地からいって好ましくない、そういうふうに思われますので、そ

ういう意味で新しく課税すべきではないかといふことでございます。その基準を税務署員が判定をするということになりますと、昨日からお話を空閑地と見るかということにつきまして、いろ

いろ問題がございます。その基準を税務署員が判断するといふことになりますと、税務署員のそういう基準の認定といふことに対する、いろいろ国民の間に議論のあるところでございまして、さらにもそこにもう一つ加えるといふことになりますと、私どもとしましても慎重に事を運んで考えなければならぬことがあります。そこで慎重に事を運んで考えておるといふことになりますと、いま税務署が相

当憎まれておる。その上また憎まれるのは困る、そういう考え方でやつておられるのですか。

○東政府委員 それは一つのあれを申し上げたのでございまして、それだけの理由で検討を延ばしておるということではもちろんございません。先

ほど申し上げましたように、空閑地税といふことだけでいまの土地の値上がりの対策として十分

でないと思います。建設省方面の土地の供給増加

あるいは需要の調整、この両面の政策と相まって、初めて実効があるものだと思います。建設

省の方面とそりいつた点をいろいろ打ち合わせてほんとうにこの税を施行することが、そういう面においての土地の値上がり防止、過密の解消

といふことに役立つということになるような方向で検討いたしておるのでございます。

○佐藤(觀)委員 私は三、四年前ここで質問し

たのですが、これは笠信太郎さんの意見なんですが、どうも日本のインフレになる大きな一

つの原因をなしておるものは、土地の値上がりと

いうことが一つの重大な要素になつておる、これ

を押えないとなかなか物価の値上がりその他問題が解決しない、というようなことを言っておら

れましたが、どうもわれわれがいま考えるところでも、これはもつと大蔵省自体が、一方において

は税の収人があるし、一方においては土地の値上がりがなければ、大衆が非常に喜ぶというよ

う問題を、なぜちゅうちょしておるのかといふように感するのですが、どうも私たちから考へると、

大蔵省及び國税局においては、取りやすいところから取つて、弱い者だけいじめて、強い者から取

られないというような、弱肉強食のやり方をやつておるのじやないか。だから只松君が言われるよう

に、税務署は一番いやがられておる。おそらく大蔵省もそういう点では、あまり好かれていないの

じやないかと思うのですが、そういうことについて

社会政策的にもある点までこういうものを、

ひととつ突っ込んで考える必要があるのじやないか

と思うのですが、その点あなたの話を聞いておる

と、どうせ人に憎まれるよりは、このままやつて

いけばいいじやないかというよううに、安易な気持ちでこれが積極的に詰め寄つておられないよう

感じがするのですが、その点はどうですか。

○東政府委員 私ども別段、安易な気持ちでやつておるわけではありません。真剣にこの問題を

いろいろ検討いたしております。ただ繰り返して

申し上げますように、こういう問題は税制にあまり過大な期待を寄せられると、かえつてその実効

があがらないのでございます。やはり税制とその

ほかの政策と相マッチして、初めて効果がある問題だと思います。したがつて單に税制だけで片づ

く問題ではございません。他の政策と相まってそれが効果がある場合に、どういうふうにやつてい

くかということを検討いたしておるのでございま

す。

○佐藤(觀)委員 これはお互いにいろいろ回答し

ておつても、大体泉さんがやる意図ないのですか

らしそうがありません。それは他日の問題といた

しまして、もう一つの所得税のことについて、これは膨大な法律でありますから、あとでまた同僚の委員からも質問があると思うのですが、今度五十四万円近くまで免税されましたが、五十四万というと月に五万円の収入の人よりかからないわけですが、もっとこれを思い切ってやる必要があるのじやないかと思うのですが、その点はどうですか。

○泉政府委員 所得税の課税最低限につきましては、毎年所得税の改正の際、常に配意いたしておりますところでございます。ことに御承知のとおり三

十五年以降、経済の異常な成長につれまして、国民の所得が非常にふえてまいりましたが、それに

対して三十五年に所得税の改正を行なわなかつた、これが非常に響きました。その後の所得税の負担がかなり重いものになつております。課税最

低限の引き上げが、所得の増加に十分追いついておらない。そういった状況からいたしまして、昨日もお話しございましたように、学校を卒業して

間もない人が、直ちに所得税の納税者になる、こういった状況も出ておりますので、私どもとい

しましては今後とも課税最低限の引き上げにつ

いては、十分努力いたしてまいりたい、というふうに考

えておるのであります。この程度をどの程度に

してまいりたい、というふうに考えておるのは、

やはり国民生活の実態と所得の増加の実態とい

うものをよくにらんで検討していくしかな

ぬ、このように思つております。

○佐藤(觀)委員 外国との比較は、生活程度も違

いますし、それから物価の水準その他いろいろ違

います。イギリスあたりは、最低のあれはどれくらい

の標準を置いておりますか、ちょっと伺いたい。

○泉政府委員 日本では夫婦子供三人を標準世帯

世帯になっておるかどうかわかりませんけれど

も、そこで見ますと、西ドイツの場合の課税最低

限は、いまのドイツマルクを為替相場で円に換算

いたしますと、約八十三万円になつております。

イタリアの場合は、どうもイタリアの税制は、分

類所得税と総合所得税というので分かれておりま

す。非常に税制が複雑になつておりますが、明確

でありませんけれども、イタリアの場合は、日本

の課税最低限とほとんど変わらない程度のもので

ござります。国民一人当たりの平均所得ではイタ

リアのほうがまだ日本より高いのであります。イ

タリアの税制、ことに直接税は、制度そのもの

と実際に行なわれているところが、かなり違っ

ておるように私ども見受けられますので、そういう

意味ではあまり参考にならないと思います。イ

ギリスも課税最低限は、いまの標準世帯で申し上

げますと八十九万円くらいのところであります。

アメリカが標準世帯で約百二十万、こういった状

況でござります。しかしこれは一人当たりの国民

所得がかなり違いますので、それだけをとつて日本が非常に低いのだというわけにはまいりかねる

と思います。一人当たり国民所得で申し上げます

と、西ドイツは日本の二・五倍でござります。そ

れから比べますと、そこまで追いつくにはなかなか

時間がかかるのじやないかというふうに考えられ

るのでござります。

○佐藤(觀)委員 イギリスとフランス、わかって

おつた概略でいいですからちょっとと……。

○泉政府委員 フランスの場合におきましても、

分類所得税と総合所得税の形になつております。

総合所得税のほうで申し上げますと、かなり上の

ところで総合が行なわれることになつております。

課税最低限が明確に日本の場合と比較できる

ような姿でございません。イギリスは先ほど申し

上げましたように、八十九万円くらいのところで

課税最低限がきまつております。

○佐藤(觀)委員 もう一つ、きのう大蔵大臣が答

弁の中で間接税の問題に触れられましたが、今年

はまあこの予算が通つたからあればですが、来年度

あたりに間接税の新税をつくるような方針がある

言つております。役所もそれがわかつてきたのか

のかないのか。またあなた方は大体税調といいうのではありませんけれども、この間北海道へ行きました。

隠れみのをつくつて、都合のいいときは税調がこ

う言つたから、都合の悪いときは税調を無視する

というような、かつてなことを言つてゐるのだ

が、これは泉さんが悪いのじやない。政府が悪い

のでありますけれども、そういう点について、間

接税がどういふうに検討されておりますか。

○泉政府委員 まだ本年の税制改正が国会を通過

しておらない段階で、明年のことを申し上げること

とは必ずしも適切でないと思うのでござります。

したがつて私どもといたしましては、まだ四十一

年について検討を始めておりません。ただ私ども

が平素から考えて申しますと、間接税につけて申しますと、間接税につきましては、いま個別消費税

の形をとつておりります間接税の増徴をはかること

は、なかなかむずかしいのではないか。むしろ増

徴よりも、三十七年に間接税の一般的な軽減を行

なつたあと、だいぶ時もたつてしまつております

ので、明年あるいは明後年には、間接税について

一ぺん見直す必要があるのじやないか。増税より

もむしろ軽減しなければならぬ事態が起きてくる

のじやないか、こう思つておるのでござります。

明につきましてはそういう状況でござります

めた上でないと、そういうことを無視して税はこ

うあるべきだというふうには、なかなかいきかね

るのではないかと思っておりまして、したがいま

然增收がはたして出てくるかどうか、歳出の状況

がどういうふうになるか、こういう状況を見きわ

めた上でないと、そういうことを無視して税はこ

うあるべきだというふうには、なかなかいきかね

るのではないかと思っておりまして、したがいま

して明年すぐに間接税の増徴をしなければならな

いというふうにも思つておりませんけれども、ま

た明年直ちに三十七年以後の情勢も考えて間接税

の減税ができるというふうにもまだ見当がついて

おりません。今後十分そういう点を検討してまい

りたいと思います。

○佐藤(觀)委員 ちょっと喜田村さんにお伺いし

たいのですが、泉さんがはからずも「金融財政事

情」というところで、税制の簡素化ということを

いいたしまして、なるべく國税に申告書を合わせ

るということをやつていただきまして、さらに地方税と

税とで申告書の様式があまりかけ離れていてはぐ

りません。現在の申告書ができ上がりつたわけでござ

ります。この点につきまして、さらに地方税と申告書を書かれる方々に集まつていただきま

して、それにこちらの原案を見せ、またその後も

われわれが頭だけで考えたのではなくか納税者

の実情に合わないだろうということで、実際納税

者の申告書を書かれる方々に集まつていただきま

して、それをこちらの原案を見せ、またその後も

う一回そうちした方々にお集まり願つて検討いたし

まして、現在の申告書ができ上がりつたわけでござ

ります。この点につきまして、なるべく國税に申告書を合わせ

るということをやつていただきまして、さらに地方税と

税とで申告書の様式があまりかけ離れていてはぐ

りません。しかし何ぶん税法が非常に複雑であるとい

うこととのために、どうも簡素化も

限度もありますために、依然としてまだわから

○佐藤(潤)委員 喜田村さんは大学を出た秀才でありますけれども、大衆は大学なんか出てないのです。そこでこの間百姓の人が来ましたからその話を聞きましたが、それと関連して八百屋の話を聞きました。八百屋だから当然なのかも知れないけれども、申告書をよう書けないので、十五日にはできない。それで夫婦げんかしておるわけですね。ところが税務署はそういうことを何も調べないです。頭から税金をかけてくる。それでその細君はうちのおやじは無能だからと言って、夫婦げんかしておる姿を見ってきたのです。確かに八百屋さんがもう少し勉強したらよさそうなものだけれども、それは将来のこととて、現実にはなかなかそういうことができていないのです。ところが税務署はいまは御承知のように戦後と違つて、相当優秀な人が入っているから、こんなことがわからぬことはないじゃないか、こんな申告書が読めないのでしょうがないじゃないかとしかるのですけれども、訴えはわれわれのところに来るわけです。だからこういう問題は、あなたのほうの税務署長すら申告書がむずかしいということを言つているのですから、ある点までかなを多くしたる、あるいは文章でも――あなたのほうの解説や手引きを見れば、われわれはどうにか理解できます。けれどもほかっと上から申告書をもらった者にとっては、これは全く胸につかえるくらいのものじやないかと思うのです。そういうのが日本の税金を納めるいわゆる中小企業の人々の姿だと思うのですが、その点についてあなた方が自分たちの学力から考えて平易だと言つても、大衆はレベルは正直言つて低いのです。だからそういう点を思い起こして、この申告書なんかをつくついたりだきたい。これはあなたのほうの都合のいいようにつくつてあって、納めるほうに都合のいいように書いてないのです。これを納める側に立つてや

らなければ、なかなか民主化というのはできないと私は思うのですが、その点はどういうようにお考えになつておるのか、これも伺いたいと思います。

○喜田村説明員 現在の申告書の一番主眼としておりますのは、非常に複雑な税法を、この申告書に書ききます場合に、なるべくわかりやすく体系的にまとめ上げる、こういう納税者の一番書きやすい申告書にするということが第一の主眼になつております。そうしたねらいで先ほど申しましたように、実際に諮問委員会に集まつていただいたのは、いまの町の中小企業の方々あるいは自由職業の方々、そうしたほんとうに申告書を書かれる方に集まつていただいて、検討いたした次第であります。さらに今後ともそうした実際に書いておられる方々の御意見も取り入れる機会のありますときには、こうしたこれらの御意見を反映させていただいて、できればもう少しこれをわかりやすい申告書にしたいと思っております。ただ先ほど申告しましたように現在の税法の複雑さという点から見れば、それにもある程度の限度はあるのではないか、こうは考えております。

○佐藤(觀)委員 それは喜田村さん、百姓なら百姓、八百屋なら八百屋、中小企業者なら中小企業者に端的にわかるような方法を講じないと、日本者に同じような申告書では、それは徹底はいかぬと思うのです。これはひとつ考えていただきたい問題だと思うのです。

それからこれは名古屋で起つたことであります。

があつたというので、非常に面倒を失墜したということを言つておこつていまつたが、こういふことは少し行き過ぎじやないか。いま税務署がきらわれる点は、金を納めたくないからという点もありますけれども、ある点までそういう思いやりがありますけれども、ある点までそういう思いやりがあつとなき過ぎるのじやないか。少なくとも特別調査があるから悪いことがあるかもしないけれども、まだどうぼうをやつたわけじやないですか、そういうことをひとつ――これはおそらく名古屋で起つた事件だと思うのですが、われわれの耳に入らなかつた。たまたまそこのうちの人人が私と懸念なものですから、先生、これだけはひとつ大蔵委員会で質問してくれと憤慨して言つておられましたが、だいぶ前のことであります。そういうことについてもう少し指令を出す必要があるのじやないか。こんなことはど指令を出さなきでも、もう少しこういう点について税務署は黒いやりをしてやるべきじやないと考へるので十分が、この点はどう考へていますか。

で、私は名古屋の都部のほうから出ているのですが、この間税務署のほうから——これは農業所得のほかに働きに多少行っているのだろうと思うのですが、そういう人のところが百軒ばかりあるところに、三十軒くらい税務署のほうから、あなたのうちにはかに收入がありますよと言つて、親子で年六十万とか、あるいはこれは三分の一くらいは思い立つてやつたのだと思うのですが、百姓の人は御承知のように自分の仕事を詰めて、あるいは半日なり一日なり働きに行く場合もあると思うのですが、こういうことでどんどん税務署が何でも取るということになると、どうせ取られるくらいなら遊んでおったほうがいい。そういうような結果が出てくるのですが、ことしはそういうような方針が国税局でできましたか。これは部分的に名古屋の国税局だけやっておるのかもしれませんけれども、そういう新例が出てきましたが、こういう点は全国的なことになっておるのかどうか、ちょっと伺つておきたいと思います。

一

持つて、いつてやつておるから、仕事はほとんどできない。そこに来て見ればいいじゃないかと言つたって、平常の業務というものはできないと思うのです。しかもその疑点があつたならば、こ^ういう疑点があるが、これについてはどうかといふ形で、納税者の意向を確かめていくといふ方向ならいいのですけれども、まだあるはずだ、まだあるはずだといふようなことで、つかんでいることは伏せておいて、そしてまるで誘導尋問みたいなことをやる。ですから納税者のほうでは、これをやられたのではかなわないから、なくてもあってもいいから、もうやけのやんばちだということを、この程度ならどうでしようかというようなことで、ありもしないことまで言つてしまつて、形に追い込まれていく。これはゆゆしい事態だと思います。そういう形に追い込まれないような配慮というのが、国税庁としてはぜひ必要だと思うのですが、これについてあなたと、それから政務次官からも関連してぜひお答えをいただきたいと思うのです。

○喜田村説明員 税の調査は、もちろん課税の公平、つまり正直者がばかをみないということをねらいとして行なわれるわけであります。しかし税務官庁側のためにあるということだけでなく、その運用にあたりましては、納税者側のたとえば人権の問題であるとか、あるいは事業の円滑な遂行、そうしたことも十分尊重しなければならない。そのかね合いをどこに求めるかというが、質問調査権の具体的な限界ということになるだろうと思うわけでございます。そうした意味で国税庁といたしましては、実際に調査する場合に、そ^うした納税者の人権であるとか、あるいは事業の円滑な遂行であるとか、そうしたことは十分尊重するように、かねがね指導いたしておるところでございます。さらに今後ともそうした点につきましては行き過ぎのないように、十分な指導をしてまいりたいと思います。

られるといふような段階になるのが、一番望ましいところでございます。そうした点につきましては、納税者のたとえば更正決定があつたというような場合には、すぐ今後そうしたあやまちのないようにということを納税者に指導をするとか、あるいはそれ以外に一般的に納税者に對して申告指導を徹底する、こちらが調査を行つて調査額を是正するというやり方を第二義的なものといたしまして、第一義的には納税者自身の正しい申告ができるような態勢をつくっていくということを、現在の税務行政の第一義として運用する。それが結果的には調査における摩擦といふようなことをなくす基盤にもなると思われますので、そうしたところについて力を入れて、大いに指導しているところでござります。なお調査のやり方につきましては、今後とも行き過ぎのないということにつきましては、十分指導をやっていきたいと思っております。

を、まつこうから否定しているのじやないのであります。しかし実際にやつておることを見ておりますと、先ほど申し上げましたように、まだあるはざまだ、まだあるはずだということで、精神的な拷問にかけている状態が続いているわけです。ですかね、もうやるせないということで、ある線まで出せばいいのじやなかろうかという空氣、これがあることについては、徴税者側として最も戒心しなければならないことだと思うのです。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

ですから、たとえば先ほど申し上げました帳簿等にいたしましても、業務に支障のないという配慮があるならば、その調査の対象の人と話し合いまして、たとえばそこの事務所の別室はないかといふようなことで、すぐ平生の仕事をやろうと思えばその帳簿が見られるような態勢の中で調べていく。実際には旅館に全部持つて帰っている。そこだらうと思って旅館に出かけても、そんなものはおらぬということではね返す。これではとてもだれのための徴税行政かということになりますのでは、これは私はまたいろいろお伺いしたいと思っておりましたけれども、佐藤委員からいま御質問がありましたので、関連でお尋ねするのですけれども、皆さん方の配慮というものはそこら辺にあります。私はまだいろいろお伺いしたいと思つたと思いますが、前線に行きますと、それがそのまま伝わっていない。ここに一番問題があらうと思うのです。ですからそういったこまかいところまで指導していただきよう、この際強く要望いたしたいと思うのです。関連ですからこれで終わりたいと思います。

一つ注意していただきたいのは、調べに行くくら
は、失礼ですけれども月給五万円足らずですね。
こんなに受け取ってというような、そういうふ
うちょっとした根性もあるわけですね。そういう見
ただけは、これはぜひひとつ——われわれは公務員の
員のベースアップを、坊さんなど熱心に言ってお
るのですけれども、そういうことは私はわかるの
です。わかるのだけれども、それは社会概念上、
これはあるところまで相当収入が多い人もあるの
だから、そういうことがないようにしていただき
たいということが一つあるのです。

もう一つは、私がいま芸術議員連盟をやつておる
のですが、その中で、いろいろ国税局のほうも、
また東京国税局のほうもいろいろ親切にしていていた
だくようになりまして、だいぶ進歩しましてたけれ
ども、この芸術家の収入というもののほどわからぬ
ものはないのです。特に絵かきなんか是最もわか
りにくいのです。作家は書いたものがあるから金
金はわかるのですけれども、一人一人税の対象が
違うわけです。これはその人その人によって違
うわけです。こういうものをどういうように処理
をしておられるのか。私も具体的な問題が出てく
るものですから、一つ一ついろいろ検討していく
たいと思うのですが、この点について、いろいろ
誤解があるのでないかと思われますけれども、
非常に不平が多い。舟橋聖一君なんか、しようと
ちゅう不平を言つてゐる。私たちも名古屋に帰つ
て向こうの人には、何を国税局の役人があなたたち
の収入をもらうのではない、これは国でもらう
分だからして、何でも取れるだけ取ろうというの
ではないと言つて説明はしておりますけれども、
しかし現実に非常に大邸宅に住み、一方において
は非常に大きな収入がある人が、案外少なくて、
一ます一ますベンで原稿を書く人のほうが税金が
つらいという現状はやはり考えてやらねばなら
ぬと思うのですが、その点はどういう処理をされ
ておるか。喜田村さんでも直税部長でもいいです
けれども、われわれが言わなければだれも言つて
きませんから、いまの問題と関連してちょっとお

伺いしたいと思うのですが、どうですか。

○喜田村説明員 最初の、また有馬委員からお尋ねのありました非常に調査の行き過ぎがあるという問題につきましては、それほどたくさんの人員が行く場合には、もちろん幹部がだれかついで行つております。十分その幹部に調査のやり方といたことにつきまして注文をつけられまして、そうした調査の行き過ぎのないように、あるいは税務署、国税局には苦情相談所というものもございまして、苦情を申し入れることがなるべく気軽にできるというような体制もつくっておりますので、そうした機会を通じて、もし調査の行き過ぎがございましたならば、幹部を通じて是正していくただくという方法をとつていただきたいと思いますし、もちろんこちらとしても、今後とも十分こうした点については指導してまいりたいと思います。

それから税務職員の月給が低いとか、あるいは

待遇が悪いといつたために偏見を持つて——偏見と申しますか、一応そうした感情のことから、調査の行き過ぎがあるのでないかといふことにつきましては、そうしたことではないと思いますが、

なおそうした誤解を招かないよう、なるべく税務職員の待遇の改善、特に給与の引き上げ、宿舎の整備あるいは庁舎の整備とか、あるいはレクリエーションの活発化、そうしたことなどを通じしまし

な、全体として自分の仕事をするように指導しているところでございます。

なお、作家の所得につきましては、現在御承知のよう

のように個々に実額調査をする作家もありま

すし、あるいはそれではなくて一般的な標準率とい

うもので課税している作家の方もあるわけでござ

ります。この標準率をつくります場合には、單にこちらのほうで一般的に推計してつくるというの

ではなくて、個々の実額調査に基づきまして実例

で、

一

基づいた標準率をつくっていくということで、

実情に即した課税が行なわれるよう配意いたし

ております。ただもちろん御承知のように作家の

収入のほうは大体わかりますが、経費の面が非常

に不明なところが多いために、両者の間に争い

のないという最後の経費の額まで十分はつきり確

定することができないという場合が多いと思いま

す。そうした場合におきましても、なるべく無理

のないような課税をするように、特に職業の性質

から見まして、必ずしも全部について証拠がなけ

れば認めないと、いうような無理な課税はしない、

こういうふうに指導しております。

○佐藤(觀)委員 国税庁の方も忙しいし、仕事が多岐にわたるし、めんどうなことだから、なかなか思うようにはできないでしようけれども、立場上十分に考えてやつていただきたいと思うのです。

それからもう一つ、農業所得のことで伺いたい

のです。私のほうにちょうど埼玉の安行と同じよ

うな町が三つばかりある。祖父江とか平和とか稻

沢など、これは苗木の名産地ですが、ずっといま

まではミカンとかカキとかクリの苗などというも

のは、反別で税をかけておったようあります

が、ことしからミカンだけは反別でなくして、新し

い所得方式で税を取るようになったそうです。こ

れも国税庁からそりとういう方針に変えられたのか、

あるいは名古屋の国税局でやつておるのか。米や

麦なんかは反別で取つておるのです。苗木という

ものも同じように反別で取つておつたようあり

ますが、何か方向転換をするような素因とか、あ

るいは事情があるのですか。

○喜田村説明員 こちらで指示したかどうか、あ

ちよつといまのところはつきりわかつておりませ

んが、こうした農業所得につきまして、標準

率、標準課税と申しますと、どうしても画一的に

なります。そうした場合に、米作というようなも

のでありますと、場所によりましてそれはど

れども、非常にばく大なあれが引かれることに

ます。

それから泉さんにまたお伺いするのですが、租

税特別措置法の中で、私は御承知のように証券界

のいまの沈滞を非常に憂えているものであります

けれども、今度は、この間松隈さんがここで反対

をされておつたのですが、税調にないようなわ

ゆる証券の分離課税を今度の法案で出されたのです

けれども、これはわざかのことならいいのです

ます。まず第一に、利子について源泉選択制度を導入

するということは、時審奨励の趣旨に反するとい

ます。

なったのですが、これはどういきさつです

か。一ぺん泉さんに伺いたいと思います。

○泉政府委員 配当所得に対する課税につきまし

ては、かねてから証券界のほうから利子と配当と

の間に課税不公平がある。というのは、利子に

ついては源泉分離の五%課税になつておるのに対

して、配当については源泉徴収は五%だけれど

も、それを全額控除される。それでは配当の場合

には譲渡所得が非課税になつておるという点はあ

れけれども、それは増資が非常にたくさん行なわ

れておつた当時はそういうまみもあつたけれど

も、増資の速度が非常にぶつてきまして、利回

り本意の投資になつてくると、その譲渡所得の非

課税という恩典は少ない。むしろ利子の場合の分

離課税によるとの配当が総合課税にされるのとの

間の不公平が目立つてくる。これを何とかしてく

れ、こういうお話をあつたわけでございます。

そこで、非常に大きな税金になるわけなんで、こうい

うかと思ひます。

うことで、この源泉選択制度の導入が実現できなくなつた。そうしますと配当のほうで、従来から利子とのバランスを言つておりましたから、利子のほうが分離課税ということになるのであれば、配当のほうもしかるべき優遇措置を講じてくれなければ困るということから始まりまして、一銘柄三万円まで確定申告をしないということについて、一銘柄五万円までというふうに拡大され、さらにその上に源泉選択の制度を導入しろということに相なつたのでございます。その結果、配当につきましての税制は、確定申告をして源泉徴収された税額を還付を受けるような階層、それから確定申告をしないで済む階層、それから源泉選択でやつっていく階層、さらには配当が年五十万円をこえるとか、あるいは一会社の株数の5%以上の株数を持つていていうことから源泉選択ができるなしますと、税制上、ことに負担の公平という点から、非常に問題のあるところでございます。何んにも証券市場の不振のおりから、資本市場を育成強化するというためにやむを得ずとられた措置である、このように思つております。

そういうふうに考えるのです。そういう点であなたの自身をあまり責めるのもあれだけれども、あなたが主税局長をやつておるのだから、やめれば知りませんけれども、あなたがここでやつておる以上、大臣が来ないから、あなたに突っかかるようしょうがないのですが、どうですか、私はそういうふうに解釈をしておるので。泉さん、利子の分離課税というのは、大体金のある人に都合がいい。貧乏人には何も恩典はない。それは国全体のあれは、貯蓄の増強とかいろいろ名目はつけますけれども、やはり貧乏人でも税金を出しておるのですからね。そういう立場からすれば不公平だと思うのですが、その点はどういうふうにお考えでしちゃうか。

○泉政府委員 株式を持っておる場合、一社に集中して持つておるとその配当額が三百万円になります。したがつて源泉選択ができる。それを数社の株を分散して持つということになりますと、その配当が五十万円未満でございます。以上になると課税になりますが、未満でありますれば源泉選択の道が開かれておる。したがつてこういう源泉選択の制度は、源泉徵収税率が五%と配当控除が一五%とござりますので、合わせて三〇%，したがつて上積み税率が三〇%をこえる階層、具体的に申しますと、課税所得で百八十万円をこえる階層、この人が有利になるわけであります。しかもその所得の上積み税率の適用段階が三五より多く、六〇、七〇というふうに非常に所得の高い人ほど有利になる。これはお話をとおりでございます。それだけの税負担の公平という見地からは、いろいろ問題があるということを申し上げておるのであります。

○佐藤(觀)委員 租税特別措置というのは、これは非常に悪い法律でありまして、大口、大きなあれを持つておる人だけが税金をのがれるというような方法で、これはわれわれが租税特別措置に反対するのは、ゆえなきにあらずであります。そこで今度はまた利子でさえ悪いところに、配当のことは、これはこの間堀委員からいろいろ質問がありましたから、私はくどいことを申し上げませんけれども、こういうところは泉さんが矛盾しているのじやないかと思います。たとえば空閑地税のようなものはむずかしいから税金を取らないが、配当所得に税金をはずしたら、よくなるといふような矛盾したことを考えられておるというふうに感ずるので。こういうところはよほど大藏省として考えていただかないと、私としてはこういう不公平なことは、不平を持つていうような考え方方が国民に渡ると、これは大きな問題になるのじやないか。一方においては非常に大きなものだけを大目に見て、黙つて弱い者には何にも恩典が得られぬというような、こういう風潮があると、これはもうたいへんことになるのじやないかと

いうような感じがするのですが、そういう点はどういうよろな指導をされていくのか。私は泉さんとの気持ちはわかりますけれども、どうも一貫したあれがないように考へて、非常に残念に思うのですが、こういう点はどのように説明をされたいと思います。

○泉政府委員 お話のように税負担の公平ということは、税制の根本でございますので、税制を考えていく場合に、これを最も重要視していくべきことは、お説のとおりでございます。したがいまして所得の少ない人、生活程度の低い人に課税をして、所得の多い人、生活程度の高い人に課税がゆるやかになるということは、決して望ましいことではございません。したがいまして私どもいたしましても、そういう点につきましては今後とも努力してまいりたいと思いますが、それにつきましては大蔵省だけというのでなしに、国全体の、特に政策指導階層がそういう気持ちになつたましても、そういう点につきましては今後とも努力してまいりたいと思いますが、それにつきましては大蔵省だけというのでなしに、国全体の、特に政策指導階層がそういう気持ちになつたまらないと、なかなかむずかしい問題ではないかと思うのでございます。私だけでそういう点をがんばつておりますが、かえつてそうすると主税局ファンショだというふうにも言われかねないと存じます。そういう点につきましては、私どもとしても十分努力してまいりますが、国全体がそういう方向に進む必要があるのではないか、このように考へております。

自署押印してということは、なかなか期待するところがむずかしい。しかし善良なる管理者の注意をもって業務執行に万全を期さなければならぬ代表者には、それだけの義務を課するのがあたります。

○横山委員 これは何としても私は納得できなさい。この四項の効力に影響を及ぼさない、この四項がなければ私は罰則は可能性があると思う。自署押印を出せ、けれども自署捺印であろうとなかろうと、申告の効力に影響を及ぼさない。そんなに割り切つておるのにかかわらず、自署押印をしました。

一年以下の懲役、二十万円以下の罰金。私はいま法務委員会の理事をやつておりました。一年以下の懲役というものは重罪ですよ。そうでしょう、鍛治さん。あなたも専門家だからよくわかりのはずだ。一年以下の懲役、二十万円以下の罰金ほどの重罪であるのに、自署押印したかしなかつたかについて、法律的効果がないと言つておるじやありませんか。こんなばかな話がありますか。どつちか削るべきだ。

○泉政府委員 自署押印が法律的効果がないとおっしゃいますけれども、自署押印しなかつたら、それでは法人税の申告としての効力がなくて、税金を取られぬでもいいのだということになりますと、これは変なことになるのです。したがって自署押印がなくて、申告書としての効力には影響を及ぼさないということをございます。ただ御承知のとおり法人税の申告は、法人の確定決算を基礎にして申告をすることになつております。したがって善良なる管理者としての注意義務を果たすべき業務執行の代表者は、自分の法人の申告書について確定決算を基礎にしたものであるということを十分確認した上で、出していただきたいことをおっしゃります。効力に影響がないということは、申告書には署名捺印はあるべきものなんだ。それが大前提です。あるべきあるが、署名捺印をしないからといって、この申告書を土台にして徵稅をせぬというわけにいかぬから、申告書としてはほんとうに完備したものであります。自署押印をしなかつた場合の罰則の懲役一年以下といふことが重いかどうかということにつきましては、いろいろ御意見があるかとも思いますが、されば法人税の申告書

は重要な申告書であるということを考えまして、こういうようないくつか規定になつておるのあります。罰則を適用する理論が成立するなら、所得稅法だって同じことですよ。会社の代表者の申告書であらうと個人の申告書であらうと、申告書に変わりがない。稅法が申告書に期待しておるものについて、何ら輕重の差はない。判こつこうとくまいと、申告の効力には影響がない、自署であるうとなかろうと申告の効力には変わりはないと断定しておる。それにもかかわらず、自署してなかつたら一年以下の懲役だ、二十万円以下の罰金だ。それは政府の立場がちょっと過ぎはせぬか、こういうことなんです。稅理士法のものには、署名押印をしろ、けれども署名押印をしてなくとも申告の効力に影響はないのだ、それは罰金がない。所得稅法は全然書いてない。罰則について全部を統一しろという理論よりも、ここに効力に影響がないと言ひながら何もならない。とにかく申立て言えども、自署押印は何も関係がないと言ひながら、押印しなかつたやつは一年以下の懲役、二十万円以下の罰金だ、こんな矛盾した論理がある。

○鍛治政府委員 私は黙つておるのでないが、法務委員会でやっておりますが、これは一年以下の懲役なんですよ。二十万円以下の罰金が他法と同じとおりだと思う。しかもそれは過去一回もそれによって適用されたことはないという事実を知るに及んで、何をか言わんやといふところですけれども、またあしたあらためやります。

○吉田委員長 午後一時四十分より委員会を開会することとし、この際暫時休憩いたします。

午後二時六分開議
○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○平林委員長 きょうは私、なるべく重複を避けまして、税三法についての質疑を続けたいと思いま

す。
初めに、租税特別措置の昭和四十年度、平年度ベースで計算をいたしますと、どの程度の減収額になるだらうかという点につきまして、政府から

に判こつを押さずにおつて、これは無効のもので取つたら何事だと言われるから、さようなことは言わせぬぞ。押さぬでも取るぞ、これだけなんでは罰則、これが百六十一条だと思います。重いか軽いかは、これはまた別の議論でございます。

○横山委員 所得稅法はなぜそれが入らないか。が、所得稅法はやらぬでもいいだらう。法人のほうはやらなければならぬというのが、このたまえだと思ひます。

○横山委員 問題提起ですから多くは言いませんけれども、これは明らかに矛盾している。そんな矛盾をしておいて、しかもいま刑法の議論なんか法務委員会でやっておりますが、これは一年以下の懲役なんですよ。二十万円以下の罰金が他法と同じとおりだと思う。しかもそれは過去一回もそれによって適用されたことはないという事実を知るに及んで、何をか言わんやといふところですけれども、またあしたあらためやります。

○泉政府委員 申し上げますと、大きく分けまして貯蓄の奨励関係におきまして、これは利子、配当、有価証券の譲渡所得の非課税、生命保険料控除、損害保険料控除、これらを全部含めてあります。

○泉政府委員 申し上げますと、大きく分けまして貯蓄の奨励関係におきまして、これは利子、配当、有価証券の譲渡所得の非課税、生命保険料控除、損害保険料控除、これらを全部含めてあります。その次が企業の内部留保の充実で、価格変動準備金、異常危険準備金、渴水準備金、違約損失補償準備金、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、証券責任準備金、それから配当課税措置、特定協同組合の課税の特例、これらを全部含めまして三百五十五億円、それから三番目に技術の振興及び設備の近代化の関係の特別償却と、探鉱準備金がありますが、これが二百十億円、それから産業の助成措置として、技術等海外所得の特別控除であるとか、輸出割り増し償却、新規重要物産所得の免税、重要外國技術使用料課税の特例、航空機用揮発油税の免税、航空機の通行税の免税、重要機械類の輸入関税の免税、低開発地域、産炭地域などの工業用機械等の特別償却、それから清算所得課税の特例、これらを合わせまして三百五十五億円、それからその他といしまして、米穀、米の予約減税の特例、社会保険診療報酬の特例、新築家屋、貸し家住宅の特別償却、新築住宅の登録税の軽減、増資登録税の軽減、それから特定公共事

御説明をいただきたいと思うのでございます。○泉政府委員 租税特別措置による減収額につきましては、毎年度資料をお出しいたしております。四十年度の資料もお手元に差し上げておると存じますが、昨年は、租税特別措置による三十九年度の減収額は二千九十八億となつたのであります。本年の場合に見積りますと、二千百七億と相なっております。

○平林委員 ただいま資料の提出がすでにあったというお話をございますが、私まだそれを見ておらなかつたものでありますから、合計については五千百十七億でございますが、それでは一応事項別に、貯蓄の奨励や内部留保の充実、その他の区分に従つてちょっと御説明をいただきたいと思います。

業に関する譲渡所得課税の特例、生前贈与の農地にかかる納期限の特例、これらを合わせますと三百四億の減収になるのです。ですが、交際費の課税の特例におきまして三百八十億の増収をはかりますので、その他におきましては七十六億の増収になる。以上合計いたしますと二千百十七億の減収となります。減収だけを合計いたしまして三百八十億の交際費課税の特例分の増収を差し引いておりますので、それに三百八十億を加えますと二千四百九十七億になるのです。それから増収分を差し引いたネットが二千百十七億ということです。

○平林委員 この資料は私が受け取っておらないのがほんとうのようです。だからお手元に差し上げたなんというのはちょっと間違いだから、訂正しておいていただきたいのです。

いまお話をございましたように、交際費課税の特例の増収を除けば、例年どおりの試算でまいりますと二千四百九十七億円、こういうことでございまして、大体わかりました。ところでこの二千四百九十七億円、これは四十年度の試算でございまが、大体試算をしたあと、一年たって、実際ますと三千四百九十七億円、こういうことでございましておいたところは例年たくさんあるものなんでしょうか。

○泉政府委員 これは歳入見積もりについても言えるわけでございますが、当初予算のとき見積もりました数字とその後の実績とでは、その年ににおける経済成長のぐあいが違うというようなことで若干の相違が出てまいります。しかしその相違はあまり大きなものではありません。たとえて申し上げますと、有価証券譲渡所得の非課税によって減収が出ておると見込んでおりましても、株式の市況が悪くて売れば損だというので、譲渡所得の非課税の適用を待つまでもなく、非課税の特例が何ら効果を生じないというような場合もございまして、そういう場合には、売れば譲渡損が出るだけで、非課税にしておることの特典が生かされないと、いうことになってしまふこともあります。それから預貯金の利子につきまして、特例に

よる減収を計算しておりますが、この預貯金の額が動いてくると——ということは、預貯金がふえますと、減収がもっと大きくなる。従来の傾向からいたしますと、預貯金は、当初に見込んでおったよりも若干ふえるのが多うございます。したがつて当初に見込んでおったものより、そういう面においてはふえるのがある。そうしてふえるのと減るのと差し引きいたしますと、結局あまり変わらない、こういったことになっております。

○平林委員 例年こういうふうに試算を出していらっしゃいます。その後実績がどうであるかということを私一度確かめたいと思いますから、後でけっこうでありますので、その資料を御提出いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○泉政府委員 あまり古いのはいまのところないかと思いますが、たとえば一昨年くらいまでの資料はありますので、その点は後日またお差し出し申し上げます。

○平林委員 それから私最近ちょっとこの問題に疑問を感じたのであります。政府から提出をされておる租税特別措置及びその減収額一覧は、ただいまのように総トータルでは二千百十七億円でなければ二千四百九十七億円ある。まあかなり大きな金額になるわけでございます。それだけでなくて、実際上の企業に対する減税効果としては、実際上の企業に対する減税効果といふものは、もつと大きいのじゃないかといふことをいふふうな感じがしたのですけれども、私がいま一覧による金額よりも、各企業企業にとつてはかなり大きな減税効果になつてゐるのじゃないかといふふうな感じがしたのですけれども、私がいま聞いたしまして、われわれが承知をしておる減収を廃止して約三百億円の増税になるということを、何か間違ひじゃないのじゃないかといふふうな感じがいたしまして、びたり合つておるわけでございます。そこから考えてみると、輸出所得控除額を二百億円の輸出の面を見ますと二百一億二千四百万円でございまして、びたり合つておるわけでございます。そこから考えてみると、輸出所得控除額を二百億円の輸出の面を見ますと半期約八百億円の生産をして二百億円の輸出をしておりますが、輸出所得控除額廃止によりまして約三百億円の増税になります。」こう書いてあるわけです。私はて、輸出所得控除額の廃止で三百億円の増税になるということが書いてあります。それが輸出所得控除がたつて、かなり負担がふえたということはあるうと思います。御承知のとおり輸出所得控除を廃止したことに伴つて輸出割り増し償却をふやすとか、技術等海外取引の特別控除を拡大するとか、あるいは海外市場開拓準備金を設けるとか、海外投資損失準備金を設けるとか、という措置を講じて、そぞいつたカバーをすることにしておりますけれども、全体としては輸出所得控除の二百十五億を上回る減収になつてますけれども、個々の企業にとってみると、今回の昨年とりました措置はかなり大きなかれた措置になつておりまして、從来輸出所得控除の特典を非常に受けたった会社に

とつては、かなり効果の薄いものになつておるところはいなめないと思います。

○平林委員 さてそこで、いまお話をようやく限られた会社でございますから、そういう輸出をしておる、しかも相当多額に輸出をしておる会社にとつては、非常に大きな減税の効果があることは、三百億円という数字は別といたしまして、ちよつとそのような疑問を感じたわけあります。会議録をちよつと読んでみますと「まず最初に、現在経営者が最も希望することは企業減税でございます。今回の減税案によりますと、法人税率は1%引き下げであります。一方、輸出所得の控除の廃止は、輸出産業に

ております。それまでは全体で二百十五億の減収になつておられますから、それではわれわれの希望とは全く比較にならないのであります。それから預貯金の利子につきまして、特例に

ざいますから九十億円、こういうふうにいたしましたと政府が從来発表いたしておりました輸出所得控除の額と実際の減税効果という面では、いろいろな面に響いてこんなに大きくなるのじやないかという感じをするのでございますけれども、その点はいかがですか。

○泉政府委員 これはそうではございませんので、日向方斎さんの經營しておられるのは住友金属工業でございまして、金属工業が鉄鋼を輸出しておるその輸出高が二百億円、したがつて利益率が一割としても二十億あります。二十億の法人税率を計算しても、輸出所得控除による特典があるのは十億にもならないのでありますて、三十億といふのは一けた違ったとしても三十億台、しかもその三十億は私は多過ぎると思う、こう申し上げたのでありますて、私どもは三十億を是認しておるのではございません。いずれその金額は確かめた上でまた御返事いたしますが、住友金属工業自体が十億も特典を受けてはおらなかつたであらうと思います。半期十億でありますから、年に直すと二十億になりますが、二十億も受けておらない程度だと思います。それから商社のほうは輸出所得控除の割合がメーカーと違つて低くなつております。メーカーのほうは3%であります、商社は1%でございます。そりへん点からいたしまして、商社の特別控除に伴う利益はわりに少ないのありますて、私どもが調べた実績によりますと、二百十五億のうち商社全体で六十億、こういう数字になつております。

○平林委員 私は実際に政府が発表する減収額一

いろいろな企業の内容から見て過小である。つまり減税効果はこういう面ではまた少なくなる。しかし租税特別措置においては政府が発表した数字よりも、大きな効果になっているのではないかということを感じたのであります。そこでこれはひとつ今後の各企業に与える減税効果という点から見まして、主税局において御調査願いたい。そして特定の企業だけではなくて、主要産業のかなり大きな法人組織は、それぞれいろいろな租税特別措置によつてどの程度の恩典を受けておるか、その資料をひとつまとめてもらいたいわけでございます。従来私いろいろな資料を調べてみるのでありますけれども、どうしても見当たらぬわけでありますて、これはやはり政府のほうから調査して提出されども、どうしても見当たらぬわけでございますから、大体常識的にこういう企業は、現在政府が法律によって行なつてある租税特別措置で、これをひとつ主要な産業、企業でようございまますから、大体常識的にこういう企業は、現在政府が法律によって行なつてある租税特別措置で、このぐらいの恩恵になつてゐるかということを、見当をつける意味で必要な資料としてまとめていただきたいのですけれども、いかがでしようか。たゞ骨が折れますか、私どもといたしましてはそういう点には今後気をつけていかなければならぬと思っておりますので、できる限り資料を集め、そういう資料を作成したいと思つております。

それから念のために申し上げておきますが、日向さんがおつしやつた法人税率1%による住友金属工業の受けれる利益が少なくなるというのは、実は交際費課税をやりますので、これを強化しますと、あいう交際費を相当多額に出しておるところは、その影響を相当受けまして、かなりその負担があふれる。したがつて法人税率を1%下げましてもその効果がわりあい少なくなる、これは確かにあります。そういう意味では、そういう恩典を受けるかといえば、二千万円にしかなりません、つまり今後の法人税率の引き下げ1%によつて、この企業がどのぐらうかといふ、同じ日向さんが、今回の法人税率1%の減税効果といふのは、違うのではないかという疑問をとりあえず申し上げておきます。これはなぜ言つたのですか、日向さん、この問題に響いておるのではありませんが、日向さんはおつしやつた法人税率1%による住友金属工業の受けれる利益が少なくなるというのは、実は交際費課税をやりますので、これを強化しますと、あいう交際費を相当多額に出しておるところは、その影響を相当受けまして、かなりその負担があふれる。したがつて法人税率を1%下げましてもその効果がわりあい少なくなる、これは確かにあります。そういう意味では、そういう恩典を受けるかといえば、二千万円にしかなりません、つまり今後の法人税率の引き下げ1%によつて、この企業がどのぐらうかといふ、同じ日向さんが、今回の法人税率1%の減税効果といふのは、違うのではないかという疑問をとりあえず申し上げておきます。

○佐々木説明員 先ほどの分類に従つて申し上げますと、貯蓄の奨励関係で三百八十五億、内部留保の充実ということでの各種準備金等の関係で七十二億、技術の振興及び設備の近代化といったよな特別償却の関係において九十七億、産業助成の関係におきます技術等海外所得の特別償却その他で六十億、その他の項目として米穀所得の課税の特例あるいは社会保険診療所得の特例等、それから交際費課税の特例によりまして、これらを合計いたしますと三十七億の増、そのうち交際費課税の特例分が百七十六億の増になつております。

○平林委員 ただいまお話をございましたように昭和四十年度で租税特別措置の地方税にはね返る分は五百七十七億円、交際費課税の特例を除いて考えますと七百五十三億円、相当な地方財政に対する犠牲がしいられておる。私は国の施策としておやりになる問題は議会で議論はしておりますが、それがすなわち地方税の犠牲をしるという結果になつておるのは適当ないと考えるのでございまして、この点は何らかの解明を必要とするのではないかと思つておきます。自治省のほうでは何かこれに関する御見解はございますか。

○佐々木説明員 地方税に最も大きくはね返つておられますから、ちょっとお伺いをいたしますけれども、ただいま私の質疑を聞いておられましたとおり、國税において租税特別措置の恩典は合計でおよそ一千四百九十七億円になる。しかしこれは私ども個別にある程度わかつておりますが、

いろいろな企業の内容から見て過小である。つまり減税効果はこういう面ではまた少くなる。しかし租税特別措置においては政府が発表した数字よりも、大きな効果になつてゐるのではないかということを感じたのであります。そこでこれはひとつ今後の各企業に与える減税効果という点から見まして、主税局において御調査願いたい。そして特定の企業だけではなくて、主要産業のかなり大きな法人組織は、それぞれいろいろな租税特別措置によつてどの程度の恩典を受けておるか、その資料をひとつまとめてもらいたいわけでございます。従来私いろいろな資料を調べてみるのでありますけれども、どうしても見当たらぬわけでありますて、これはやはり政府のほうから調査して提出されども、どうしても見当たらぬわけでございますから、大体常識的にこういう企業は、現在政府が法律によって行なつてある租税特別措置で、このぐらいの恩恵になつてゐるかということをお願いします。

○平林委員 資料を集め作成してくれる約束でございますから、私はなるべくすみやかにこうした作業をやってもらいたいということをお願いします。

○佐々木説明員 先ほどの分類に従つて申し上げますと、貯蓄の奨励関係で三百八十五億、内部留保の充実ということでの各種準備金等の関係で七十二億、技術の振興及び設備の近代化といったよな特別償却の関係において九十七億、産業助成の関係におきます技術等海外所得の特別償却その他で六十億、その他の項目として米穀所得の課税の特例あるいは社会保険診療所得の特例等、それから交際費課税の特例によりまして、これらを合計いたしますと三十七億の増、そのうち交際費課税の特例分が百七十六億の増になつております。

○平林委員 ただいまお話をございましたように昭和四十年度で租税特別措置の地方税にはね返る分は五百七十七億円、交際費課税の特例を除いて考えますと七百五十三億円、相当な地方財政に対する犠牲がしいられておる。私は国の施策としておやりになる問題は議会で議論はしておりますが、それがすなわち地方税の犠牲をしるという結果になつておるのは適当ないと考えるのでございまして、この点は何らかの解明を必要とするのではないかと思つておきます。自治省のほうでは何かこれに関する御見解はございますか。

○佐々木説明員 地方税に最も大きくはね返つておられますから、ちょっとお伺いをいたしますけれども、ただいま私の質疑を聞いておられましたとおり、國税において租税特別措置の恩典は合計でおよそ一千四百九十七億円になる。しかしこれは私ども個別にある程度わかつておりますが、

用しないというような問題になりますと、これはまた納税者のほうにおきまして相当めんどな計算の事務が行なわれるということもござります。地方税においてはできる限り国税のはね返りを避けたいというようなことから、現在事業税におきましては、たとえば海外市場開拓準備金の制度等につきましては適用をしないということにいたしまして、そうした国税の影響遮断の措置をお可能なものについてはとのよさうな方針でおあります。

○平林委員 いまのお話で気がついたのですが、

地方税そのもので租税特別措置をおやりになつておる。たとえば電気ガス税ですか、そういうものの減税額というのには一体どのくらいになります。

○佐々木説明員 昭和四十年度におきまして六百九十七億でございます。

○平林委員 事業税でも相当租税特別措置による減收もあるし、國の手はね返り分もある。合わせておますと約千四百億円程度のものがございます。それで地方財政は赤字であつておる。ということは、まことにこつけいな姿でないかと私は思うのであります。こういう租税特別措置は、國でやるなら別だが、地方財政を犠牲性にまでしてこれだけの恩典を与える必要があるか、という点は、考え直していかなければならぬ点があると思うのであります。たしか主税局長は税制調査会に対しても、こういう問題を諒問なさったのじやないですか。これに対する何か結論が出ておりませんか。

○泉政府委員 お話をようすに税制調査会には、租

税特別措置の問題は常におはかりいたしておりました。税制調査会のいわゆる長期税制の答申におきましては、租税特別措置といふのは何と申しませんか。

○平林委員 いまの税制調査会には、租

税特別措置の問題は常におはかりいたしておりました。税制調査会のいわゆる長期税制の答申におきましては、租税特別措置といふことは、税制を非立性を侵すということになつて好ましくない。したがつて租税特別措置につきましては、税制以外の措置でそれを達成することができないかどうか。また税制以外の措置では適切な手段方法がなくて、税制によらざるを得ないとした場合におきましても、政策目的自体が合理的であるかどうか、政策手段として租税を使うことが有効であるかどうか、さらにそういう税制措置を講ずることによって生ずる弊害と、それを償うに足るだけの政策効果があるかどうか、こういったテストを嚴格に行なつた上でなければ、特別措置を認めるべきでない。従来からある特別措置につきましては、そういう点から検討を加えて、すでに政策目的を達成したと認められるもの、あるいは効果がないと思われるもの、そういったものについては廃止すべきである、こう言っておるのであります。それが上昇たのは、地方税まではね返るということは、適當であるかどうかという点について、諒問なさつておるのはなぜなんですか。それについての答申があつたかどうか。

○平林委員 一般的なものはわかります。私の申し上げたのは、地方税まではね返るということ

が、適當であるかどうかという点について、諒問なさつておるのはなぜなんですか。それについての答申があつたかどうか。

○泉政府委員 この点につきましては税制調査会としては、国税の措置はやむを得ぬ。当然に地方税にはね返るものもありましようけれども、国税と地方税とはその性格が違うものでありますから、国税の措置が当然に地方税にはね返るようになるのは好ましくないというふうに言つております。したがつて非課税あるいは特別措置について、国税の特例措置を直ちに地方税に移すということについては、慎重でなければならない、こう

○佐々木説明員 地方税におきまして過納金の還付の問題は、仰せのとおり各府県市町村とも生じておる問題でござります。ただ地方税の還付金の大部分を占めておりますものは、法人の住民税と法人の事業税の中間納付額の還付が、大体總還付金の八〇%程度を占めておるものと考へております。そのほか還付の生じますものは、自動車税でありますとか、軽自動車税につきましては、月割りで徵收をする制度が認められておりますので、自動車の廢車等によります還付金も、これは相当なつておるかということは、私ども完全に資料をつかんでおりませんが、いま手元にあります数字によりますと、法人の事業税並びに個人の府県民税の中間納付額の還付の実績を見ますと、昭和三十八年度におきまして、全国各府県の合計が約二十五億という数字になつております。そうちたします。実は税金の問題は、国民にとって大きな負担になり、今日の税法のもとでは容易でないと

○平林委員 とくと考慮するというお答えでござります。先ほど私が要求いたしました資料、それから今日の地方税法、国税との関係など研究いたしまして、私も具体的な措置を考えついたらまた提案をしますけれども、これは政府の責任においてひとつと考慮してもらいたいということを要望いたします。

同僚の木村福八郎議員から、租税特別措置の問題についていろいろと追及があったとき、田中大蔵大臣がこういう答弁をしておるのであります。「税制の中に政策を織り込むということは、税制を非常に複雑にして、税を徵收するほうだけがわかつて、國民全般が理解しにくい、こういう税制は理

す。この還付金を生じますのは、これは税制上中間納付の制度が認められております関係から、やむを得ないものでございますが、地方税の場合には前年度において還付が生じました場合には、その年度の歳入から還付をいたします。しかし前年度において過納を生じましたものにつきましては、歳出予算を組んで歳出から還付をするという方式をとっております。そのため先ほど申しました法人関係の税で生じました約二十五億という数字も、これは過年度分につきましての歳出還付額ができるわけであります。それで前年度の歳入還付いたしましたのは、これは数字がちょっと調査していく問題でございますが、現在の制度数字も、これは過年度分につきましての歳出還付額ができるわけであります。それで前年度の歳入還付いたしましたのは、これは数字がちょっと調査していく問題でございますが、現在の制度

からいたしますと、この程度の還付額はやむを得ないのでないかという気持ちであります。

○平林委員 いま表にあらわれたものが二十五億ないし三十億だと私は思うのです。表にあらわれるのは、たとえば誤って納めさせたというようなことで、すぐ手続をとれて三ヵ月か半年で処理できるもの、こういうものを含めましたら、かなりいたしますと、この程度の還付額はやむを得ないのでないかという気持ちであります。

○佐々木説明員 なかなか推定がむずかしいでござりますけれども、中間納付の還付を生じます場合には、年度のまたがりますのが非常に多いのではないかという感じはしておりますが、推定はちょっと困難でございます。

○平林委員 国のほうはどうですか。国税局、ひどつその問題について。

○泉政府委員 三十八年度の実績で申し上げますと、源泉所得税におきまして約五十三億、法人税におきまして二百九十九億、合計いたしますと五百四十億余りの還付になっております。これは先ほど地方税のほうでお話がありましたように、法人の場合には中間納付税額の還付であるとか、あるいは法人が持つておる預金とかあるいは配当について、源泉徵収された所得税の還付であるとかであります。また源泉所得税の場合におきましても、源泉徵収されたものが、たとえば原稿料でござりますと、一率に一〇%源泉徵収いたしますが、納税額の少なくいい人は返してもらえる。納税額の多い人は追加納付しなければならないといたります。また源泉徵収されたものとあらわれてないものとがあるというのとは違うのであります。地方税全体の還付と見合うのが、先ほど申し上げました五百四十数億のものでございます。国税はこれ以外に還付金はございません。ただ還付加算税だけは歳出のほうに乗せまして出ております。その還付加算金のほうは別に歳出を立ててやりますので、税のほうの還付はいま申し上げたのが全額でござります。

それからいまお話をのように、それをできるだけなくすべきではないかという点、ごもともでございます。しかし、そのうちたとえば法人税でございまして、ある年に欠損が生じますと、それを一年前に表にあらわれたものでありますから、これだけで済んでおるわけです。そうではなくて、その年度内において処理できるものを含めますと、これよりもっと多いということになるわけであります。この金額が多いということはどういうことかと言えば、それだけ中小法人において運転資金として確保しておけたものが税務署に納まつてしまつて、それだけ営業にいろいろな影響を与える。累積でありますけれども、それぞれの企業にとっては相当影響力を与えるわけであります。ですからなるべくこれを少なくしていくような措置を、徴税当局はとつていかなければならぬ。これは私は現在隠れておる中小企業の一つの問題であります。どう思うのでありますと、こうした点について何らか措置がとれないものかどうか、また法律上の欠陥があるのでないかということを考えるのであります。主税局長、そういう点についてお聞きたい。

○泉政府委員 念のために申し上げておきますが、國税でいま申し上げました還付額と申しますのは、國税でいま申し上げました還付額と申します

のうちから還付いたしておりますので、地方税のとあるところとのことは違うのであります。地方税全体の還付と見合うのが、先ほど申し上げました五百四十数億のものでございます。國税はこれ以外に還付金はございません。ただ還付加算税だけは歳出のほうに乗せまして出ております。その還付加算金のほうは別に歳出を立ててやりますので、税のほうの還付はいま申し上げたのが全額でござります。

それからいまお話をのように、それをできるだけなくすべきではないかという点、ごもともでございます。しかし、そのうちたとえば法人税でございまして、ある年に欠損が生じますと、それを一年前に表にあらわれたものでありますから、これだけで済んでおるわけです。そうではなくて、その年度内において処理できるものを含めますと、これよりもっと多いということになるわけであります。この金額が多いということはどういうことかと言えば、それだけ中小法人において運転資金として確保しておけたものが税務署に納まつてしまつて、それだけ営業にいろいろな影響を与える。累積でありますけれども、それぞれの企業にとっては相当影響力を与えるわけであります。ですからなるべくこれを少なくしていくような措置を、徴税当局はとつていかなければならぬ。これは私は現在隠れておる中小企業の一つの問題であります。どう思うのでありますと、こうした点について何らか措置がとれないものかどうか、また法律上の欠陥があるのでないかということを考えるのであります。主税局長、そういう点についてお聞きたい。

○泉政府委員 念のために申し上げておきますが、國税でいま申し上げました還付額と申しますのは、國税でいま申し上げました還付額と申します

のうちから還付いたしておりますので、地方税のとあるところとのことは違うのであります。地方税全体の還付と見合うのが、先ほど申し上げました五百四十数億のものでございます。國税はこれ以外に還付金はございません。ただ還付加算税だけは歳出のほうに乗せまして出ております。その還付加算金のほうは別に歳出を立ててやりますので、税のほうの還付はいま申し上げたのが全額でござります。

それからいまお話をのように、それをできるだけなくすべきではないかという点、ごもともでございます。しかし、そのうちたとえば法人税でございまして、ある年に欠損が生じますと、それを一年前に表にあらわれたものでありますから、これだけで済んでおるわけです。そうではなくて、その年度内において処理できるものを含めますと、これよりもっと多いということになるわけであります。この金額が多いということはどういうことかと言えば、それだけ中小法人において運転資金として確保しておけたものが税務署に納まつてしまつて、それだけ営業にいろいろな影響を与える。累積でありますけれども、それぞれの企業にとっては相当影響力を与えるわけであります。ですからなるべくこれを少なくしていくような措置を、徴税当局はとつていかなければならぬ。これは私は現在隠れておる中小企業の一つの問題であります。どう思うのでありますと、こうした点について何らか措置がとれないものかどうか、また法律上の欠陥があるのでないかということを考えるのであります。主税局長、そういう点についてお聞きたい。

○泉政府委員 念のために申し上げておきますが、國税でいま申し上げました還付額と申しますのは、國税でいま申し上げました還付額と申します

伺つておきたいと思うのであります。そこで最近における交際費の実情は一体どうであらうか。昨年度お尋ねいたしましたときは、昭和三十七年全法人の支出交際費及び損金不算入額をお聞きしたはずでございまして、これによると三十七年度は三千七百八十七億円の全法人の支出交際費でございます。損金不算入が三百三十七億円、こういうふうにお聞きしたのですが、三十八年度は一体どういふうになつておるか、あるいは三十九年度はどうであるか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○泉政府委員 三十八年度につきましては、先般

国税庁のほうから発表されておりますように、こ

れはサンプル調査の結果引き伸ばしております

で、若干前後の誤差があらうかと思ひますが、交

際費支出総額が四千五百六十二億円となっており

ます。そしてそのうち欠損法人分が八百十六億、

これは利益法人分が三千七百四十五億でございます。

この利益法人分のうちでも、当時は三百万円プラス

資本金の千分の一の控除額がありまして、その控

除額の結果損金不算入とならない法人の分が千三

百五十八億ほどございまして、したがつて損金不

算入の額のある法人が二千三百八十八億程度になつております。この三十八年の当時は二割、し

たがつて四百七十八億ほど損金不算入されなかつたのでござります。一応最近にわかっている統計

ではそのようになつております。

○平林委員 資本金一千万円とそれ以下に区分し

た資料はござりますか。これはこまかいことまで

ございまして、私はもう少し詳細に知りたいのでござりますが、私が申し上げたいのは、いまの政令

で定める費用の中にカレンダー、扇子、手ぬぐい

と、こまかく規定されております。諸外国の例

を見ましても、アメリカやイギリス、西ドイツな

どの例を見ますと、わが国と比較した場合に、私

ここで少し考える必要がある問題があるのでござ

りますが、その資料がございましたらひとつ発表

していただきたい。

○泉政府委員 資本金階級別がこまかくなつてお

りますので、いまお話をのような数字に直すには、

いかと思ひます。たとえば最近企業は、

その営業上の必要もあるでしょうけれども、マーカン

の接待をやつたり、あるいはゴルフに連れて接

つて接待したりするいろいろな方法が行なわれまし

て、社会道徳上どうかと思うような問題が私は多

くなつておるようになります。それどころか

伺つておきたいと思うのであります。そこで最近における交際費の実情は一体どうであらうか。昨年度お尋ねいたしましたときは、昭和三十七年全法人の支出交際費及び損金不算入額をお聞きしたはずでございまして、これによると三十七年度は三千七百八十七億円の全法人の支出交際費でございます。損金不算入が三百三十七億円、こういうふうにお聞きしたのですが、三十八年

度は一体何なんですか。

○泉政府委員 政令で定める費用と申しますの

は、交際費という範疇に入れるのははたしてどう

かといふようなものでございまして、それはいま

の租税特別措置法の施行令の三十九条に掲げられ

ておりますが、カレンダーであるとか、手帳、扇

子、うちわ、手ぬぐい、大体益暮れにほんの名刺

がわりといふものでござります。これらの物品を

贈与するため通常要する費用、それから「会議

に開連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲

食物」、「これらに類する」ものの中に酒はもちろ

ん入りません。茶菓、弁当を供与するために通常

要する費用、それから「新聞、雑誌等の出版物又

は放送番組を編集するために行われる座談会そ

の記事の収集のために、又は放送のための取材に

通常要する費用」ということになつております。

○平林委員 なかなかこまかく書いてあるよう

ございまして、私ももう少し詳細に知りたいのでござりますが、私が申し上げたいのは、いまの政令

で定める費用の中にカレンダー、扇子、手ぬぐい

と、こまかく規定されております。諸外国の例

を見ましても、アメリカやイギリス、西ドイツな

どの例を見ますと、わが国と比較した場合に、私

ここで少し考える必要がある問題があるのでござ

りますが、その資料がございましたらひとつ発表

していただきたい。

○泉政府委員 資本金階級別がこまかくなつてお

りますので、いまお話をのような数字に直すには、

いかと思ひます。たとえば最近企業は、

その営業上の必要もあるでしょうけれども、マーカン

の接待をやつたり、あるいはゴルフに連れて接

つて接待したりするいろいろな方法が行なわれまし

て、社会道徳上どうかと思うような問題が私は多

くなつておるようになります。それどころか

の間新聞に書かれてありましたように、会社のえ

らい人があまり帰つてこないので、マージャンだ

とかゴルフだとやつておるもので、奥さんが仮

装強盗にあつたというようなこともございま

して、家庭の悲劇など生まれておるわけでありま

す。会社の中にはこれ専門にやるような人がござ

いまして、まるでマージャンの場所を設営するど

うのは一体何なんですか。

○泉政府委員 政令で定める費用と申しますの

は、交際費という範疇に入るのははたしてどう

かといふようなものでございまして、それはいま

の租税特別措置法の施行令の三十九条に掲げられ

ておりますが、カレンダーであるとか、手帳、扇

子、うちわ、手ぬぐい、大体益暮れにほんの名刺

がわりといふものでござります。これらの物品を

贈与するため通常要する費用、それから「会議

に開連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲

食物」、「これらに類する」ものの中に酒はもちろ

ん入りません。茶菓、弁当を供与するために通常

要する費用、それから「新聞、雑誌等の出版物又

は放送番組を編集するために行われる座談会そ

の記事の収集のために、又は放送のための取材に

通常要する費用」ということになつております。

○平林委員 私はある程度の交際費は必要である

ということは、認めないわけじゃないのです。です

からそういう意味では、この交際費の不算入の問

題は税制の問題であると同時に、もう一つ社会に

及ぼす影響ということを考えていかないと、私は

しり抜けになつてしまふのじゃないかと思うので

あります。たとえば西ドイツの交際費の税における取り扱いを見ますと、純粋に事業上のものであ

る場合でも、狩獵、狩りに行く経費であるとか、

あるいは漁労のための支出ですか、これは魚とり

か何かのことかと思うのですけれども、そういう支

出であるとか、ヨット及びモーターボートの

保持または使用のための支出、あるいはこれと類似の目的のための支出で、たとえばゴルフ場の保

持であるとか、使用であるとか、こういうものに

ついては否認をしているわけあります。私はこ

うしたものは、娯楽として大いに余裕があれば

やついいことだと思ひますけれども、税の問題

とからみ合せた場合には、税制上の問題とともに

、社会に対する影響ということを考えねばなら

うわけでありますから、過度のはやはり慎んでい

く必要がある。過ぎたることは慎まなければなら

ぬ。ところが現段階において私はやはり世人の

批判を受ける状況が横行しているのではないかと考

えるのでありますから、そういう意味ではこの交際

費課税特例の政令の中で、もう少し現状に合わせ

た形で検討する必要があるのではないか。いまお話

のように税務当局は、企業側の代表といろいろ実

情でお話し合いをしているようではありますけれど

も、こうしたことは私、やはり政治的に判断をし

て、一步前進させるという必要があると思うので

あります。政務次官、いかがですか。私はこれ

の接待行為が相当多いといふことは、やはり事実

であるうと思ひますので、それらはすべて交際費

の規制の対象になるわけであります。しかしま

での両者の間の交際費としての範囲がようやく

固まつてきておりますので、いまこの点について

聞いております。

○鐵治政府委員 私はいままであまり研究してお

らぬから、ちょっと答えかねますが、先ほどから

聞いております。

厚生費と言つてもいいも

の、それからそういうものでないもの、これは純

然たる交際費、それらの区別がよほどむずかしい

のじやないかと思うのです。それと、御説のとお

り、どうもいままで目に余るものはないと思ったと思います。その意味において、このたびの税制改正は当を得たものだと私は考えておるわけあります。

○平林委員 税制改正は私は大いに賛意を表しております。方向としては正しいものであるということを申し上げております。問題は中身についてです。もつとこまく私はさうは申し上げておるわけでありまして、その中身です。今日のような経済事情になり、国民の生活の実情から考えて、われわれが大いに減税問題を議論しているときであります。最低課税水準が百六十七円とかというようなことで、それ以上は税金を取るというような税制をお出しになっておるわけでしょう。そういうときに私は社会に与える影響、国民の感情ということを考えられたならば、單に制限額を狭めていくというだけではなく、中身についてももつと高度の政治的指導が必要でないだろうかということを申し上げておるわけなんでありまして、これは私はぜひひとつ政府においても、また関係事務当局においても、こうした問題について御検討いただきたいということを希望いたしておきたいと思うのであります。

そこで政府は、この交際費の課税の問題について一段と配慮したこと私は認めますけれども、しかばね、これは政務次官に質問いたしますが、政府自体の姿勢はどうであろうか。つまり制限額を三〇%から五〇%にいたしまして、前進を遂げられました。しかばね、政府自体の、各省官廳における交際費に對してどういう姿勢をもつて臨まれたか。予算委員会ではございませんけれども、これに關連をいたしまして、やはり相当の配慮があつたかと思うのでございますが、いかがですか。

○総務政府委員 あまりに交際費をよけい使つてはおもしろくないというところから出でおります

以上は、民間の交際費だけがいかぬので、政府

等の考え方からして、政府においてもおのずから

自歎すべきものだと心得ております。

○平林委員 きょうの新聞を見ると、東京都の知事の交際費が年間四千万円、議長の交際費が二千円です。まあ東京都の都議会においても問題が

投げかけられておりまして、こういう交際費の使用をめぐって、議長の選舉などについてもやはり欲がからまつてくるのではないかと思われるのです。もつとこまく私はさうは申し上げておるわけでありまして、その中身です。今日のようないまして、交際費の問題については、損金不算入の制度の一歩前進と相並んで、各方面に注意をしていく必要があると思うのでございますが、自治省のほうではいかがですか。こうした問題について全国的調査をしていますか。各都道府県ごとに大体どういう基準になつてあるかというような問題について、調査がござりますか。あるいはそ

した問題についてどういう配慮をしておりますか。

○佐々木説明員 財政関係は私の所管ではございませんので、手元に資料もございませんが、交際費の額がどのくらいになつてているかということは、決算資料等に別に整えております。

○平林委員 それではこれは私に約束してください。

○佐々木説明員 所管のところから資料を取り寄せてお届けしたいと思います。

○平林委員 それでは交際費の問題については、

先ほど政務次官に申し上げましたように、中身の

問題、つまり政令の中身につきまして再検討を希

望します。そうして社会に対する影響、国民の感

情等から考えまして、この内容についてもひとつ

考慮をわざわざしたいということを希望いたしま

して、この質問を終わりたいと思います。

次に、所得税法及び法人税法の施行に伴う関係

法令の整備等に関する法律案につきまして、質問を行ないたいと思います。

第一は、この法案の中に、第二十三条の二並びに第五十八条の四の規定する新規重要物産の製造

による所得の負税の規定がござります。それか

うに理解してよろしいですか。

○泉政府委員 附則関係のもので残るのがありますが、それ以外は各税法をそれぞれ修正いたしてありますので、各税が全部そろいふうに直る。それ以外は何も残らない。ただ附則関係で若干残るものがあります。

○平林委員 私一番疑問に思いますのは、たとえ

ばこの法律案をながめて、所得税法、法人税法、

租税特別措置法、四本をそろえて読まないと、何

か全般がわからなくなってしまうのではないかと

いう感じがするのであります。そうするとこの

法律案が成立をいたしました後は、われわれ租税

特別措置法を読み、いま指摘いたしました五十

七条の二とか、五十七条の三とか、五十七条の四

というものはちゃんと書いてある、移つてしまつて

おる、こういうふうに理解していいのですか。今

度租税特別措置法を読んだら、やはり整備法の中

にあってこっちの中にはちつともないじゃないですか、こういうふうに理解していいのですか。

○泉政府委員 その点は御心配ございません。全

部租税特別措置法の中に移つてまいります。

○平林委員 おもしろい法律だな。附則とかその

他残ったものだけが今度は――そうすると将來、

昭和四十年何月何日国会で成立した所得税法及び

法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する

法律を読んでみたら、法規集か法律の集成を読ん

でみたら、附則だけ残っていた、骨はばらばら

じやないけれども、あとはこれだけしかないとい

うような法律でわれわれにお目見えするのです

か。

○泉政府委員 この整備法自体は整備法としては

あるわけでございます。しかし各税法の一部改正

でも同じように、一部改正いたしますと、一部改

正の法律自体はありますけれども、しかし一部改

正によってとの法律が直りますとして、法律集をつ

くります際にもとのほうの法律をずっと全部直

けであります。それでこれがもとで、各税法をそれぞれ修正いたしてありますので、各税が全部そろいふうに直る。それ以外は何も残らない。ただ附則関係で若干残るものがあります。

○平林委員 私一番疑問に思いますのは、たとえばこの法律案をながめて、所得税法、法人税法、租税特別措置法、四本をそろえて読まないと、何が、いかがですか。

○佐々木説明員 所管のところから資料を取り寄せました。それでこれがもし成立いたしますと、それで特別措置法の中に挿入される、こういうふうに理解をしてよろしいのですか。

○泉政府委員 お話のとおりでございまして、從来この新規重要物産の負税につきましては、所得税法及び法人税法に根拠規定がありまして、政令で規定いたしております。そのほか、違約損失補償準備金、渦水準備金、異常危険準備金、それらにつきましては実は所得税法、法人税法の政令で規定されておったのであります。しかしこれは本当に資料を提出をひとつお願をしておきたいと思うのですが、いかがですか。

○佐々木説明員 所管のところから資料を取り寄せました。しかばね、これは政務次官に質問いたしますが、政府自体の姿勢はどうであろうか。つまり制限額を三〇%から五〇%にいたしまして、前進を遂げられました。しかばね、政府自体の、各省官廳における交際費に對してどういう姿勢をもつて臨まれたか。予算委員会ではございませんけれども、これに關連をいたしまして、やはり相当の配慮があつたかと思うのでございますが、いかがですか。

○総務政府委員 あまりに交際費をよけい使つてはおもしろくないというところから出でております。

○平林委員 あまくはございません。同

に第五十八条の四の規定する新規重要物産の製造

は、それぞれの関係法律案の中に規定をされて、

このものの中身はなくなつてしまふ、こういうふ

してしまった。それと同じことでございまして、この整備法自体はあるわけです。しかしその整備法の内容は、各税法あるいは税法に關係したいろんな法規を全部直しておりますので、それらの法規が全部直ったものが法規集としてなって来る。整備法自体はもちろん生きておりますので、これ自体は一つの法律として残ります。しかしその実体は、いま申し上げましたように各税法のほうにばらばらに修正になってしまって、これを見なくとも各税法を見ればわかるということになるわけあります。ただ適用關係の附則で、なお從前の例によるのだとかなんとかといった事柄が残るところに挿入をされるわけですね。そうすると実際に残るものは附則とかという一部のものだけになつてくる。そうするとこれは形骸だけ残るということになるわけですね。いずれかはその附則も必要でないという時代がくれば、これは廢棄になつてお出しますと、その条文の数が違つてきておりますので、そことそういう条文を引いている法律を全部直すということと、それからいま申し上げましたように、從来所得税、法人税あるいはその施行規則にあつたものを法律にあげて規定する、そういうことのために整備する、こういった内容になつておるのでございます。

○平林委員 ちょっとわからなかつたのですけれども、要するに本来であれば所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案あるいは租税特別措置法の一部を改正する法律案などにして提案していくべきものを、同じようなものであるから一括関係法令の整備等に関する法律案としてまとめて審議を求めておる、こういうふうに理解をしていいわけですか。

○泉政府委員 所得税法、法人税法は全文改正しますので、その改正に伴つて、それ以外の法律について、ここに出ておりまする災害減免法、相続税法、資産再評価法、有価証券取引税法はじめ、すと七十三の法律をそれぞれ直さなければなりません。それは趣旨からいたしますと同じ趣旨のものでありますので、一括して審議をお願いする、こうしたことでございます。

○平林委員 私が仮説してお尋ねしたとおりお答えになつたわけでございまして、大体そりやないかなと私も思うのであります。

そこで、しかばまだ成立していない法律案をさらに修正するというのはどういうわけですか。

○泉政府委員 これは法律技術的ななかなかやつて他の関係法令がそれぞれ整備されるこれが望ましいことでございます。しかししながら所得税法、法人税法が成立した後にこういう法案をつくりてお出しして、その審議が非常におくれるということになりましたのでは、実際問題として所長税法の条文がなくなると同時に今度新しい法律の所得税法の条文の何条に規定するものによってはかの法律は動くのだ、こういうふうにしてお必要がありますために、こういう整備法を同時に願いいたしておるのでございます。法律技術的に、国会の期間等からいたしまして、それだけの余裕がございまして、国会を通つた後に所得税、法人税法の改正が実施されるのは、何ヵ月か後だ、その間に整備法をつくる、こういうふうに余裕がございますれば、楽なんでございますが、が国会を通過いたしまして、公布施行されないと、法律の姿が変になりますので、このようなことをお願いしておるのでございます。それだけに審議上いろいろごめんどうをおかけする点については恐縮に存じております。

○平林委員 所得税法、法人税法、租税特別措置法は、一應現大蔵委員会において審議をいたしておりますから、おつけいまの理由はわからないわけではありません。本来であれば、所得税法、法人税法、租税特別措置法の本案が成立をした後においては、それに付隨をして整備をする必要があるから、この法案がもう形骸だけにとどまつたから、廢棄にしてしまいます。ただ各税法を見る場合には、一々この整備法を見なくとも、各税法のほうで修正されて、内閣文庫の中にはそのままの姿で載つておるのれてしまつておるので、これを見る必要はありません。

○平林委員 本当に改めてお尋ねしたとおりお答えになつたわけでございまして、大体そりやないかなと私も思うのであります。

そこで、しかばまだ成立していない法律案をさらに修正するというのはどういうわけですか。

○平林委員 本当に改めてお尋ねしたとおりお答えになつたわけでございまして、大体そりやないかなと私も思うのです。

そこで、しかばまだ成立していない法律案をさらに修正するといふことは、これはちょっと納得できないですね。本委員会としても、これはやはり問題が残るのではないかと思います。

いでしょうか。これだけではございません。六十八条の税理士法の一部を改正する法律の一部改正だけでなく、第六十九条には、厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正、これも私調べでいませんけれども、たぶん議会では成立しておらないのじゃないでしょうか。同時にもう一つございまして、この法律案の百八十一ページに、所得税法の一部改正の第十二条として、その別表改正がございまして、「食料品総合小売市場管理会」という条項がございます。百八十二ページにも「食料品総合小売市場管理会法(昭和四十年法律第二号)」とございまして、これも未成立なんです。この法律案も参議院の段階におきまして議論があり、この国会で成立するかどうか危ぶまれておる法律案でございます。特に、「食料品総合小売市場管理会法」というようなものは、政府のほうは物価上昇を押える一環だという名目で、少数の都道府県に生鮮食品のマーケットをつくるという法律案でございますけれども、この少数のマーケットをつくることによって物価の上昇が抑えられるかというと、必ずしもそうではない。むしろ全国の数十万の生鮮食品を販売するところの人たちには、重大な影響を受ける死活の問題であるというような、かなり問題がある法律案なんですがございました。これは政府与党におきましても、いま検討の必要があるということでやつておる最中でございまして、これは成立するかどうかわからぬといふ法律案なんです。こういう成立するかどうかわからぬという法律案が含まれておるわけでござります。いわんや税理士法におきましては、本委員会は長い間大きく論争を続けておるものでございまして、私はこの法律案の成否というものは、やはり政府与党と私ども野党との間に十分話し合つて、国家百年の計を立てなければならぬ重要な法律でございます。それをあたかも成立しているかのとき形で法律案を提出し、その一部修正とかのとき形で法律案を提出し、その一部修正といふ形になるのは、これはどうも理屈に合わないと思うのであります。この取り扱いは委員長、何かする必要があるのじゃないでしょうか。

○平林委員 委員長のお話もござりますけれども、私は極端なことを言えども、前例はあつたとして、これは不思議な形であるともこれは国会の軽視、これは不思議な形であると

いです。前例が問題じゃないのです。私が申だと思うのであります。私もといたしましては、この所得税法、法人税法はこの年度内に成立いたしまして、三月三十一日に公布して四月一日から施行ということを前提にして事を考へておらわけでございますが、その際に、もし食料品総合小売市場管理会法がもしこっちが先に通つておられますと、これを修正しなければならない。しかしながら振りになるわけでございまして、そういうことでこの法律を一応まだ通るか通らぬかわからなければ、これはこういうふうな改正を加えるといけれども修正しておくと、それで修正して税理士法についても同様でございます。もし税理士法が三月三十一日以前に通ると、私思いませんけれども、もし通ると時間的に、三月三十一日までの間に修正する余裕がありませんから、一日までに書いておきます。しかしもし、税理士法が通らなければ、これはから振りに終わるだけでございます。そういう整備法というものは、非常に法規的な関係をそれぞれ処理しようとするものでございますので、ある法律案が同じ国会に出ておるけれども、まだ通るか通らぬかわからぬといふ場合におきましてから振りになることがかなりあるのでございまして、やむを得ない事情があるわけでございます。これはこの前の国税通則法の制定のときの、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律のときにもいろいろ事例のあったことでございます。

○吉田委員長 平林委員に申し上げます。先ほど御意見に対しましては、政府も法律的にもよく研究して提案をした法案でございますので、審査の過程を経て、質疑応答の過程を経て十分その点は究明されて納得のいくようなことでお進みを願いたいと思います。

○平林委員 委員長のお話もござりますけれども、私は極端なことを言えども、前例はあつたとして、これは不思議な形であるともこれは国会の軽視、これは不思議な形であると

思ひます。前例が問題じゃないのです。私が申し上げておるのは、議会で成立しない法律案をさらに修正をするというようなことは、かりに前にいたしまして、三月三十一日に公布して四月一日から施行というとを前提にして事を考へておらわけでございますが、その際に、もし食料品総合小売市場管理会法がもしこっちが先に通つておられますと、これを修正しなければならない。しかしながら振りになるわけでございまして、そういうことでこの法律が国会をそれまでに通つておらなければ、これはこういうふうな改正を加えるといふことでも修正すればいいのです。それはありますか、いまお話しになつたようなことは、そういうものも泉さんがいまるとしてお話しになりましたよ。あるということを法律案としてござりますか。それがいま国会で審議中であるわけです。そこでこういうときには、それぞれ税理士法に所得税法の条文が書いてございます。そこで法律技術上一部改正のほうの法律案についても条文が動かしております。と同時に、国会でいつ成立するかわからないものでござりますから、その税理士法の一部改正で、改正する前の旧税理士法、旧というか、いま現行法でございますが、現行法についてもこれを直していく、両方直しておられますから、もし税理士法の一部改正が先に成立しておりますれば、そのほうの改正で有効になります。それが成立しておらなければ現行税理士法の一部改正でこつちが有効になる、こういうものでございまして、どつちがから振りになるというのでございまして、そういう意味では法規を整備していく際にはこれはやむを得ないことでございまして、まあから振りをするなといふことの御注意はございません。しかしながらから振りにならざるを得ない場合がある。これはまあ振るわけでござります。しかしながらから振りにならざるを得ない場合がある。これはまあ国会の御意思によつて法律が通るか通らぬかきまるわけでござります。しかしながらから振りにしてやるわけにまいりません。そういうことに相なるわけでござります。

○武藤委員 関連して、泉さんは国会運営や議事手続のことは全然しろうとです。あなたは要するにともかくもとの法律が根本的にあつと変わる

のだからそれに右へならえをして、いまかかっておる法律が自動的に直るような改正をしても、審議権の侵害あるいは一事不再議の原則、そういう立場になつてみると、いま審議の過程に入つておる税理士法という法律については、この法律が一たん通つてから、四月になつたら直ちにいま参議院にかかる法の案の中身を、整備法が通つたことによってこういう点がこう変わりますといふことです。ですからこの整備法が通つた場合に自動的に修正になるのはもとの法律、いわゆる税理士法の現行法のほう、これが右へならえで整理はできる。いま上程されている、参議院にあるものは、新たにこれが通過してから提出をする、この改正部分だけの追加をする、こういう手続をとることが国会の審議をよりスムーズに、わかりやすくさせる手続じゃないですか。どつちがいいのが、悪いのかということは私もわかりません。それは専門の今日の議事運営をしておる担当を呼んでみないとわかりませんが、私はいまの質疑応答を聞いておつて、いまかかっておる法律だけは二重に別の手続をとるべきだ。ここで自動的に直るのは国会に出でない現行法が直るのだという解釈です。現行法が直れば当然いま出でおる法律の修正案を出さなければならぬ、審議にかかるものは、この手続が正しいのではないだろか、私はそう考えますが、どうでしょ。

○泉政府委員 この法律がいつ通るかということと非常に関連しておるものでござります。お話をようにして議院運営上は一事不再議というようないろいろな問題があることと存じます。法規の整備といふ見地から申し上げますと、いま施行されてお

る現行法並びにいつ成立するかわからないけれども、国会に出でる法律につきまして、所得税、法人税の全文改正によって直さなければならぬところが出てくる。そこにつきましてお話のように現在国会で審議中の法律は、その審議しておる法律を修正して出すべきでないか、これはごもつともな御意見でございます。そういうやり方もあるかと思いますが、一応はこの整備法に全部をあげまして、どこが動くのだということを明らかにしておきまして、もしこの整備法は成立したけれども、肝心のものとの法律のほうは成立しなかつたというになりますれば、その点はこの法律がから振りに終わりまして、いざその法律を審議する際に、ここに掲げておることと同じことを修正いたしまして議決していただくのでないと、新しくできるほどの法律が有効に成立しない、こういうことになるわけであります。

○平林委員いや、あなたの説明はわからないこ

とはないのです。それから私はこの問題について

は、そんなにいわゆる階級的利害とかいうものが

ある問題ではないと思ひます。しかしこれはおかしいですよ。少なくとも税理士法の一部を改正す

る法律の一部改正という条項や、まだ国会で成立

しておらない問題については、これは幾ら煩が多

いとしても除外をして提出をするというのものが

の順序ですよ。その点では間違っているのではないかですか。それはお認めなさいよ。

○泉政府委員それはお考えでございますけれども、国会がいつお通しになるかといふことをわれわれ政府委員としては予測できません。お話のよ

うに三月三十一日までに通す法律については有効

にくわけでござります。ただ三月三十一日まで

いますから、その段階におきまして三月三十一日

までにどの法律は通る、どの法律は通らぬといふ見通しを立てて、この法案を作成するわけにまいりませんでしたために、その当時、国会に出でお

る法律につきましては、全部一応改正するというたてまでできておるのでございます。たとえて申し上げますと、いずれ本委員会で御審議願うことになると思いますが、参議院のほうの先議で回っております租税条約に関する特例法、ここにも所得税法第何条というものを引いております。ところが今度所得税法が四月一日から条文が変わつてしまります。そうするといま特例法の審議をお願いしておりますが、その特例法に規定してある所得税法第何条というものはなくなりてしまつわけです。それでは困るというふうに直すことにお願いしております。これは三月三十一日までにおそらく通過させていただけると思ひますから、それは有効である。三月三十一日までに通らなかつた法律案につきましては、先ほど繰り返して申し上げておりますようにから振りになれる。から振りになりましたならば、四月一日以降その法律案を通すかどうかおきめになる際に、その趣旨で修正していただきなければならぬ、こういうことになるわけであります。

○平林委員主税局長は税のほうの専門家でございまますから、この問題は税法の問題ではないのです。私は委員会において法案審議の慣行といいますから、ルールを確立する必要があるので、その立場からいうと変則であるし、おかしい。こういうことを申し上げてるので、あなたはこの問題は担当でないのです。確かに一貫したほうが便利だというお考えはわかるし、この法案をまとめたときの事情といふものはわかりませんけれども、私が議論するのは委員長あるいは与党議員の方々とも、これは法案を取り扱う場合の議会としての権威の問題を申し上げておるので、ですからあなたは、あなたがいまのようなことであるとおっしゃるならば、附則の中に第何項と第何項はその成立を待つて発効するというようなことが書いてありますけれども、所得税及び法人税法につきましてはお話を数になつておると思います。それくらいの政令の条文がござりますので、それくらいの数になつておることは確かでございます。ただ從来の政令と違いまして、従来の政令におきましては非常に大きな事柄まで政令委任いたしておったのにございますが、今回の全文改正にあたりましては、そういうことは避けまして、政令委任いたしました方法というふうに、もうきわめて限られた範囲の

を申し上げているのです。この取り扱いはどうでしょ。○武藤委員関連。ただいまの取り扱いについて、平林委員が主税局長の答弁では納得できません。そこでぜひ具体的な資料あるいはその根拠、どういう議事手続上の根拠があつて法制局はこういうふうに直すことを願ひしております。これは三月三十一日までにおそらく通過させていただけると思ひますから、それは有効である。三月三十一日までに通らなかつた法律案につきましては、先ほど繰り返して申し上げておりましたようにから振りになれる。から振りになりましたならば、四月一日以降その法律案を通すかどうかおきめになる際に、その趣旨で修正していただきなければならぬ、こういうことになるわけであります。

○平林委員それではそういう取り扱いをしていただけるならば、そこでお尋ねをいたしたいと思うのであります。

もう一つこの問題に関連をいたしまして、主税局長、今度あなたにお尋ねしますけれども、今回提案をされております三法並びに整備法を含めて政令の委任事項というのは、どのくらいあるでしょうか。これ勘定した人がございまして、所得税法で二百六十六カ所、法人税法で百二十三カ所などといふ計算をなされた方がござりますが、三法あるいは整備法全体で、一体政令委任事項と申しますのは幾つござりますか。

○泉政府委員私もこまかく勘定いたしておりませんけれども、所得税及び法人税法につきましてはお話を数になつておると思います。それくらいの政令の条文がござりますので、それくらいの数になつておることは確かでございます。ただ從来の政令と違いまして、従来の政令におきましては非常に大きな事柄まで政令委任いたしておったのにございますが、今回の全文改正にあたりましては、そういうことは避けまして、政令委任いたしました方法というふうに、もうきわめて限られた範囲の

委任しかいたしておりません。政令委任の点が相当地ことは確かにございますけれども、しかし委任された内容が、びっくりするほど、とてもその法律制定のときに予想しておらなかつたような政令が出てくる心配はございません。

○平林委員私はきのう、おととい議論がございましたように、政令委任の数が多いということを規定にしたのか、それをきょうじゅうにひとつこへ法制局を呼んで、平林議員が納得できるような説明を求めます。私もいま聞いておつても、どうも納得できぬ。

○吉田委員長武藤委員の御意見でございますが、私も同様に考えております。法制上の技術的な手続というような關係もござりますので、ここに法制局から出席をして、泉局長とともにその解明に当たられることを要請します。

○平林委員それではそういう取り扱いをしていただけるならば、そこでお尋ねをいたしたいと思うのであります。

もう一つこの問題に関連をいたしまして、主税局長、今度あなたにお尋ねしますけれども、今回提案をされております三法並びに整備法を含めて政令の委任事項というのは、どのくらいあるでしょうか。これ勘定した人がございまして、所得税法で二百六十六カ所、法人税法で百二十三カ所などといふ計算をなされた方がござりますが、三法あるいは整備法全体で、一体政令委任事項と申しますのは幾つござりますか。

○泉政府委員私もこまかく勘定いたしておりませんけれども、所得税及び法人税法につきましてはお話を数になつておると思います。それくらいの政令の条文がござりますので、それくらいの数になつておることは確かでございます。ただ從来の政令と違いまして、従来の政令におきましては非常に大きな事柄まで政令委任いたしておったのにございますが、今回の全文改正にあたりましては、そういうことは避けまして、政令委任いたしました方法というふうに、もうきわめて限られた範囲の

委任しかいたしておりません。政令委任の点が相当地ことは確かにございますけれども、しかし委任された内容が、びっくりするほど、とてもその法律制定のときに予想しておらなかつたような政令が出てくる心配はございません。

○平林委員私はきのう、おととい議論がございましたように、政令委任の数が多いということを規定にしたのか、それをきょうじゅうにひとつこへ法制局を呼んで、平林議員が納得できるような説明を求めます。私もいま聞いておつても、どうも納得できぬ。

○吉田委員長武藤委員の御意見でございますが、私も同様に考えております。法制上の技術的な手続というような關係もござりますので、ここに法制局から出席をして、泉局長とともにその解明に当たられることを要請します。

○平林委員それではそういう取り扱いをしていただけるならば、そこでお尋ねをいたしたいと思うのであります。

もう一つこの問題に関連をいたしまして、主税局長、今度あなたにお尋ねしますけれども、今回提案をされております三法並びに整備法を含めて政令の委任事項というのは、どのくらいあるでしょうか。これ勘定した人がございまして、所得税法で二百六十六カ所、法人税法で百二十三カ所などといふ計算をなされた方がござりますが、三法あるいは整備法全体で、一体政令委任事項と申しますのは幾つござりますか。

○泉政府委員私もこまかく勘定いたしておりませんけれども、所得税及び法人税法につきましてはお話を数になつておると思います。それくらいの政令の条文がござりますので、それくらいの数になつておることは確かでございます。ただ從来の政令と違いまして、従来の政令におきましては非常に大きな事柄まで政令委任いたしておったのにございますが、今回の全文改正にあたりましては、そういうことは避けまして、政令委任いたしました方法というふうに、もうきわめて限られた範囲の

ういった從来からきまっておりますところの金額でありますから、その金額は政令にゆだねても差しつかえないのではないかということで、こういふふうにいたしております。政令委任が多いといふお話をございますが、私どもとしてはできるだけそういう点に気をつけまして、基本的な事項は法律で書く。ただ從来からも政令で書いてあって、その内容が、特に法律で書けば冗長になってしまふというようなものは、政令にゆだねるということにいたのでございます。税率とかいうようなものは、もちろん政令で書くわけにはまいりませんので、きちんと法律で書きますけれども、そういう計算上の金額の限度額というようなものでござりますと、これは政令で差しつかえないのではないかというふうに考えているのでございません。

○平林委員 程度を法律に規定し、どの程度を政令にゆだねるかという問題は、技術上あると思います。しかしながらこれが主張しておりますのは、少なくとも数额、金額の規定をするものについては、納税者にとっては重要な直接的影響を与えるものでありますから、これはやはり国会の承認を得て出すというのが筋である、それが租税法定主義の原則である、こういうことを言つてゐるわけでありまして、そういう意味で私は解釈上の政令は別にいたしまして、直接影響を与える金額などの定めをしなければならぬ政令については、法律に書かないまでも、その政令は議会の承認を得るという形が必要だ、こう思うのでございます。

そこでこれは取り扱いを委員長、理事におまかせをしていてありますから別にいたしまして、あなたにお尋ねいたしますけれども、この法案が近々、期限の限度がございますから、かりに三月三十一日までに期限法として議会で成立するといったしましたならば、四月一日、すなわちその日に実施でくるように、政令、省令、通達はでき上がっているのでしょうか。

○泉政府委員 お話をのように三月三十一日まで

に、この法律ができるのに間に合うように政令をつくらなければなりません。私どもの職員は自下毎晩徹夜でやつてるのでございます。ぜひ三月三十一日までに間に合わせたいと思って、一生懸命努力いたしております。

○平林委員 徹夜で努力をしていることに対しても、御苦労さんだと申し上げます。しかし問題は、この法律案が提出をされるときに、租税法定主義ということであれば、すでに政令あるいは省令、通達というものは、本来はでき上がっていなければいけない。そうして法律や法律案の中の政令委任事項はこういうものでございます、その審議を受けて、初めて租税法定主義ということの効果が出てくるわけですよ。いま御苦労なさってるのはいいけれども、その前に御苦労なさらぬからいけないです。私はたてまえとしては、この法案の審議のときに、政令委任事項があれば、これはどういうふうになつているかということを国會議員が審査をして、賛成、反対ということ述べるような機会を与えなければ、議会を侮辱したことになるのじゃないですか。

○泉政府委員 それはお話をとおり、法律案ができたときに、政令から通達から全部できておれば一番いいのでございますけれども、ものごとに順番がございまして、なかなかそう一ぺんに全部でき上がるというわけにいかないのでございます。私どもとしては、政令委任の事項は相当ございますけれども、しかしむしろ從来に比べて政令に非常に大きいものを委任するということをしないで、こく限られた委任しかしない。たとえて申し上げますと、いまの特別修繕引き当て金の五十六条の規定でございますけれども、これはいまは全部政令で書いておるわけでございます。それを今まで基本的な法律に上げまして、ただ特別修繕引き当て金の限度額、これは周期的な大規模な修繕をするものでありますから、前回の特別修繕を行なった額を基礎にして政令で定める金額ということがだけでございまして、そういう基本的な事項

は全部法律に上げたのでありますから、そこで金額はもちろん大切なことでございますけれども、それは從来政令にある金額をそのまま書くことに

しましますのは、生命保険契約に基づく年金または一時金の所得計算につきまして、掛け金と受け取る年金、一時金との額の関係から所得となるものの部分は幾らであるかということを書くのでございまして、そのうち重要な点は法律に上げて、政令で残すものは政令で残す、こういうことにしていましてあります。この点は、所得税は御承知のとおり所得を十種類に分けて課税することになつておりますが、新しくいろいろな所得の形態が出てまいります。そのときに、そういう新しく出てきた形態の所得は何所得に入るのだということについて、一々法律を直していくことも一つの手だと思いますけれども、そういう法律を直すという形でなしに、そういう種類のものであれば、政令でできれば規定していくというやり方も一つのやり方であろうと思うのでございます。この点では、前はもつと大きな政令委任の規定があつたわけでございますが、それを今度はだいぶ縮小した程度でございまして、そういう意味では租税法定主義を一步進めたと思うのでございます。規定の文章自体はかなり大きなことが政令に委任されておるようになりますが、それを受けたときの程度でございまして、それが何を算出するかもしませんが、内容はそれほどものではありません。

○武藤委員 泉さんはさつき平林さんの質問で、二、三ヵ条どこか政令委任の中身を説明してほしいと言つたことに対する回答です。

○武藤委員 関連。税を取るということは財産権の侵害ですから、民主主義税法の上からいくならば、できるだけ厳密に政令の内容といふものは、所得を計算する中身に触れない程度のもの、われわれはこういう考え方を持っている。そこで具体的にお尋ねますが、今回の所得税法改正案の六十九条「各種所得の範囲及び各種所得の金額の計算に関する事項は、政令で定めること」というもので、こう書いてある。「この節に定められるもののほか、各種所得の範囲及び各種所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定めること」これなどは明らかに所得の範囲や所得の金額の計算まで租税法定主義ではなくて、政令に委任しておる。一体こういうことは租税法定主義の六十九条から好ましいだろうかどうだろうか。またまえから好ましいだろうかどうだろうか。まず具体的にこの条文は何をさして、何を想定しているのか、その実態から聞きましょうか。

○武藤委員 泉さんはさつき平林さんの質問で、二、三ヵ条どこか政令委任の中身を説明してほしいと言つたことに対する回答です。

私はいまこれを摘要したのです。これが何を算出するかが問題であります。それは所得の性質からいいます。所得になるわけですが、そのことをこの政令で分取造林契約による収益というのがございます。これは所得の性質からいいますと山林所得――これがいまでも政令で書いてあるわけですが、そのことをこの政令で分取造林契約による収益は山林所得――ことは、あり得べからず予想じやない。現実にす

ぐ予想できる事態なのです。そういうのを隠しても、山林所得として解していい、こういうことにおくと、税理士も困るのです。こういう収入は一税理士さん、どうしたらいですかと聞かれ、所を得の種類すらわからぬというような税理士たって、そういうものを法律でうたってなかつたでは、税理士の手当はもらえないですよ。そのためにも、こういうものは、わかり切っているのだから、政令委任じゃなくて、もつとはっきり法律で書くべきだ。所得の実質課税というのだったなら、その項目の中にはつきりそういうものはうたうべきではないか。特に、いままでこれは政令であつたから、今度もまた政令でやれるのだなんて言つて、いまだにそれは通らない。ない分があるのですが、その言い分は通らない。なぜならば、今度は政令はできるだけ縮小させようという整備答申が出たので、全文改正を行ない、それに呼応して政令委任や通達事項をできるだけ縮小して、納税者の財産権がみだりに侵害をされないような、納税者はいつも自分の捕捉される所得が、どういう場合にあるかということをみづかから、これは六十八条はちょっとまずいのじやないですか。主税局長の努力の不足を私たちには嘆かざるを得ない。強く注意をいたしておきます。

○泉政府委員　お話をのように分取造林契約は相当ござります。ただ山林所得というは何ぞやといふと、山林の伐採または譲渡による所得だ、こういうふうに昔から定義されてきておるのでござります。そこに山林の所得とは山林の伐採または譲渡による所得のほか、分取造林契約に基づく何何、これを含むのだというようなことは、書いて書けないことはないかもしませんけれども、本来分取造林契約というのは山林の伐採譲渡といふことを前提としてきておる制度でございますので、やはり「山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう」とこう書いておけば山林所得の性格は一番よくあらわれるのじやないか。そこで新しく出てくるところの分取造林契約に基く場合の所得は何であるか、それは山林の伐採または譲渡による所得と類似した所得であるか

です。山林所得として解していい、こういうことに規定が残ったということにつきましては、まあ私もどもとしては十分努力したのでありますけれども、なあどうしきものができるくるか、不安なぎにから、政令委任じゃなくて、もつとはっきり法律で書くべきだ。所得の実質課税というのだったなら、その項目の中にはつきりそういうものはうたうべきではないか。特に、いままでこれは政令であつたから、今度もまた政令でやれるのだなんて言つて、いまだにそれは通らない。ない分があるのですが、その言い分は通らない。なぜならば、今度は政令はできるだけ縮小させようという整備答申が出たので、全文改正を行ない、

○平林委員　われわれはこの法案審議全般を通じて、やはり租税法定主義という原則を貫いていくことは、議会に提出して、同時にその承認を得るよいうことから、政令事項の中で数額に関するおるわけであります。確かにあなたがおっしゃるとおりに、たくさんありますから、いま徹底で努力しておるという御苦労はわかります。わかりましたし、たとえば九月決算で引き当てるのでありますれば、前年幾ら出しておった、それに対するわけではありません。確かにあなたがおっしゃるおるわけであります。確かにあなたがおっしゃるとおりに、たとえ九月決算で引き当てるのでありますれば、前年幾ら出しておった、それに対するわけでもあります。今までに各人別の明細を付して提出すれば未払い金規定であります。これをそう活用して、何でもかんでもこれで書いてやろうというような気は毛頭持つておらないのでございます。

○平林委員　われわれはこの法案審議全般を通じて、やはり租税法定主義という原則を貫いていくことは、議会に提出して、同時にその承認を得るよいう形をとつていくべきだ、こういう主張をしておるわけであります。確かにあなたがおっしゃるところを差し引いた引き当てる金になる分は幾らだ、それで金これは従来は全然ない、従来は申告期限に規定であります。これをそう活用して、何でもかんでもこれで書いてやろうというような気は毛頭持つておらないのでございます。

○荒井政府委員　ただいま平林先生から御質問のありました点は、従来法律案を国会に出します際に、すでにその法律に関連のある他の法律の改正に、あるいは新制提案というようなものが出ておりました場合に、政府といたしましては、その提出いたしました法律案について、いすれも成立するか、あるいは新制提案というようなものが出ております場合に、政府といたしましては、その施設の形としては、仮定の問題を審議させることになりますが、いかがでしょ。

○荒井政府委員　ただいま平林先生から御質問のありました点は、従来法律案を国会に出します際に、すでにその法律に関連のある他の法律の改正に、あるいは新制提案というようなものが出ておりました場合に、政府といたしましては、その施設の形としては、仮定の問題を審議させることになりますが、いかがでしょ。

るのだとと思うのでございます。まあ六十八条の規定が残ったということにつきましては、まあ私はもどもとしては十分努力したのでありますけれども、なあどうしきものができるくるか、不安なぎにから、政令委任じゃなくて、もつとはっきり法律で書くべきだ。所得の実質課税というのだったなら、その項目の中にはつきりそういうものはうたうべきではないか。特に、いままでこれは政令で

なるのだとと思うのでございます。まあ六十八条の規定が残ったということにつきましては、まあ私はもどもとしては十分努力したのでありますけれども、なあどうしきものができるくるか、不安なぎにから、政令委任じゃなくて、もつとはっきり法律で書くべきだ。所得の実質課税というのだったなら、その項目の中にはつきりそういうものはうたうべきではないか。特に、いままでこれは政令で

るのだとと思うのでございます。そこで白地の関係はどうかということでございますが、たゞもあらずということで、念のために置いておる規定であります。これをそう活用して、何でもかんでもこれで書いてやろうというような気は毛頭持つておらないのでございます。

○泉政府委員　この所得税法及び法人税法のうち、政令で定める事項の内容につきましては、御

ざいますし、そのようなものがその場合の両院制のもとにおける一院として絶対に通らないものであるというような判断をされることは、両院制の趣旨に反するのではないかというふうに考えられますし、政府としては從来からこのような提出をいたしまして、あと全体の採否をどうされるかという点は、もちろん国会の御判断のもとに置かれるべく提出をいたしておるわけでございますので、今回の取り扱いはその従来の例に反した異例な扱いであるということにはなりませんで、從来からこういうたてまえで、たとえば今回のよろ全文改正というものが行なわれます場合に、他の関係の法令の面においてその整備の欠けるところがないかという点をよく目を配りまして、ただいま読み上げられました三つの法律案のほかにも、たとえば租税条約の実施に伴う関係法律の、所得税法等の特例等に関する法律案というようなもののが四件ございましたけれども、これにつきましても第二十六条から二十九条までの四カ条においても同様な措置をいたしておるわけでございます。

○平林委員 従来よりそういう措置をしているということは認めます。それはいいのですよ。あなたはよく私の話を聞いてください。従来よりのそういう法案の提出のしかたそのものを私は指摘しているのじやないです。しかもまたこの法律案は整備法ですよ。整備法を三月三十一日までに成立させたのになれば、そんなこと言いません。たとえば税理士法の一部を改正する法律案や、あるいは私金保険法の一部を改正する法律案が成立した後にこれを成立させるというならば、こういう法案の提出のしかたをしてても議論はないでしよう。しかしまだこれは成立していないのですよ。三月三十一日にはもう物理的に不可能なんです。税理士法の一部を改正する法律案なんというのは、これは三月三十一日までに成立しません。食料品管理会法案もそうです。そういうことになりますと、その成立を待つてこの法律案の審議をし、成立をさせる、こうしたことであれば、私、從来の慣行もあるし、それでよろしいだらうと思いますが、かりに三月三十一日までにこれを衆議院で立させるということになりますと、仮定の法律案が含まれたまま成立させることになって、これはおかしくございませんかというんです。

○荒井政府委員 御指摘の三つの法律案は、いずれも第四十六国会に提出いたしまして、継続審査になつてゐる法律案である。あるいはそのうちの一部はその先議の院においてはすでに議決をされたものである、あるいは再提出されたものでござりますけれども、提案理由ないしその趣旨説明もすでに第四十六国会以来始めているものである。中にはそれが昭和三十九年度予算関係法案になつてゐるというものもあるわけでございます。そうは第四十六国会に提出し、特にその中で予算関係法律案にもなつてゐるというものについては、一応その法律案が三月三十一日までの間に成立しなったことを前提として法律案を出すとすれば、それ自体のほうがむしろおかしいのではないかという面も考えられますし、先ほど御説明をいたしましたような従来の取り扱いといいたしまして、一つの法律案を国会に提出するというのに伴いまして、関連する法律の整備が必要になつたという場合に、何ら措置をしないでお願いをするということのほうが、国会に対してもむしろ失礼であるといいますか、十分な手だてを尽くさなかつたのではないかという趣旨で、これらの規定を盛り込んでおるわけでございますので、その点は御了承いただきたいと思います。

○平林委員 了承するしないの問題じゃないであります。いまお話のように、予算に組まれているものであるというならば、食料品管理会法案というのは、これはある程度予算措置が伴いますから認めましょう。税理士法の一部を改正する法律案についても、これは関係ないでしよう。それからいま三月三十一日にはもう物理的に不可能なんです。税理士法の一部を改正する法律案なんというのは、これは三月三十一日までに成立しません。食料品管理会法案もそうです。そういうことになりますと、その成立を待つてこの法律案の審議をし、成立をさせる、こうしたことであれば、私、從来の慣行もあるし、それでよろしいだらうと思いますが、かりに三月三十一日までにこれを衆議院で立させるということになりますと、仮定の法律案が含まれたまま成立させることになって、これはおかしくございませんかというんです。

○荒井政府委員 御指摘の三つの法律案は、いずれも第四十六国会に提出いたしまして、継続審査になつてゐる法律案である。あるいはそのうちの一部はその先議の院においてはすでに議決をされたものである、あるいは再提出されたものでござりますけれども、提案理由ないしその趣旨説明もすでに第四十六国会以来始めているものである。中にはそれが昭和三十九年度予算関係法案になつてゐるというものもあるわけでございます。そうは第四十六国会に提出し、特にその中で予算関係法律案にもなつてゐるというものについては、一応その法律案が三月三十一日までの間に成立しなったことを前提として法律案を出すとすれば、それ自体のほうがむしろおかしいのではないかという面も考えられますし、先ほど御説明をいたしましたような従来の取り扱いといいたしまして、一つの法律案を国会に提出するというのに伴いまして、関連する法律の整備が必要になつたという場合に、何ら措置をしないでお願いをするということのほうが、国会に対してもむしろ失礼であるといいますか、十分な手だてを尽くさなかつたのではないかという趣旨で、これらの規定を盛り込んでおるわけでございますので、その点は御了承いただきたいと思います。

○平林委員 了承するしないの問題じゃないであります。いまお話のように、予算に組まれているものであるというならば、食料品管理会法案というのは、これはある程度予算措置が伴いますから認めましょう。税理士法の一部を改正する法律案についても、これは関係ないでしよう。それからいま三月三十一日にはもう物理的に不可能なんです。税理士法の一部を改正する法律案なんというのは、これは三月三十一日までに成立しません。食料品管理会法案もそうです。そういうことになりますと、その成立を待つてこの法律案の審議をし、成立をさせる、こうしたことであれば、私、從来の慣行もあるし、それでよろしいだらうと思いますが、かりに三月三十一日までにこれを衆議院で立させるということになりますと、仮定の法律案が含まれたまま成立させることになって、これはおかしくございませんかというんです。

○鈴治政府委員 私だけの考えをひとつ申します。いまお話のように、予算に組まれているものであるというならば、食料品管理会法案というのは、これはある程度予算措置が伴いますから認めましょう。税理士法の一部を改正する法律案についても、これは関係ないでしよう。それからいま三月三十一日にはもう物理的に不可能なんです。税理士法の一部を改正する法律案なんというのは、これは三月三十一日までに成立しません。食料品管理会法案もそうです。そういうことになりますと、その成立を待つてこの法律案の審議をし、成立をさせる、こうしたことであれば、私、從来の慣行もあるし、それでよろしいだらうと思いますが、かりに三月三十一日までにこれを衆議院で立させるということになりますと、仮定の法律案が含まれたまま成立させることになって、これはおかしくございませんかというんです。

とすれば、これが出ておらなんだら、何だ、所得税法はどうなるのだ、法人税法はどうなるのだと言われるのと同じ議論になつてまいります。だからこれはいずれも通るものとして両方で御審議を願う、こういうことがほんとうであろう、こう思いますが、いかがでしょう。

○平林委員 私はっきりしたこと申します。法律の段階でいま審議中の税理士法の一部を改正する法律の一部を改定する法律案、これに所要のことをやるようなことをそこでやればいいのですよ。たとえばかりにこれが三月三十一日までに通らぬと仮定しますね。そうすればこれの修正が必要になつてくるのですよ。法律の成立したときから施行するというようにすぐ修正をしなければならない。私はそれと同じよう、めんどうだけれども、法案審議の形としてはそのめんどうなことを省略すると、国会軽視のような形になつてくるのではないかということを申し上げておきます。

十一日に通るべきものとしてやつておるのだけれども、かりに国会の意忠で通らなかつたといふことであれば、それについてはおつけすぐ、法律成立の日からといふ修正をしなければならぬ。これは繁雑だけれどもしなければならぬです。同じように、現在これが衆議院の大蔵委員会において最終段階を迎えるとしている。しかしに初めて税理士法の一部を改定する法律の一部を改定する法律案が通るようなことで提案をしたのだけれども、通らなかつた。そうすればこれについては、たとえば附則のところに一部修正を加えて、この法律案中何条と何条のものについては議会で成立して後修正するというふうにやつたほうが、法案の形としていいのではないか、これは法制当局としてそう考へるべきではないかということを私がしているわけです。

○荒井政府委員 この整備法案の中で、ただいま問題になつておりますよ、一部を改定する法

律案といふものに対する一部改定といふものが出来た場合に、その一部を改定する法律といふものが、その同一の国会で審議されていけるけれども、当該の法律案の成立以前に成立していなかつたという場合に、当該の規定はどのようになるかという点につきましては、これも從来から確立している慣習があるわけでございます。これはたとえば昭和四十年法律第何号というふうに、その法律番号をあけておりますけれども、その法律の一部を改定する法律なるものが成立をしなかつた場合には、その昭和四十年の法律番号何号という点は埋まりようがないわけでございまして、それが国会の御意思であるということになるわけでございます。そうしますと、その法律の一部を他の法律案を改定するというものを提案しております場合にも、唯一の立法機関であるところの国会の御意思といふものが、その改定をしようとするものではありません。そういう状態になるわけでござります。したがつて、その部分についての改定規定といふものは時点までにおいてはないと、それが国会の御意思であるといふことはございまして、従来ともこのような例はないわけではございませんが、その場合の取り扱いといふものは、確立しているわけでござります。たゞいま申し上げましたようなふうに扱われている。それが国会の御意思といふものを正しくそんたくした扱いであるといふことで、これは本件に始まることなく、従来から国会の御意思をそのままに解して扱われているといふことがあります。

○吉田委員長 関連質問を許します。武藤君。

○武藤委員 第三部長、こういう場合冷靜に判断をして、もし税理士法が、いまの一部改定が通らなかつた場合は、現行の生きている法律がこのまま自動的に改定になるのかならないのか、このまま法の規定で。これをまず伺いたい。

○荒井政府委員 その点につきましては、この整備法の第四十一条の中で、現行の税理士法がその

ままの状態で四月一日を迎えているという場合に法の全文改定に伴つて所要の規定の整備をしなければならないという部分は、まさに手當をしておるわけございまして、その間に一部改定法案を提出している分が通らなかつたという場合に、一切動かないのではないかということにはなつておらないわけでございまして、その面の整備もしてあるわけでございます。

○武藤委員 そこで問題は、現実に生きている法律を自動的に修正がなされて、あとはその手続だけ最初すればいいのです。いまかかるて、それはまだ胎内に入っているのですよ。胎内に入っているものまで修正をしようという場合には、こないう整備法でやるべきでない。生きている法律だけが自動的に直つて、同時にかかるている法律については、修正案を出さなければいかぬ。これがより親切な、国会審議を明瞭に進められる、一日目でわかるような親切な審議のさせ方ではないか。法律の取り扱いは、そのほうより好ましいのですか。どちらが好ましいですか。

○荒井政府委員 国会法の第五十九条の規定であつたかと思ひますが、その規定によりまして、たとえばすでに提出しておりますところの厚生年金保険法の一部を改定する法律案というものにつきましては、修正を内閣のはうからするということも、一つの方法として考えられるところでございます。それが正當な方法ではないかといふに見られる向きもあるうかと思ひますけれども、その場合、同条の規定によりますと、すでに国会で審議を始めているという法律案につきましては、院議院なしに内閣限りで直すといふことはできないといふことは、まさに所得税法、法人税法の全文改定に伴うものであるといふ基本的な点は、まさに共通するものでございまして、その意味で、整備法といふようなものを出します際に、そういう分を含めて、その法律案たるや、ものに

よつては三十九年度の予算関係法案であるとか、は、その現行の税理士法がこの所得税法、法人税法の全文改定に伴つて所要の規定の整備をしなければならないという部分は、まさに手當をしておるわけございまして、その間に一部改定法案を提出している分が通らなかつたという場合に、

そのままの状態で四月一日を迎えているという場合に法の全文改定に伴つて所要の規定の整備をしなければならないという部分は、まさに手當をしておるわけございまして、その間に一部改定法案を提出している分が通らなかつたという場合に、

継続審査をされているところの法律案であるとかいう事態に応じまして、それをもひくるんだ規定の整備といふものを持たしておる。そして、これはたとえば從来当委員会で御審議になられ、成立させられましたところの国税通則法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、あるいは同種のたぐいのものにおいても、すでにいま行なわれておるところであるといふふうに思つております。

○武藤委員 だからいま言つたように、内閣としては、一たんかかっている法律案を修正追加するということはなかなか好ましくない、こういう見解があるなら、当然今度はこういう整備法で、当該委員会では全然わからぬうちに、修正がなされていてるのですから、たとえそれが全体に響く修正でも、当然社労なら社労に、法人税法、所得税法は次のように条文が変更になります、税理士法についてもこういう条文が変更になりますということを、当該委員会には出さないのですか。そんな不親切な法制局がありますか。どうですか、解釈は。

○荒井政府委員 その実体規定は、租税法の規定でございまして、現在たとえば社会労働委員会において付託されている法律案の実体を直すといふものであれば、それはこちらの附則の問題ではない、といひますものの、所得税法の第何条と引用されている根拠規定が第何条に動いたというのは、これは単なる整備であります、それはまさに大蔵委員会がそういうような全文改定法案を通す気があるかどうか、それが通されるということであれば、必然的に、その第何条といふものを第何条に改めなければならぬといふ程度の関連した整備であるという意味におきまして、それが租税法の改正に伴うものであるという意味におきまして、現在すでに他の整備法の条項におきまして、現在すでに他の整備法の条項におきましても、所管委員会としては、違う委員会の法律案がたくさん並んでおるわけでござります。しかしながら、それはその実体を直そうといふの

ではなくて、租税法の規定がこのように改正されたというのに伴いまして、必要な条文の整理といつたようなものをするという趣旨でございますので、そういう法律案が、議院運営委員会の決定に従いまして、当委員会に付託されたとしても、決してその筋道がおかしいというようなことになるものではないのではないかと、これは政府の側でござりますから、院の内部のことについて申し上げるのはいかがかと思いますけれども、規定の整備というのはそういう趣旨のものだというふうに理解しております。

○武藤委員 もう一問だけ。そうすると、いまのあなたの解釈をかりにとるとすれば、実体を改める場合には、当然これは改正案として社労なりほかの委員会に修正案を出す、ただ單なる字句の整備あるいは配列の整備であるから出さなくともいいのだ、そういう解釈の根拠、何かそういう取り扱い規定がお宅のほうにあるのですか。それとも、恣意的に法制局が、これは簡易な整備程度だからこ样いう法でいいだろ、これは実態に触れるから必ず修正案で追加を出さなければならぬ、そ

の基準は何かあるのですか。

○荒井政府委員 この整備法というものは、普通の法律でございましたら、これだけ書いてないのでも、普通は附則で関連する他の法律の改正というものをやる、それに相当するものを單行の法律案の形でまとめて提出をいたしておりますのであると、いうふうに考えますが、その題名にもありますように、施行に伴う関係法令の整備等ということであり、それから單行の法律案につきまして、その本則の改正に伴う範囲内で規定するものが原則であるということになっておりまして、その点は、整備法という形で単独で出しましても、原則は同じでございます。

○平林委員 私は、これは何といつても納得できないんだ。あなたが、これは本来であれば、仮定の法律案、成立せざる法律案の修正ということを

やることは適当でないと思うけれども、慣行そのがあるのと、こういうことを差しつかえない、あ慣行といふことで百歩譲るうかいと、いう気にならぬのですよ。これでいいんだということになると、私納得できないのです。ほんとうをいえば、税理士法の一部を改正する法律の一部改正とか、国会で成立せざる法律案の修正といふようなものについては、本則としては、この法案が成立した後に修正することが望ましいのです。しかしながら、從来の慣行もあって、諸般の事情から考えて、これまでそんなに間違っているものではないと、従来の慣行はなつておりますというなら、私は話はまあいいというのです。法制局がそういうことを言つておるから、私は納得できないのです。

○荒井政府委員 平林先生のおっしゃるようによります。この慣行はなつておりますというなら、私は、わかれもまた与党の中でも相当批判的です。それで、これがかりにあなたのような解くださつてもけつこうでございませんし、私のほうでこれ以外の方法が絶対にあり得ないのであるという意味で申し上げておるわけでございませんで、從来慣行として行なわれておるというものを説明をいたそうすれば、まあ今まで申し上げたことであるということでござりますので、基本的にはその先生のお考え方と大差はないものと思います。

○平林委員 大差がないじゃないで、これが本則なんですよ。私はその点、主税局長あたりが便々と、何とかうまくおさまってくれないかということで説明するならわかるけれども、法制局が原則を間違えておっしゃられるとき、納得できないのです。いまのように考えてくてもけつこうです。ということは、私の主張のとおりなんですよ。それが原則なんですよ。私は本来はそうしなければならないということです。私は、これだけじゃなくて、まだ一ぱいほかに質問があるので、もう一回私の言ったことを確認したら、この問題はこの辺で終わります。法制局、ひとつ答えてください。

○荒井政府委員 ただいま申し上げましたように、平林先生のほうがどうしてこのように考

るのが筋であるということをおっしゃいますけれども、その中にも確かに取るべき条理がござります。それで、私がそれをあなたが全面的に否定するの改正是法律によることを要するということでおっしゃいました。たとえば昭和二十九年のいわゆる在外四法の改正というような場合にも、当委員会に御審議をお願いいたしました一部改正法もございましたし、重要なことは国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案という場合にも同様な措置をいたしましたということでございました。これはそういう一般的な扱いに基づくものでございます。

○平林委員 そうするとただいまあげました三つの政令は法律であるということでございましたか。私たちよつと第十三回国会の措置というのはよく知らないのですが、はつきりこの政令は法律である、こういうふうな取り扱いになつておるのをはつきりしておいてください。

○荒井政府委員 おっしゃるとおりでござります。○平林委員 もう一つ、ついでですからあなたにお尋ねしておきますが、この整備法の中に第七十二条、第七十三条の規定がございまして、これは第七十一条、第七十二条、第七十三条の規定がございまして、これは第七十一条は、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正であります。第七十二条は、連合國財産である株式の回復に関する政令の一部改正、第七十三条は、連合國財産の返還等に関する政令の一部改正の条項であります。法律ができる政令がいろいろ解釈されるという例は、今日まで間々あるのですが、これはあべこべなんですね。政令を法律で直すということになつておるのですけれども、これは一体どういうわけでござりますか。こういうことは慣行としてもあるのですか。

○荒井政府委員 この御指摘になりました政令は、昭和二十七年第十三回国会の成立法によります。○平林委員 おっしゃるとおりでござりますが、その中にも確かに取るべき条理がござります。したがいまして、形式は政令という形式でござりますけれども、十三国会におけるその措置によりまして現在法律としておるわけでございます。したがいまして、形式の効力を持つというものでありますがゆえに、それが改正は法律によることを要するということでおっしゃいました。たとえば昭和二十九年のいわゆる在外四法の改正というような場合にも、当委員会に御審議をお願いいたしました一部改正法もございましたし、重要なことは国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案という場合にも同様な措置をいたしましたということでございました。これはそういう一般的な扱いに基づくものでございます。

○平林委員 そうするとただいまあげました三つの政令は法律であるということでございましたか。私たちよつと第十三回国会の措置というのはよく知らないのですが、はつきりこの政令は法律である、こういうふうな取り扱いになつておるのをはつきりしておいてください。

○平林委員 法制局はこれでけつこうです。そこで、もとに戻りまして、これでだいぶ時間を食つちやつたらあととのやつははしおって質問しなければなりませんが、この整備法の中に租税特別措置の規定がございまして、新規重要物産の製造等による所得の免税の規定がございます。この免税額は別の資料で約七億円ということは承知いたしておりますけれども、その新規重要物産というものは、たとえばどういうものでしようか。

しては、現在法人税法施行規則第一条に規定されおりまして、一号から二十三号までございまします。このうちにはすでにもう時限的なものがございまして、ある時期までに設備の新設あるいは増設をしたものに限っておりまして、その期間を過ぎた後に新設あるいは増設してもそれは適用を受けないということになっておるのでございます。これは新規重要なとして国産のもので新しい設備である、したがつてそれを行なう場合に採算的の重要な物産から生ずる利益は免税にするから心配しないしに新規事業を始めなさい、こういう趣旨で設けられておるものでございます。

重要物産の内容を申し上げますと、エチレン並びにこれを原料として製造するポリエチレン、エ

チレンオキサイド及びエチレングリコール、アクリルニトリル及びこれを原料として製造する合成纖維、焼成肥料及び自己の製造した焼成肥料に磷酸液を作用させて製造する磷酸肥料、ケミグランドバブル、ポリスチレン、ポリビニルアルコール及びこれを原料として製造する合成纖維、ポリ塩化ビニールを原料として製造する合成纖維、塩化ビニリデン・塩化ビニール共重合物を原料として製造する合成纖維、大蔵省令で定める合成纖維精紡機を用いて製造する合成纖維綫糸、醋酸纖維素及び醋酸纖維、兩性イオン界面活性剤、ジルコニウム地金、シリコン片、テレフタール酸、ポリエチレンテレフタート樹脂を原料として製造する合成纖維、スチレン単量体、ブタジエン単量体、合成ゴム、それからチタンまたはチタン合金、ポリカーボネート、計数型電子計算機の本体

○平林委員 この新規重要な物産の認定でございますけれども、基準としてはこの法律の第三項に

「國民経済上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造又は採掘の技術が確立されていな

いこと、需要の見どおしが困難であることその他の事由によりその製造又は採掘の事業の開始に当たり採算について著しく不安があるものとして政令で定めるものをいう。」と基準が書いてあるのですが、この認定はだれがするのですか。

○泉政府委員 これは政令で規定いたしますから、最終的には内閣において認定することになります。ただ実務的には、これら的重要物産はいま読み上げたところからおわりになりますように通産省の所管物資であるものが多いわけでございます。

○平林委員 この認定はだれがするのですか。
○泉政府委員 これが政令で規定いたしますから、最終的には内閣において認定することになります。ただ実務的には、これら的重要物産はいま読み上げたところからおわりになりますように通産省の所管物質であるものが多いわけでございます。

○平林委員 これが政令で規定いたしますから、最終的には内閣において認定することになります。ただ実務的には、これら的重要物産はいま読み上げたところからおわりになりますように通産省の所管物質であるものが多いわけでございます。

うが文句を言うてへこたれない、こういうことであります。特に私古い記憶なんですが、あなたはこの問題では、こういうものは廃止をしたいといふようなことをかつて言明されたことがある。それが今回出でるから私は特に取り上げて言ふのです。やはりこれは廃止すべきであるとあなたが昔言明をされたことが正しいのであって、ここでひょっこり出すということはおかしいんじゃないですか。

○泉政府委員 先ほど申し上げたおりの経緯を経てこういうふうになつておるのであります。私どもとしては先般私が申し上げましたように、重要物産の免税制度というものは税制の問題としてあまり好ましい制度ではないと思つております。

○平林委員 いろいろな租税特別措置もありますけれども、七億とか一億とか、これらを私申し上げようと思つておりますのは、違約損失補償準備金勘定への繰り入れ額及び違約損失補てん額の損金算入等、これもやはり減収額は一億円、こういふこまかいものをいろいろ入れてこの法案ができておるわけです。ちょっと見ると整備法だから整備法のやつだなと思っていると、うつかり見落としそうな租税特別措置がこの中にころころとありますけれども、こういうようなものを、やれあれを入る、これを入るということは、現在の産業界人のあさましい姿を見せつけられているよう気がするのです。佐藤総理大臣がこの間財界人の中で財界人の自肅、ということを言わされましたけれども、何でもかんでも政府の税制措置におぶしてやつていうこうといふ量見はおかしいですよ。私はそういう意味では典型的なものだと思うのです。金額も幸い一億とか七億ですから、こういふことは断固整理していくといふ気風が私はなければならないと思う。この間私は例を申し上げなければなりません。

あと簡単にちょっと伺いますが、今度の税法改正の中で、私やっぱり基本的に少し問題なのは、税制調査会が從来国民の税負担率を見るにあたりまして、そして減税の基本的方向としておられた

ましたが、衆議院の予算委員会で出てこられました公述人は、財界を代表している企業課税の問題について御意見がございましたが、ほんとうにてえがってな言い方ばかりしていると思うの

です。そのくせ現在の金融問題について、金融ルールをつくるということについて意見述べる中では、大体産業あるいは経営というものは、資本主義のもとでは自立をさせなければいけないんだ、そうしてこうした問題について、やたら政府が介入してくるのはおかしいんだなんといって、金融の面の融資ルールをつくる方面については変な理屈をもつて財界の自主性だとなんとかいうのですね。そして税制のほうの問題については、やれおんぶすれば抱っこしろ、抱っこすればどう

しろというようなやり方をとつてまことに不見識きわまる。私はそういう意味から今日の租税特別措置の中では、最も退治しやすいものから退治していかなければならぬ。この意味では、この法案の中に出でております小さな——小さなでもない七億とか一億、比較的少ないようなものについて認めるということはやっぱりいかがなものであらうかということを考えまして、この点を申し上げたわけでございます。ひとつこの点も、大蔵省当局としてはおそらく賛成じやあるまいと思う

のでござりますから、なおひとつねばつて、われわれも応援をしますから、こういうものは退治してもらいたい。こういう租税特別措置は大いに退治をする、これは協力をしようぢやないですか。そして大いに資料を出し合つて、こういうものはやっぱり税の公平の立場からいきまして変えいかなければならぬと思うのであります。それをおいては、この問題は私

がいなくなるととたんに、別の基準があらわれて、そのままの税負担率であります。これは政府当局に

言ふより、間接的に私は税制調査会に対し批判をしたいと考えておるわけであります。この負担率が方向転換されたことによりまして、一番救われたのは政府だ。主税当局ではなくて、その中枢

にすわつておるところの内閣総理大臣をはじめ政府与党の幹部の人が一番救われた。ほつとしておるだらうと思うのです。私はそういうことから考

えますと、今後の国民の税負担の増強ということはかかる場合に、あなた方が一番資料をお持ちになり

絶えず見てもらいたいと思っておる。われわれも

国民の声を直接聞いて絶えず考えていかなければ

ならない問題でありますけれども、やっぱり数字だ

そういう点からいきまして、私はぜひ政府の事務

当局においてもこうした問題についてのものさし

を用意しておいてもらいたいということを希望す

るわけであります。私はいま税制調査会がいうよ

うな自然増収の二〇%ないし二五%ということではこの点まさに遺憾に思うのです。今まで税

はだめだと思うのであります。そういうことから考

えまして、今後はどういうものさしを用意しておいたらしいだらうか、あなた方としては国民の

税負担がいろいろな政策的な要請からなるべく

ずされないよう注意する番兵の役割も果たさなければならぬと思うわけであります。そういうことから考

えますと、これがもしかしたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

考えますと、これは非常に評価すべき一つの基準であります。これがもしなかつたらもつと高い税負担率に進んでいったのではないかということを

度であることが望ましいかという面、それから財政の面から見まして国民经济全体に占める財政の比率がどの程度であればいいかという面、こういう両面からいろいろいろいろ検討いたしたのでございませんが、何んにも減税ということになりますと、数字的な基準でないとあまり効果がない。抽象的の財政の状況を振り返ってみますと、その間におきましては揮発油税、地方道路税、軽油引取税といふふうな目的的税、あるいは目的的税的なものを除きました自然増収部分については、その部分の二〇%程度を初年度減税に充てておる。そして日本経済が今日のようになる成長してきたのだ、とすれば今後財政需要は相当多いけれども、やっぱりその中で自然増収の二〇%程度といふものは減税に充てていくのだという從来の方針をそのまま踏襲していくべきではないか。過去の例を見ますと、昭和三十二年とか三十年ごろには自然増収の二〇%以上の減税を行なってきておる。ところが最近の三十九年の減税を見ますと、まだ自然増収の二〇%に達しておらない。それじゃ困るから、自然増収の二〇%程度は初年度減税にすべきだと、いうので新しい基準が出たのでございます。新し基準によつて從来の国民所得に対する二〇%といふ減税をやつていきますればそらふえない。私どもの試算いうのが変えられたために、国民の税負担があつていいのじやないかという御心配があるかもしれないが、それは自然増収の二〇%といふ減税をやつていきますけれども、それを補う方法があつた。その方法を考察していってはしかったわけあります。それをただ有業人口に対する納稅者の割合とか、課税最低限と食糧費との関係などだけでは私は十分なものではないと考えておるのであります。ただそれは自然増収の二〇%の減税を続けていった場合のことでありまして、税負担率の考え方については、もう十年おきましては一九・一%で二〇%に近

いのですが、地方税のほうは増税になつております。地方税の増収のほうでは自然増収の減税どころかかなり増税をやつておりますために、国税、地方税を合わせますととも二〇%になつております。したがつてそういう点から考えますと、二二・四%にはおさらぬで、もっとふえる心配がございます。しかし自然増収の二〇%ということであればできないことではない、ぜひできることをやつてほしいということが税制調査会の答申でございまして、できないことを言うよりもこれだけ努力すればできるのだというものをぜひひつてもらいたいという熱意に燃えた答申だと思います。私どももぜひそういう答申の線を守つていただきたい。単年度におきましてはいろいろな財政需要がありまして必ずしも守れない場合がございますけれども、数年を通してはぜひそれを守るような方向で努力していくべきだ、このように考えておるのであります。

○平林委員 私は税制調査会の今日までの検討の結果にひそめられている配慮について是敬意を表しますけれども、この問題についてだけはどうも納得できないのです。特に税負担率が二〇%台をだんだんこえてまいりましてこれを離れる傾向になつたので、新たにつくり上げられた理屈とだけしかどうも理解できない。それにかわるべき自然増収に対する割合で減税をせよというのは一つの期待感でありまして、実際に政府がその政策をとるかどうかはなかなか問題だということから考えますと、絶えず国民の税負担の現状をはかるものさしといふものは、やはり從来のやり方が非常にうつうに考へるわけであります。これは今まで

まず第一は、今回、今年度の税制改正にあたつて、本委員会においても一番問題になりましたのは税制調査会の答申を政府は全面的に尊重しておきたいと思います。いま先輩平林議員の質問もございましたので、その関連になるかどうかわかりませんが、一応関連的な立場から質問をしてみたいと思います。

まず第一は、今回、今年度の税制改正にあたつて、本委員会においても一番問題になりましたのは税制調査会の答申を政府は全面的に尊重していない、こういう点が一つの論議の焦点になったのです。私は思うわけです。そういう点からいきますと、私どもの立場から考えましても、税制調査会の答申をどういう基準として受けとめるかという点について、それぞれの立場において若干の相違はあるいたしましても、原則的には負担の公平の原則、租税の中立性、総合累進税率の構造の基本的な立場というものを貫いておる。こういふことは、私どもは基本的に尊重すべきものだといふふうに考へるわけであります。これは今まで

さしといふものは、やはり從来のやり方が非常にうつうに考へるわけであります。もちろん権威あるものとして諮詢会といたしましても、原則的には負担の公平の原則、租税の中立性、総合累進税率の構造の基本的な立場というものを貫いておる。こういふふうに考へるわけであります。これは今まで

の答申は尊重されてきたほうが多いという実績は十分持つておると思います。ただ昭和四十年度の税制の改正につきましては、所得税に一部違った点がござりますけれども、相当程度税制調査会の答申を取り入れた。法人税についても同様でございます。ただ租税特別措置につきましては、税制調査会の答申と今回政府がとった措置との間にかなり大きな懸隔がある。しかしながら、政府としてはできるだけ税制調査会の答申を尊重するといいます。ただ租税特別措置につきましては、税制調査会の答申と今回政府がとった措置との間にかなり大きな懸隔がある。しかしながら、政府としてはできるだけ税制調査会の答申を尊重するといいます。

○吉田委員長 藤田高敏君。
○吉田(高)委員 私は、税法三法を中心質問をさせていただきたいと思います。いま先輩平林議員の質問もございましたので、その関連になるかどうかわかりませんが、一応関連的な立場から質問をしてみたいと思います。

まず第一は、今回、今年度の税制改正にあたつて、本委員会においても一番問題になりましたのは税制調査会の答申を政府は全面的に尊重していない、

表と現職の役職名をみな見ておるわけであります。が、中山伊知郎会長をはじめとして学者も三、四名入っておりますし、日銀總裁であります、当時三菱銀行の頭取でありました宇佐美さんをはじめとし、また業界代表としては、大原總一郎倉敷レヨンの社長をはじめとして、土井正治住友化学の会長、その他、これは一つ一つ申し上げませんけれども、まさに日本の各層各界といいますか、そういうところのベストメンバーを集めたような人たちによって構成をされている機関であります。しかもこれは私のほうから申し上げるまでもないことであります。この「昭和四十年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明」の中で冒頭触れておりますように、今次の答申を出すまでには三年間かかった。しかも体系的基本的な見地から検討をして、総会だけでも二十三回行なつておる。また三つの部会に分かれて改訂に関する答申として出てきたのだということを言つておるわけであります。私は必ずしも、回答を多く会議をやつたからその結論は権威があるとか、あるいはりっぱなものだということを言おられて、これだけ慎重な検討をされて出でておる一いつと思いませんが、少なくともこういった一応各機関として、総理からその税制調査会に諮問をする、こういう形をとつてここに出てきた答申といふのは、私は全面的にこれを尊重すべきだと思ふ。

らには基礎問題小委員会において、基礎的理論的問題を中心として、これまた十八回にわたつて細密かつ慎重に審議をした。その結果がここに税制改訂に関する答申として出てきたのだということを言つておるわけであります。私は必ずしも、回数を多く会議をやつたからその結論は権威があるとか、あるいはりっぱなものだということを言おられて、これだけ慎重な検討をされて出でておる一いつと思いませんが、少なくともこういった一応各機関として、総理からその税制調査会に諮問をする、こういう形をとつてここに出てきた答申といふのは、私は全面的にこれを尊重すべきことは当然だと思います。しかし全面的にこれをみな採択せなければならぬということになると、これは少々変わつてくるのじゃないかと思ひます。実際の政治をあずかつておる上におきましてどうしてもいかぬこともござりますので、それらの点で、政策の面からやむを得ずこれと異なるものをやつたからしながら、精神はこれを踏みにじろうというふうに考えていいことだけは間違いないと思います。

○鶴田(高)委員 これは鶴田政府委員の御答弁です。お説のとおり全面的にこれを尊重すべきことは当然だと思います。しかし全面的にこれをみな採択せなければならぬということになると、これは少々変わつてくるのじゃないかと思ひます。実際の政治をあずかつておる上におきましてどうしてもいかぬこともござりますので、それらの点で、政策の面からやむを得ずこれと異なるものをやつたからながら、精神はこれを踏みにじろうというふうに考えていいことだけは間違いないと思います。

○藤田(高)委員 これは藤田政府委員の御答弁です。お説のとおり全面的にこれを尊重すべきことは当然だと思います。しかし全面的にこれをみな採択せなければならぬということになると、これは少々変わつてくるのじゃないかと思ひます。実際の政治をあずかつておる上におきましてどうしてもいかぬこともござりますので、それらの点で、政策の面からやむを得ずこれと異なるものをやつたからながら、精神はこれを踏みにじろうというふうに考えていいことだけは間違いないと思います。

○泉政府委員 税制調査会の答申を基本的に尊重するという立場だと言ひながら、利子、配当についての特別措置は税制調査会の答申から著しく離れておるのではないか、これはお説のように違つております。なぜこのようになつたかということに

生活に具体的にその税制改正がどのように結びついていくかということが中心にならなければいけないと思うのです。そういう点からいきますと、今までの基準として採択して、表現は悪いかもわかりませんが、一つの標準的な基準として、一部、法人税でいえば、基礎控除を二万引き上げるという点を一万しか上げてないとか、配当分離課税あるいは利子分離課税についてはこれを廃止すべきだという答申が出ておるにもかかわらず、逆に実質的な配当の分離課税を認めるというふうに、そういう意味の答申案よりも下回った形にこの答申案を取り上げておるというところに非常に私は問題があると思うのです。そういう立場からいって、基本的には私はこの種の答申案というものは全面的に採択をするということが当然だと思うわけであります。政府の考え方として、政府はそういうふうに思ひます。お説のとおり全面的にこれを尊重すべきことは当然だと思います。しかし全面的にこれをみな採択せなければならぬということになると、これは少々変わつてくるのじゃないかと思ひます。実際の政治をあずかつておる上におきましてどうしてもいかぬこともござりますので、それらの点で、政策の面からやむを得ずこれと異なるものをやつたからながら、精神はこれを踏みにじろうというふうに考えていいことだけは間違いないと思います。

○鶴田政府委員 お説のとおり全面的にこれを尊重すべきことは当然だと思います。しかし全面的にこれをみな採択せなければならぬということになると、これは少々変わつてくるのじゃないかと思ひます。実際の政治をあずかつておる上におきましてどうしてもいかぬこともござりますので、それらの点で、政策の面からやむを得ずこれと異なるものをやつたからながら、精神はこれを踏みにじろうというふうに考えていいことだけは間違いないと思います。

○鶴田(高)委員 これは鶴田政府委員の御答弁です。お説のとおり全面的にこれを尊重すべきことは当然だと思います。しかし全面的にこれをみな採択せなければならぬということになると、これは少々変わつてくるのじゃないかと思ひます。実際の政治をあずかつておる上におきましてどうしてもいかぬこともござりますので、それらの点で、政策の面からやむを得ずこれと異なるものをやつたからながら、精神はこれを踏みにじろうというふうに考えていいことだけは間違いないと思います。

○泉政府委員 税制調査会の答申を基本的に尊重するという立場だと言ひながら、利子、配当についての特別措置は税制調査会の答申から著しく離れておるのではないか、これはお説のように違つております。なぜこのようになつたかということに

税率一五%と配当控除一五%とを合わせて三〇%の税率による源泉選択の制度を導入することになったわけであります。しかしこの措置が高額な所得者に対する優遇になるという点からいたしまして、年五十万円以上のようないくつかの企業の株数の五%以上を持ついるような株主のその株から受けける配当、こういうものには源泉選択はできないということで、そういう面では少し大所得者に対する優遇に片寄りがあるのは、あるいは一企業の株数の五%以上を持ついるところにいたしておるのでございます。しかし繰り返して申しますように、税負担の公平という点からいきますと、こういった特別措置は問題のあるところでありますし、したがって税制上あまり好ましいものではありません。ただ、現在の時蓄撲滅であるとか、あるいは資本市場の育成強化であるとかいう点からいたしまして、まあむを得ざる措置であるというふうに考えられるのがございます。

分離課税について賛成する人はいない。こういうものをあえて一つの改正案として出してきて、そして国の法律ということで拘束力を持たせて、そうして国民に押しつけてくるということになる。と、これは悪法といえども法治国家である以上は悪法に従わざるを得ないということを政府みずからがやっておることになると思うのです。こういうことになりますと、善良な、いわゆる一日の食費が百五十円や百六十円くらいしか見てくれてない例の所得税の課税最低限の低所得者、労働者から見れば、政府がこういうべらばうな税制改正をやるものであれば、われわれは租税そのものに対し協力することができない。場合によると、昔の反税闘争ではないですけれども、旗の振り方によるとこれはたいへんなることになる。私は重要な悪だと思うのです。こういう点は、私ども新人議員の立場から申し上げることはたいへん口はばつたい言い方かもわかりませんが、こういう筋違いの政治のあり方、あるいは税制の改正というものに対しては、やはり国会審議というのは、やはり政府案が出された、政府与党が多数だからそろはもちろんのこと、与党の皆さんの中にも心ある人はこの改悪案には反対をされると思うのです。そういう点からいくと、国会審議というのは、やれでもうきまつてしまうのだ、こういうことはなくて、昨日も山中議員が一つの修正案を出されましたが、ああいう形で、これだけ国会の審議の中で質問をする者、質問をしない者といえども利子の分離課税、あるいは配当の実質的な分離課税については、これは悪法である、改悪だから廃止すべきだ、こういうふうにほとんどの人が考えておるのじやないかと私は思う。そういうものについては政府としてはいさぎよくこの種の改悪案といふものは修正し、あるいは撤回すべきだと思うのですが、政務次官の見解を聞かしてもらいたい。もし政務次官が、これはわしのお答えするにとじやないと言うのであれば、私はこの種の問題は、こういう重大な法案を通すか通さぬかという段階にければ、政府も真剣に今国会を振り返って

みて、せめてこの程度のことはこれは国民の前に對しても修正することが政府の正しい立場である。こういう立場から反省をして修正され、いわゆるこの種の改悪点については撤回されることが望ましいと思うのですが、それについての見解をお尋ねしたい。

○ 鎌治政府委員 私ごときしろうとがそんな重本大に答弁をする柄でもないと思いまするが、大臣がしばしばここで答えておりますように、分離課税については批判のあることは十分承知している。これは覚悟の上だと言つておりますが、國民ことごとくが悪法だと信じておると私は考えません。批判はあるとは心得ます。その意味においして、今日のわが日本の財政の上からしてどうしてあれこれをやらなければならなかつたという大臣の苦心のほどを國民が察してくれれば、いま直ちにあなたのおっしゃるようなものではなかろうと考えます。

こういうことにならざるを得なかつたなら得なかつたといふのであれば、なぜこういうことになつたかといふ点については率直にその真意を国民の前に明らかにするべきだと思うのですが、その点どうでしょ。

○銀治政府委員 調査委員の方々はりっぱな方々です。そしてまた税制という面からだけ見ればそれは確かにりっぱな御議論であります。けれども税制の面からそらそらうしたいとは思つても、世の中には政治の面においてどうしてもできない事情があるわけなんです。そういうことからやむを得ずそれに従わねなかつたということでありまして、頭からこれを踏みにじつていいのだと心得ております。また国民も大臣のこの苦心をよくわかってくれたら、いまのは悪法だ、ことごとくつぶしてしまわなければならぬとは私は考えておりません。どうぞその点は御了承をお願いしたいと思う。

○藤田(高)委員 これは私は撤回しない限り、修正しない限り、この問題に関する限りは理解できませんといふ前提に立つわけなんです。私は決してだんこ理屈でそのことだけで質問を続けようとは思いませんが、政治の世界では、税制上どんなに筋が通つたことであつてもできないことがあり得るのである。政治の世界といふものは生きものですから、それは時と場合によつてはそういうことがあらるでしよう。しかし今回の場合には、私はいま問題になつておる点については、それほど客観的に今日の日本政治の中でできない理由といふものはないと思うのです。あえて政治的な事情があつたとすれば、先刻私が指摘いたしましたように、率直にどういう理由でこの利子分離課税を二ヵ年間存続させ、さらには配当の実質的な分離課税といふものを新たに新設をしなければならなかつたのか。この政治的な事情というものを率直にやはりこの国会審議を通して、国民の前に明らかにする責任が政府としてはあると思う。その点についてひとつ明快な御答弁を願いたい。

○銀治政府委員 私どきがここで説明する柄でございません。この間から大蔵大臣がここでしばしば述べておりますから、それでひとつ御了承を願いたいと思います。私はこれにつけ加えて申し述べるだけの能力がございませんから……。

○藤田(高)委員 私はほかの政務次官と違って、少なくとも大蔵委員会に於てはこの種の問題が百あるとすれば、その中で五つになるか、三つになるか知らぬが、非常に重要な課題については、政務次官は単なるメッセージやお飾りでは、大臣にかわって答弁ができる立場にあるのではないかと思うのです。少なくとも大臣の実質的な補佐役といいますか、相談役としての立場にあるわけですからこういう基本的な問題については、正で、四年なら四年間のうち、半分がこの悪法によって縛られるということは、何としても私は問題があると思う。そういう点から、いまの政治的立場においては特別の取り計らいをしていただいでも御答弁を願いたいと思うわけあります。

○吉田委員長 藤田委員の大蔵大臣要求について

は、さしあたり今晚出席ができないことによつて、委員会を開いておるわけでございます。それで政務次官もおりますし、また事務当局もおりますので、政治的云々ということについては御究明願つて、今晚の質疑の過程を経て御了解願いたいと思います。——失礼を申し上げました。出られないことなどございましたが、ただいま連絡がございまして、大蔵大臣は七時から出席ができるとうございます。私は、どうしてもそういなはだ遺憾であります。私は、どうしてもそういふことができないならば、もう一度大臣がここへ来られたときだけつこうですから、できれば今晩おそくなりあすの朝、ぜひ大臣の出席を求めて政治的な事情があつてできなかつたと、こう言われておるのであるのですから、その政治的事情とは何であつたかということを大臣から御答弁願いたい。それから、ひとつ委員長にその取り計らいをお願いいたしたいと思います。

○銀治政府委員 重大な問題でござりますから、大臣が答えておらぬことであるならまだどうか知りませんが、大臣はここでしばしば述べておりますが、大臣はここに於ては総理大臣と二人でこの点に対する述べたのでござりますから、私はそれで御了解を得られると思うのです。私がよけいなことを言うて、大臣のことばに汚点をつけるようなことがあつてはかえつて失礼でござりますから、どうか今までの大臣の述べられたことで御了承願いますと申し上げておるのであります。

○藤田(高)委員 や、私も昨日の総理並びに大蔵大臣が出席された委員会には出ておつたわけであります。それと同じように、この税制調査会の存在はあります。それが政務次官というポスト、立場というものは、これまで、もつともっと権威あらしめなければいかぬのじやないかと思うのであります。それと同じように、この税制調査会の存在重していくという姿勢がなければ、せつかくの税制調査会というものを政府みずからが否定することになるのじやないか、そのことを私はおそれるわけです。しかも、この分離課税の問題のごとき

は、ここでこの法案が通れば二年間はこのままで行くんでしょう。そうすると、税制調査会のこの線に沿つて日本の税制改革をやることが望ましい、そういう答申がなされておるのに、今度の改正で、四年なら四年間のうち、半分がこの悪法によつて縛られるということは、何としても私は問題があると思う。そういう点から、いまの政治的立場においては特別の取り計らいをしていただいでも御答弁を願いたいと思うわけあります。——失礼を申し上げました。出られないことなどございましたが、大臣はここに於ては総理大臣と二人でこの点に対する述べたのでござりますから、私はそれで御了解を得られると思うのです。私がよけいなことを言うて、大臣のことばに汚点をつけるようなことがあつてはかえつて失礼でござりますから、どうか今までの大臣の述べられたことで御了承願いますと申し上げておるのであります。

○吉田委員長 藤田委員の大蔵大臣要求について

は、あなたのお考えはなかなかなりつけだと思ふ。いろいろ官僚論なんという批判もありますけれども、そういうことはともかくとして事務当局はこの問題についてはほんとうに敬意を表するのです。この問題については個人的にはたゞへん氣の毒なような質問かもわかりませんが、主税局長としては今日なおかつこの見解どおりのことをお考へかどうか、これを私はお尋ねしておきたいと思います。

○泉政府委員 私についての御質問の部分についてお答えいたします。

確かに昨年「エコノミスト」の記者が私のところへおいでになりまして、私はそういった質問をいたしました。これは税制のほうを担当いたしました。これは税制のほうを担当いたしました。私は信じておきます。貯蓄というものは国民の可処分所得がふえるのに相関してふえていくものであります。貯蓄というものは國民の可処分所得がふえるのに相関してふえていくものであります。貯蓄がふえるといふものじゃない。だから、普段がふえるといふものじゃない。だから、普段がふえるといふものじゃない。だれも、分離課税になつてから余計しようなんていう気を起すよりも、やはり自分の老後」云々と、こう出ておるわけです。そうしますと、銀治政務次官のいまの御答弁では、大臣なり総理の見解で了解してほしい、こういう言い方ですが、私はそれ自身が了解できないわけです。いわゆる事務担当者といいますか、大蔵省を預かる主計局長、主税局長、国税庁長官と言えば、これは國の機構の中でも一番大事なところにすわられている方で

以外の判断を加えて判断をされますと、私どもも制だけの立場を貫くことはできにくい。そういう点からいたしましてこういう改正になつてまいつたのであります。先ほどから繰り返して申し上げておりますように、税負担の公平という見地から好ましい制度ではございませんけれども、そういう高い立場がおっしゃられるとやむを得ない措置である、このように申し上げたいのであります。

〔鳴いて血をはくホトトギスと呼ぶ者あり〕

○藤田(高)委員 やはり先輩はなれておるだけあって、やしにしても適切なやしをされておりましたけれども、私は決して事務当局を苦しめてやろうとか、言質をとらえて政府を窮地におとしいれようとか、そういうことを目的にして質問をしておるのではなくて、やはり今度の税制改正の基本的なものの考え方からいって、どうしても私は政治的要素を入れて納得しようとしても納得できないという点がありますので、個人的には半ばからい思ひで質問をしておるわけであります。私は政務次官にこの程度のことはたいへん失礼な言い方ですけれども、お答え願えると思うのであります。が、これも税制上の問題として泉さんのことばを借りて言えば、新制高校を卒業したてのサラリーマンでさえ、いきなり所得税を納めておるのだから、いわんや私財を持つておる人たちが、この利子とか配当とかいうものは、元本に税金がかかるのでなく、いわゆる利子に対する税金であるから、やはり総合累進課税にすべきだという意味の見解が述べられておる。私は非常に適切な御見解だと思います。この点については、ことし中学校、高等学校を卒業したサラリーマンでさえ所得税をかけておるのでありますから、こういった利子あるいは配当について、やはり総合所得に返すことのほうがやはり正しいと思うのですが、それについてはどうですか。

○銀治政府委員 先ほど来申しますように、税法ということから考えますと、それは正論だと思ひます。けれどもそれに従わぬ政治情勢がある以上はやむを得ない。この点をひとつ御了承願い

たいと思います。

○藤田(高)委員 あらためて政治情勢、政治事情ということが出てきたわけですが、これはぜひとも大臣御出席の後に聞いて、その政治事情とは何であります。これは事務的なことをお尋ねしますが、国税中に占める所得税の割合、それから国民所得中に占める所得税の割合、これは三十四年以降だけですが、どうしたことになっておるかお尋ねしたい。時間的にピッチをあげる意味から一度にお尋ねをしますが、四十年度の平均国民所得はどれくらいになっておりますか。四点は、平均国民所得に対する課税最低限の割合、これまで昭和三十四年以降どういう傾向をたどつておるか。五点は所得税の納税人員の増加状況、これまた三十四年以降どういうふうな数字を示しておるか。以上お答えをいただきたいと思います。

○泉政府委員 まず第一に国税全体、この場合には売益金を間接税の中に入れて考えておりますが、その国税収入のうちで所得税がどの程度の割合を占めておるかと申し上げますと、昭和三十四年で申上げますと二〇・三%、三十五年が二一・七%、三十六年が二二・二%、三十七年が二四・二%、三十八年が二五・三%、三十九年はまだ年度の収入が確定しておりませんので、一応補正予算の金額で見積もったところを申し上げますと二六・五%、四十年度が二八・二%、このように、

○藤田(高)委員 いまお答えいたしました幾つかの数字の傾向を見ますと、この基準のとり方につけにはいろいろ問題があるうかと思いますが、たとえば所得倍増計画の昭和三十四年を一つ起点にとりますと、三十四年から以降、たとえば国税中に占める所得税の割合が三十四年をピークとしてずっとふえておりますね。所得税が増大をしている。また国民所得中に占める所得税の割合も、これまで昭和三十四年をピークとしてずっと増大をしております。さらには平均国民所得に対する課税最低限の割合といふものは、これは率がむしろ横ばいといいますか、オーバーな言葉から四番目のお尋ねは、この百十五万六千四十五円の場合に、日本の税法でいけば八万五千円の所得税になります。

それから、所得税の納税人員の推移でございますが、昭和三十四年におきましては千百八十九万人。戦後わが国の所得税の納税人員が一番少なかったのは昭和三十一年でございまして、このとき九千十一万一千人でございます。それが三十四年に千百八十九万ということになつておつたのであります。その後、これも先ほど申し上げましたように、経済の異常な発展につれまして国民所得があつえましたので、年々減税を行ないましたけれども、納税者はだんだんとふえてまいります。三十五年が千三百八十八万四千人、三十六年が千五百十五万二千人、三十七年が千七百十六万七千人、三十八年が千九百八十万二千人、こうなつておりまして、三十九年はまだ実績は出ませんけれども、一応の予算の見込みで申し上げますと千九百八十四万人ということになつております。四十一年度では、予算で見積もつたところでは二千二十六万八千人、こういうことになつております。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和三十五年以降のわが国の経済成長の発展が非常に高かつた、それにつれまして国民の所得の増加も著しいものがあったわけであります。ところが御承知のとおり、三十四年の九月に伊勢湾台風がありまして、三十五年には所得税の減税を、それまでずっと毎年やつておつたのにやらなかつたわけであります。この所得税の減税はやらないわ、所得税は御承知のとおり三十五年以降、日本の異常な経済成長に伴いまして国民の所得がふえてまつております。これは所得税の減税をやっておりませんけれども、所得は非常にふえたわということで、その後は毎年所得税の減税をやっておりますけれども、所得の減税をやりましても、これがその後のなかなか追つつかない原因になつておるのでございます。その結果、所得のふえ方が多い割りには課税最低限の引き上げがそれに伴つておらない。そのため納税者が年々ふえていくというような形になつております。これはいなめない事実だと思います。しかしながら一たんこういう情

ます。

○%、このようになつております。

勢ができ上がりりますと、それをはね返して納税人を急激に減らすというようなことをするには、非常に大きな減税をしないと追つつかないというような状況でございまして、そういう点からいたしますと、税制の点からいたしますと所得税の減税を大幅にやつて、そういう点を救つていくことがいいかと思いますが、国の財政全体の立場に立ちますと、所得税の減税だけ、それだけをやるわけにいかない。歳出の増加にも必要であるというようなこととござります。そういった点を十分かね合つて減税をどの程度やり、歳出の増加をどういうふうにするかと、ということの判断が必要になつてくると思います。

○藤田(高)委員 これはたいへん大事な点だと私は思うわけですが、先ほど発表になりました数字から判断しますと、やはり所得税の納税人員といふものがずっとここ数年来二百万人程度ずつ伸びを示しております。この納税人員があえておるということ、先ほど私が指摘をした国民所得中に占める所得税の割合といふものがずっと増大をしておる、さらにはまた平均国民所得の中に占める課税最低限の割合といふものが横ばい状態にある、こういうことは、結局名目所得は増大しておるのに、税金が多くかかるようになつたけれども、それに半ば比例した形の課税最低限といふものがそれに平行して上がらないで、いわばカーブとして非常にゆるやかな形で横ばいをしておる。ここに私はその原因があると思うのです。これはあとで指摘するように、私ども社会党の立場からいえば、課税最低限は五人世帯で八十万程度にすべきだということを主張しておりますし、かたがたこの間の修正案の中にもそういう考え方が出されたと思うのです。私はいまの局長から数字を聞きましたて、ちょっと計算尺ではじいてみたのですが、平均国民所得に対する課税最低限の割合の推移、この数字のうち三十四年の平均国民所得の額が五十四万二千二十円。これを一つの基準値にしますと、三十五年は一八八%、三十六年が一四〇%、三十七年が一五〇%、三十八年が一七二%、三十九年が

一九〇%、そして先ほど御説明のありました平均国民所得の推定見込み額、四十年度百十五万六千、四十五年というものは指數の上からいきますと二五になるんです。この三十四年を基準にとれば、私どもの算出の根拠としては、戦前を基準にとりたいところですが、これは総体的な比較論として三十四年をとらしても、いま申し上げたように平均国民所得で二倍強にふえております。ところが政府のいままでやつてきた課税最低限といふものは、三十四年を一〇〇としてその金額を三十一万三千五百五六円としますと、これは約の数字でありますと、政府がやってきておるのは三十五年が三十二万七千円、三十六年が三十九万円、三十七年が四十万八千円、三十八年が四十三万八千円、三十九年が四十七万一千円、そして問題のこととは五十四万少々、こういうことになります。これをいま平均国民所得が伸びたものに一応比例をさして計算をしてみると、三十五年が三十七万、三十六年が四十四万、三十七年が四十七万、三十八年が五十四万、三十九年で六十万、ことしは少なくとも六十八万ないし七十万の課税最低限といふものを設定すべきだ。平均国民所得を一つの基準にとってそれに大体並行的な条件を付加するなれば、課税最低限といふものは七十万程度になつてしまふべきではないか。そういう措置をとることが必要だ。いわゆる百万以下の所得税の納入分布状況を見ますと、百万以下の所得が九割方を占めておる。九割方占めておるということは、百万以下のいわば低い所得層によって所得税といふものがまかなわれておるんだということになる。そうなると、利子分離課税や配当分離課税ではありませんけれども、そういう勤労所得者層を中心とした減税といふものを行なうべきじゃないか。それを行なう基本は、いま私がはじきましたのはおそらく間違つてないと思いますが、四十年度での数字のうち三十四年の平均国民所得の額が五十四万二千二十円。これを一つの基準値にしますと、それを行なう基本は、いま私がはじきましたのはおそらく間違つてないと思いますが、四十年度で

一九〇%、そして先ほど御説明のありました平均国民所得の推定見込み額、四十年度百十五万六千、四十五年といふものは指數の上からいきますと二五になるんです。この三十四年を基準にとれば、私どもの算出の根拠としては、戦前を基準にとりたいところですが、これは総体的な比較論として三十四年をとらしても、いま申し上げたように平均国民所得で二倍強にふえております。ところが政府のいままでやつてきた課税最低限といふものは、三十四年を一〇〇としてその金額を三十一万三千五百五六円としますと、これは約の数字でありますと、政府がやってきておるのは三十五年が三十二万七千円、三十六年が三十九万円、三十七年が四十万八千円、三十八年が四十三万八千円、三十九年が四十七万一千円、そして問題のこととは五十四万少々、こういうことになります。これをいま平均国民所得が伸びたものに一応比例をさして計算をしてみると、三十五年が三十七万、三十六年が四十四万、三十七年が四十七万、三十八年が五十四万、三十九年で六十万、ことしは少なくとも六十八万ないし七十万の課税最低限といふものを設定すべきだ。平均国民所得を一つの基準にとってそれに大体並行的な条件を付加するなれば、課税最低限といふものは七十万程度になつてしまふべきではないか。そういう措置をとることが必要だ。いわゆる百万以下の所得税の納入分布状況を見ますと、百万以下の所得が九割方を占めておる。九割方占めておるということは、一百万以下のいわば低い所得層によって所得税といふものがまかなわれておるんだということになる。そうなると、利子分離課税や配当分離課税ではありませんけれども、そういう勤労所得者層を中心とした減税といふものを行なうべきじゃないか。それを行なう基本は、いま私がはじましたのはおそらく間違つてないと思いますが、四十年度で

一九〇%、そして先ほど御説明のありました平均国民所得の推定見込み額、四十年度百十五万六千、四十五年といふものは指數の上からいきますと二五になるんです。この三十四年を基準にとれば、私どもの算出の根拠としては、戦前を基準にとりたいところですが、これは総体的な比較論として三十四年をとらしても、いま申し上げたように平均国民所得で二倍強にふえております。ところが政府のいままでやつてきた課税最低限といふものは、三十四年を一〇〇としてその金額を三十一万三千五百五六円としますと、これは約の数字でありますと、政府がやってきておるのは三十五年が三十二万七千円、三十六年が三十九万円、三十七年が四十万八千円、三十八年が四十三万八千円、三十九年が四十七万一千円、そして問題のこととは五十四万少々、こういうことになります。これをいま平均国民所得が伸びたものに一応比例をさして計算をしてみると、三十五年が三十七万、三十六年が四十四万、三十七年が四十七万、三十八年が五十四万、三十九年で六十万、ことしは少なくとも六十八万ないし七十万の課税最低限といふものを設定すべきだ。平均国民所得を一つの基準にとってそれに大体並行的な条件を付加するなれば、課税最低限といふものは七十万程度になつてしまふべきではないか。そういう措置をとることが必要だ。いわゆる百万以下の所得税の納入分布状況を見ますと、百万以下の所得が九割方を占めておる。九割方占めておるということは、一百万以下のいわば低い所得層によって所得税といふものがまかなわれておるんだということになる。そうなると、利子分離課税や配当分離課税ではありませんけれども、そういう勤労所得者層を中心とした減税といふものを行なうべきじゃないか。それを行なう基本は、いま私がはじましたのはおそらく間違つてないと思いますが、四十年度で

一九〇%、そして先ほど御説明のありました平均国民所得の推定見込み額、四十年度百十五万六千、四十五年といふものは指數の上からいきますと二五になるんです。この三十四年を基準にとれば、私どもの算出の根拠としては、戦前を基準にとりたいところですが、これは総体的な比較論として三十四年をとらしても、いま申し上げたように平均国民所得で二倍強にふえております。ところが政府のいままでやつてきた課税最低限といふものは、三十四年を一〇〇としてその金額を三十一万三千五百五六円としますと、これは約の数字でありますと、政府がやってきておるのは三十五年が三十二万七千円、三十六年が三十九万円、三十七年が四十万八千円、三十八年が四十三万八千円、三十九年が四十七万一千円、そして問題のこととは五十四万少々、こういうことになります。これをいま平均国民所得が伸びたものに一応比例をさして計算をしてみると、三十五年が三十七万、三十六年が四十四万、三十七年が四十七万、三十八年が五十四万、三十九年で六十万、ことしは少なくとも六十八万ないし七十万の課税最低限といふものを設定すべきだ。平均国民所得を一つの基準にとってそれに大体並行的な条件を付加するなれば、課税最低限といふものは七十万程度になつてしまふべきではないか。そういう措置をとることが必要だ。いわゆる百万以下の所得税の納入分布状況を見ますと、百万以下の所得が九割方を占めておる。九割方占めておるということは、一百万以下のいわば低い所得層によって所得税といふものがまかなわれておるんだということになる。そうなると、利子分離課税や配当分離課税ではありませんけれども、そういう勤労所得者層を中心とした減税といふものを行なうべきじゃないか。それを行なう基本は、いま私がはじましたのはおそらく間違つてないと思いますが、四十年度で

なんでも、このことについてはたいへん私自身も興味を持つておるので、時間があればやりたいところであります。きょうはそれはやめます。やめますが、このマーケット・バスケット方式による一つの手段として出ておるのがこれまで税調の資料にあると思うのです。これでいきますと、いわゆる五人世帯の「マーケット・バスケットによる食料費を基準にして算定した生計費」と改正案による「課税最低限との比較」、こうなつておる。この表を見ますと、いわゆる五人世帯が赤字になつておる。四人世帯も赤字、独身も赤字なんです。この資料を一応基準にしますと、二人世帯と三人世帯のところだけが赤字が出ていない。あとは赤字が出ておるのですね。こういうマーケット・バスケットの資料を中心にして考えた場合にもやはりこの最低限度額というものは低いということが言えるのじやないか。いわんや五十四万何がしで設定をしておるこの五人世帯の課税最低限、独身者でいらっしゃ二十万そこそこの課税最低限といふものは、これはエンゲル係数四五%ではございませんけれども、憲法にいう文化的な生活を営むことのできる課税最低限じやないと私は思う。これはたまたま前段私が平均国民所得に対する課税最低限の割合といふものを引き合いに出しましたが、いま局長のおつしやられるような条件を加味し、さらにはいま一つ加えますならば、全国一律最賃制の問題ではございませんが、今日の労働市場から見てやはり初任給といふものを上げないことには人が職場に求められない、こういう実態からいって比較的初任給といふものは上がってきておるわけなんですね。こういう条件から見ても、初任給が上がるということはそれだけ独身層といいますか、下層に対する所得税の対象数が多くなるわけですから、それだけ絶対数がふえるということになれば、そういう要素も加味して課税最低限といふものは当然もつと引き上げられてしかるべきだと私は思う。その点についての見解を聞かしてもらいたい。

○衆議院委員 マーケット・バスケット方式による

食料費を基準にして算定した生計費と課税最低限との比較でございますが、なるほど三十九年の消費支出金額を基礎にしてみますと、現行法による課税最低限との間では、独身のところと四人世帯と五人世帯のところでは赤字になつております。と五人世帯のところでは赤字になつております。いま御審議いただいております所得税の改正によりますと、初年度でこの五人世帯までそれぞれ黒字になるわけあります。ただ課税最低限との差といふことになりますと、独身世帯で税制調査会府案ではそこまでいっておりませんけれども、しかしまあ黒字にはなる。しかし独身世帯と五人世帯のところで黒字の幅がほかの世帯に比べて少ない。そこにいろいろ問題があるということは私も十分享知りたしておるのですが、私どもお話をございましたように、最近の初任給の引き上げというものが非常に大きい。そのため課税最低限の引き上げがそれに追ついておらなたがつて、私どもとしては課税最低限をそういう方向で上げていくことが必要だと考えております。今後はそういう方向で検討いたしたいと思うのであります。

○藤田(高)委員 努力方向としてこれは具体的に御努力願いたいと思うわけですが、いま私が指摘したような要素も付加して、従来のような横ばい的な半ば微温的なようなやり方ではなくて、根本的に課税最低限といふものは引き上げる方向で御検討、御努力願いたいと思う。

それで、このことに関連して私はこの機会にお尋ねしておきたいのですが、今度の税制調査会の答申案は基礎控除が十二万を十四万に引き上げた。二万円の引き上げ、こういう案が出されておるのに對して、政府案は十二万を十三万、一万引き上げ。配偶者控除を十一万を十二万に引き上げ。結局そこでじつまをかうこうとして合わせます。独身者は基礎控除が上がれば世帯持ちと同じであります。そこでやむを得ず、基礎控除の二万円引き上げを一万五千円にするか一万円にするかといふいろいろ議論があつたわけでございます。結局は一万円引き上げにとどめる、そのかわりに減税財源でいきますと、基礎控除を一万円引き上げますと百八十億要るわけであります。でも配偶者控除を一万円上げた場合には百億で済む、それならば百億でも配偶者控除の一萬円引き上げをしておこうじやないかといふことになつたわけでございます。お話しのように配偶者のある者のために独身者が犠牲になつたのだといふような表現ができるなことはないと思いますけれども、まあそれは少し酷になるのではないか。私洗いざらい改正案が出てくる過程を申し上げたのであります。そういう経過をたどつたのでござります。しかしそのた

めに、政府案によりますと、税制調査会の案の場所も、これはオーバーな言い方かもわかりませんが、配偶者のために独身者が犠牲になるような税負担う青年はこれからやはり結婚の準備もしていかなければならぬ。そして職場においても生産性においても、社会的に第一線で働くなければならない青年を対象に考える場合に、税制調査会の答申案もこれまた尊重することが正しかったのじゃなくとも、社会的に第一線で働くのですね。次の時代を背負う青年はこれからやはり結婚の準備もしていかなければならぬ。われわれとしてはぜひこうしてもらいたいと思うのですが、それに対する見解はどうでしよう。

○衆議院委員 この点につきましては、税制調査会の答申が出来ました後政府案がつくられる過程の間におきましたいろいろ論議のあつたところでございますが、先日もどなたかお答え申し上げましたように、税制調査会の答申が出来て政府案を検討する段階で一番問題になりましたのが税率の一点でございます。税率を緩和するということ、これは税制調査会でもかなり大きなポイントを置いた答申であったわけでございますが、ただその内容が課税所得三百万円以下の税率を緩和するということになつておる。ところが現在において必要なのは何かということになると、やはり所得税率では課税最低限を引き上げるということが先決ではないか。そこで税率を緩和することは、いまそういう緩和をはかる反面、最低税率の八%を一〇%に上げるということにしておりましたので、税率の上がる階層における人たち、この人たちは実はではないか。そこで税率を引き上げることによって増税になります。そこで基礎控除を二万円引き上げることによって増税にならぬよう税率だけでは増税になります。しかしながら、給与所得者の場合は問題ないのであります。事業所得者の場合でありますと、独身者ですと少しも減税にならない階層が出てくる。それはみんなが減税を受ける際に好ましくないではないかといふことから、そういうのは結局は最低税率を引き上

げておるからだ。そこで、最低税率を引き上げないで税率の緩和だけはかるとしますと、四百六十億の減税になる。それではなかなか財源がもたないというごとからいたしまして、税率の改正はやむを得ないから、この際は見送りにしようということになつたわけでございます。そこで税率の改正で六十億、初年度は五十億でございますが、財源が浮いてきたわけでございますけれども、基礎控除と配偶者控除とは、昭和三十六年のときは同額で出発したのであります。だからその差が開いております。現在一万円。ところが税制調査会で基礎控除を二万円上げて配偶者控除をそのまま据え置くということにいたしますと、その間三万円の開きになるわけであります。そこで基礎控除と配偶者控除が三万円も開くのははたしてどうだろかということになりますと、基礎控除を二万円上げて、さらにそのほかに配偶者控除を上げれば、それができれば問題はないのであります。そうしますと、減税財源が非常にたくさん要る。そこでやむを得ず、基礎控除の二万円引き上げを一万五千円にするか一万円にするかといふいろいろ議論があつたわけでございます。結局は一万円引き上げにとどめる、そのかわりに減税財源でいきますと、基礎控除を一万円引き上げますと百八十億要るわけであります。でも配偶者控除を一万円上げた場合には百億で済む、それならば百億でも配偶者控除の一萬円引き上げをしておこうじやないかといふことになつたわけでございます。お話しのように配偶者のある者のために独身者が犠牲になつたのだといふような表現ができるなことはないと思いますけれども、まあそれは少し酷になるのではないか。私洗いざらい改正案が出てくる過程を申し上げたのであります。そういう経過をたどつたのでござります。しかしそのため、政府案によりますと、税制調査会の案の場

合よりも所得税の納税者が約四十万人ふえることになつております。これはいろいろ低い所得階層の人の負担があつるという意味で問題のあることは思つております。今後の税制改正の際に過ぎましては、先ほどしばしばお答えいたしましたように、そういう独身者の初任給、結局そういう中学校、高等学校を卒業した人の初任給とそいつ人々の課税最低限とがうまくなるような方向で検討したい、こう思つております。

○藤田(高)委員 次に、課税最低限の問題ですが、独身者が二十万ちょっと、五人世帯の場合は立の内容を見ますと、これは本会議でも予算委員会等でもすでに触れたところですが、子供に一十五四万ちょっとが一つの限界になつておるわけですけれども、先ほどの局長の御答弁ではないですが、マーケットバスケット方式から見てあの献立の一般的な風潮でございまして、そういうことでは財政というものはもたないということになるわけでござります。したがつて税だけを減税しますと今度は歳出をふやせといふのがわが国の国民の一般的な風潮でございまして、それと同時に歳出はふやすただけではなく、それと同時に歳出はふやさないのだと削るのだ。こういう方向が出てこない、なかなか財政としてバランスしない。それでは公債を発行すればいいじゃないかとおっしゃられましても、そういう公債を発行するということとの他の金融、経済に及ぼす影響を考えなきゃならない。そういうことからいたしますと、やはり一足飛びに姿を変えたようなことはなかなかやりにくいであります。非常にあゆみののろいことかもしませんけれども、一步一步改善の方向に向かって努力していく、この努力の積み重ねがただいまのいろいろな企業倒産がどうだ、あるいは会議ではありませんが、日本の経済発展、今日たども、毎日なま卵一個あるいは牛乳一本、そういうものを飲めるようなマーケットバスケットにはなつていません。それは私はこれだけ——本会議ではありませんが、その点については政府も率直にそのことは認めでしかるべきじゃないか。当然にそのことは認めでしかるべきじゃないか。当然に基準を置くかという点については、それは立場の相違によって若干の違いが出るかもわかりませんが、私が指摘したように、私としては少なくともやはり六十八万ないし七十万程度の課税最低限が引かれる程度のところまでこのマーケットバスケットの内容といふものを改善すれば、いま私が指摘をしておるような貧弱な食生活の内容がもらいたい。こういうことはお約束できると思うのですが、どうでしょ。

○藤田(高)委員 このままの局長の御答弁のように筋がらいますと、それは私ども党の立場ということになれば、財政構造全般の改革ということが問題になるわけですが、一般にいわれておるように出すものは幾らでも出せ、税金を払うのはいやだ、しかしやるものはどんどんやつてくれ、こういうことはお互いに国政を論ずるものはそういう意味の無責任な考え方では論議をしてないのでして、私はやはり今日の日本経済の状態に見合った献立ないしはマーケットバスケットの内容といふものはこういう貧弱なものであつてはならぬということは、政府みずからもまた、こういった政策立案にあたるそれぞれの衝にあたるものが、積極的に、むしろこういう内容を向上させ、この考え方がなければ、私は逆に言わせてもらえば、金がないのだ、財源を償うためにはこういう低い目ざす目標であることは申すまでもございません。

○泉政府委員 お話しのとおり国民の所得がふえて国民の生活内容が向上する、これはもう政治の目ざす目標であることは申すまでもございません。したがつてマーケットバスケット方式による食費の計算にいたしましてもそういう意味で今後十分改善検討を加えていく必要があることは、先ほど私が申しましたとおり私どもも十分感じておるところでございます。ただ、税のときには減税減税ということになりますが、歳出の面になりますと今度は歳出をふやせといふのがわが国の国民の一般的な風潮でございまして、そういうことでは財政というものはもたないということになるわけでござります。したがつて税だけを減税しますと今度は歳出をふやせといふのがわが国の国民の一般的な風潮でございまして、それと同時に歳出はふやすただけではなく、それと同時に歳出はふやさないのだと削るのだ。こういう方向が出てこない、なかなか財政としてバランスしない。それでは公債を発行すればいいじゃないかとおっしゃられましても、そういう公債を発行するということとの他の金融、経済に及ぼす影響を考えなきゃならない。そういうことからいたしますと、やはり一足飛びに姿を変えたようなことはなかなかやりにくいであります。非常にあゆみののろいことかもしませんけれども、一步一步改善の方向に向かって努力していく、この努力の積み重ねがただいまのいろいろな企業倒産がどうだ、あるいは会議ではありませんが、その点については政府も率直にそのことは認めでしかるべきじゃないか。当然にそのことは認めでしかるべきじゃないか。当然に基準を置くかという点については、それは立場の相違によって若干の違いが出るかもわかりませんが、私が指摘したように、私としては少なくともやはり六十八万ないし七十万程度の課税最低限が引かれる程度のところまでこのマーケットバスケットの内容といふものを改善すれば、いま私が指摘をしておるような貧弱な食生活の内容がもらいたい。こういうことはお約束できると思うのですが、どうでしょ。

○県政府委員 お話のようだ、マーケットバスケット方式による食糧費の内容の改善につきましては、私どもも今後とも努力してまいりたいと思います。ただ、あれをこらんになって、その点については政府も文字どおり、私は、積極的に今後こういう内容の改善に努力を払つてもらいたい。こういうことはお約束できると思うのですが、どうでしょ。

○藤田(高)委員 いまの総理府の資料からいきますと、さらに三十円ばかり低い生活をしておる。これが実態だ。労働者の生活あるいは労働者の生活水準、労働者の生活あるいは労働者の生活水準といふものはそういうものだ。これは決して局長は、総理府の数字がこういう低いものだから大蔵省のなにほうはまだよりまし的なものだといふ意味じやなかつたと思ひますけれども、私は、こういう状態に置かれておるような大多数の勤労者層といふものが御承知のように広範におるわけですから、こういう人たちからその所得税を取りますと、これは戦前の所得税を課税しておつたその比較ではございませんけれども、それ自体が問題になつてくる。しかしこのことは、私は、きょうは質問の内容にはこれ以上触れようとは思ひません。ただ、局長から、そういう実態にある勤労者層の生活水準を他の面において向上さすことは必要じゃないか、これは非常に私は積極的な御発言として歓迎をするわけですが、これはたとえば、そういうためにこそ健全なる労働運動があつた一つの大きな役割りも果たしておられますし、問

うのは、これは成年男子の食糧費でござりますので、これを五人世帯の子供なんかを入れて計算しますと、大体この百三十九円三十四銭といつた数字に近いものになつておるのでありますけれども、と同時に、現実の労働者世帯の食糧費がそれしかないと、そういう生活しか存在しないのだという事態の改善も、私必要であろうと思うのでござります。食糧費の計算だけふやしても、現実の生活がそれに応じて向上するようなものにならないと、私いけないだと思うのでござります。お話の点につきましては、私どもも今後鋭意検討を加えますと、食糧費の内容がもつともっと国民の食糧費として恥ずかしくないようなものになるよう努力はいたしたいと存じます。それが実態だ。労働者の生活あるいは労働者の生活水準といふものはそういうものだ。これは決して局長は、総理府の数字がこういう低いものだから大蔵省のなにほうはまだよりまし的なものだといふ意味じやなかつたと思ひますけれども、私は、こういう状態に置かれておるような大多数の勤労者層といふものが御承知のように広範におるわけですから、こういう人たちからその所得税を取りますと、これは戦前の所得税を課税しておつたその比較ではございませんけれども、それ自体が問題になつてくる。しかしこのことは、私は、きょうは質問の内容にはこれ以上触れようとは思ひません。ただ、局長から、そういう実態にある勤労者層の生活水準を他の面において向上さすことは必要じゃないか、これは非常に私は積極的な御発言として歓迎をするわけですが、これはたとえば、そういうためにこそ健全なる労働運動があつた一つの大きな役割りも果たしておられますし、問

題は、やはり全般的な政府施策の中で、そういうた勤労者の生活が総体的に向上できるようにならなければいかぬと思うのです。

そこで私は、たまたま勤労者の問題が出ました

から、続いて退職金に対する課税問題をお尋ねしたいと思うのですが、まず事務的なこととして、

間違つておつたらいいませんので、私も若干の調査はいたしておりますが、現行制度による退職金

に対する課税方式はどういうことになつておるか、ちょっとお尋ねをしたいと思うのです。

○泉政府委員 退職金につきましては、勤務年数に応する控除といふのをいたしておりまして、從来は、年令の差異に応じましてその控除に差等があつたのでござりますが、昨年の改正におきましては、年令の差異に応じましてその控除に差等があつたがつて、学校を出まして就職いたしまして、三十年勤務するということになれば、百五十万円を控除する。その控除した残額の二分の一に対し、他の所得と分離して税率を適用して課税する、こうしたことになつております。

○藤田(高)委員 それでは確認の意味でいまの御答弁を繰り返しますと、退職金から特別控除を引く。その特別控除は、勤続一年に対し五万円の割りで勤続年数をかけたものが特別控除である。ですから、一つの例をとりますと、三十年勤続して三百万円の退職金をもらつた。そうしますと、勤続一年に対して五万円の三十年ですから百五十万円。それを引いた残りの百五十万の二分の一、つまり七十五万円が課税対象額になる。この七十五万円に対して税率が、いろいろ刻みがございま

すね。

○委員長退席、藤井委員長代理着席

その刻みに沿つて、たとえば五十万円から八十万円のランクで二〇%だったら二〇%のその税率をかけるんだ。こういう算式だというふうに理解していいわけですね。

○泉政府委員 さようございます。

○藤田(高)委員 それでは課税方式は理解できましたが、そこで、給与所得の総額は四十年度で幾

らになっておるか。その給与所得総額の中に占める退職金の額というものはどの程度になつておるか、これを説明してもらいたいと思うのです。——

ちよつと時間がかかるようでしたらあとでもかまいません。

○泉政府委員 給与所得のほうから申し上げますと、今度の税制改正が行なわれた後の姿で見ますと、十兆五千五百八十九億二千七百万円というのが給与の総額になつております。それからいろいろな控除が行なわれるわけでございます。

それから、退職所得の——退職のほうのトータルがいまちょっと手元に資料がございませんのであとで申し上げます。

○藤田(高)委員 給与所得総額は十兆幾らといふことでわかつたのですが、その中の所得税はわかりますか。

○泉政府委員 これは予算の説明のほうに出ておりますが、この算出された源泉徴収の税額では五千六百六十六億七千五百万円といふことになつておるわけでございます。

○藤田(高)委員 この五千六百六十六億七千五百万円のうち、退職金の課税の額ですね。これは大体あとで詳しい資料はいたゞくことにして、ごく概数での程度になるか、いまわかりませんか。

○泉政府委員 いま申し上げましたのは給与所得に対する源泉徴収の税額でございまして、退職のほうはそれ別になつておりまして、退職所得についての——先ほど申し上げましたように、退職所得は分離課税になつておりますので、源泉徴収

○藤田(高)委員 基礎的な数字は大体理解できましたが、そこで、これはここ十年余りの経過の中でも、退職金に対する減免措置についてもそれぞれの努力が払われておるところですけれども、基本的に私どもの立場から申しますと、先ほどの泉局長の御答弁ではないですが、総理府が発表してお

る勤労者の一日の食費は百三十九円、これはたまたま、毎月勤労統計ですか、この資料によりますと、三十人以上の平均が三万六百十円、一年間の所得にして三十六万七千三百円。五百人以上

の、いわば中企業以上の平均でありますと、月三万四千四百三十八円、年所得四十一万二千八百円、これが平均賃金になつております。これは男女共にあります。ところが男子だけの平均をとりますと、三十人以上で年収四十三万四百七十六円。五百人以上の場合は、男子だけで年収約四十万円、こういういわば非常に低賃金の実態を示しておるわけなんですね。こういう低賃金で働いておる勤労者が、しし官として二十年、三十年働く

い、そうして支給される退職金に税金がかかる

というのは、これは何としても私どもとしては理解できないわけです。事ごとに引き合いで出すよ

うでありますけれども、例の利子分離課税やその配当——分離ではないですけれども、そういう高額所得者なり資産家に対しては、もう優遇にも優遇の措置を講じながら、片やこのよくな低賃金で

働いておる生産労働者に対しては、退職金にまで税金がかかるであります。昨年度の改正で、私は率直に言つて退職金の額が全國的にまだ非常に低いで終わるというのが多いのですが、一年間で終わるというの多いです。

○藤田(高)委員 さようございます。

○泉政府委員 四十年度でございます。

けれども、政治的な立場から判断をするなれば、これは日本の社会保障制度というものが……。せっかく大臣がお見えになりましたので、大臣には若干寸足らずの質問になるかもわかりませんが、私ども働く労働者の立場からいいますと非常に重要な問題でありますし、かたがた今回の税制改正の中には、以下申し上げるような条件というものが含まれないという観点から、私どもとしては非常に重要視しておる退職金に対する課税の問題であります。これは先ほど主税局長のほうから説明を聞きまして、昨年の改正でかなり働く者にとってもいい条件に改善されたという説明が

あつたわけですが、私どもの立場からいいますと、退職金に対する性格づけ、見方といふものは、いろいろありますけれども、私どもの見解をもつてすれば、退職金とは今日の日本の社会保障制度といふものが十分でない。したがつて、その社会保障制度を補完するという立場から、個々の職場においては労働者の生活上の、これは主として老後の生活でありますが、老後の生活防衛手段としてつくつておる制度が退職金制度であり、退職金だというふうに私は考えるわけです。そぞういう観点からいきますと、私が先ほど数字を提供しましたように、今日の労働者の賃金実態といふものは、総理府の資料によりましても、三十人以上の全労働者の男女込みの平均賃金は月三万程度、年収三十七万程度、五百人以上の企業をとりましても月三万四千五百円程度、年収四十一万二千八百円程度といふ平均賃金自体がそういう低賃金であります。また男子だけをとっても、三十人以上の込みの男子の平均賃金といふものは、年収にして四十三万そこそこ、五百人以上の企業の男子だけの平均賃金をとっても四十八万そこそこ、こ

ういう低賃金の労働者がしし官として、いわば

積み立てた退職金に課税をするということは非常

に酷なやり方ではないかと私は思うのですが、ま

ず基本的な問題として、せっかく大臣お見えにな

りましたから、ひとつ大臣の御見解を聞かしてい

ただきたいと思います。

○藤田(高)委員 四十年度でございます。

○泉政府委員 さようございます。

○藤田(高)委員 四十年度でございます。

四

○田中内務大臣 私もあなたの言うような考え方を基本的に持っております。税の理論の上ではいろいろな問題があるかもわかりませんが、少なくとも一人の人が長い間かかって最後に受ける給与といいますか、そういう意味から考えて、私は退職金というものに対しては何年以上働いた者は幾ら、二十年以上の者は幾ら三十年以上の者は幾らというふうな限度を設けてもいいと思いますが、これは税制改正で相当な控除があるとはいが、いまの退職金ということを考えますと、私はある程度までの限度には課税をしないというような原則は好ましいことだということで、私自身も大蔵省に参りましてから退職金に税金をかけないようにできないかということを研究いたしました。しかしながらいろいろ問題になつておる政府関係機関等で一期やつたらすぐ退職金をもらう、それをみんな課税対象からはずすということは給与とのバランスから見て問題があるということになりましたが、私はやはりさつき申し上げておるようになりますが、人生における一番最後の報酬、それをもとにして余生に対する希望をつなぐというものでありますから、そういう意味で何らかの区分をしながら免税の制度を考えられないかということで将来とも検討してまいりたいと思います。私はまあしろうとではありますが、生命保険をかけたりわば子供に対して幾らかずつ、年に二十年、三十年、人生における一番最後の報酬、それをもとにして余生に対する希望をつなぐというふうな気持ちは今までおりますので、将来だんだんと控除の額が上がっていくことはもちろんであります。何かこう何十年働いて最後に受けるものはそのまま自分の手に入るのだというようなことは、政策の上でもやはり大きな効果があるものだという考え方でおるわけであります。

体的な問題として、今度の税制調査会の案の中に
は四十年度の改正案としては出ておりません
が、少なくともそれだけの前向きのお考えを大蔵
大臣がお持ちであれば、なぜことしの改正案の中
にそれを盛り込むことができなかつたのか、お尋
ねしたいと思います。

○田中国務大臣　そこまで言われるとまた困るわ
けでございますが、基本的な面で私も大蔵省に
参つてから三年間、また将来とも私はそういう姿
勢でいきたいということをすなおに申し上げたわ
けであります。減税でやりたいことは非常にたく
さんあります。私もいま当委員会に出席する前に
国税庁次長に、いまの税率を半分にしたら一体幾
ら減収になるのだ——絶えずお互ひがやはり減税
はしたい、こういう立場にあることはこれはひと
つ認めていただきたい。しかし財政収入の面も考
えなければなりませんし、一年間のものではな
く、いままでも十年間引き続いてずっと減税を
やつておりますし、乏しい財源であつても減税と
いうものは将来もずっと続けていきたい。こうい
う思想でありますから、今度の中でなぜやらな
かった、こういうことになりますと、理屈で申し
上げますと二、三年前にもやりましたからとこう
いうことになるわけであります。そうではなく、
やりたいといふものもたくさんありますので、こ
ういうものをやはり一つずつでも実現させていく
という考え方でございます。

○藤田(高)委員　ことしなぜやらなかつたか、そ
のことについてはこれ以上追及しようと思いません
が、それでは来年度以降の税制改正の中では優
先的に善処願えるかどうかお尋ねいたします。

○田中国務大臣　まあ基本的な姿勢を申し上げたの
でござりますから、これでひとつ御了解いただき
たいと思います。そのほかにまだいろいろ予算審
議の過程において妻の座に対しても百億のぼる減
税も来年最優先にしなければいかぬとか、いろい
ろな問題が提起されておりますので、あなたの御
発言をひとつ十分体して、減税というものに対し
ては前向きで非常に誠意を持ってやつているとい

うことでひとつ御了解いただきたいと思います。
○藤田(高)委員 これは冗談ではないに、ガソリン税の問題ではないですが、その程度の善処方を約束してくれることを期待して実は質問したのですが、そこまでは私もお答えをいたただこうと思いませんが、いま御答弁のありましたように、誠意を持って検討し努力をする、こういうことで了承したいと思うのです。
ただこの際、若干こまかいことになりますが、これは局長にお尋ねしたいと思うのです。私は今までの税制改正の独身者の二十万の最低課税、これから退職金というものの課税額といふものをじいてみますと非常に矛盾がある。なぜなれば、年間二十万の独身者に対して課税されると、それで課税がされないわけですから、公務員の賞与でいいますと年間四・二カ月、だから十六カ月で計算しますと、これは非常に概数ですが、月一万三千円までは税金がかからないということになります。
〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕
そうしますと、退職金について十五年、二十年、二十五年、三十年、こういうふうにいろいろ刻みがございますが、三十年で計算をしてみますと、三十年の十二カ月で三百六十カ月、これに一・三万円をかけますと四百六十八万という数字が出てくるわけです。これは概数ですが、そういう計算方式でいきますと、十五年で退職するのを五十五歳と押えて、逆に五十五歳から十五年の場合だったら四十歳で会社へ入った、こういう形でいきますと、これまた十五年の場合でしたら一・三万円かけますと二百三十四万、約二百四十万、二十年の場合でしたら同じ計算でいって約三百二十万、二十五年の場合には約四百万、三十年の場合には約四百七十万、こういう数字が出るわけです。
きょうは夜中まで審議するらしいのですけれども、私の持つ時間はもうあとわずかばかりしかありませんので結論を急ぎたいと思いますけれども、こういった計算の内容と、この三十九年度の税制改正に関する答申の審議内容、この中にはい

わゆる現在の改正案にある退職所得のどの程度では税金がかかるかというなどがあります。これいろいろ比較してみますと、いま私が一つの間にもかなりな差があるわけです。私は少なくとも課税最低限として独身者の場合に二十万円という線を引くのであれば、いま個別的に計算をしたようなものを一つのところにしても、これは退職金に対する課税最低額といふものをつと引き上げる必要がある。その引き上げ方にについては、いまの勤続一年に対して五万円といふ七万ないし八万にするという方法もあるだろう。それはどういうシステムをとるかは別にして、ぜひ大蔵大臣の、来年以降の税制改正の中では積極的に努力をしてみよう、緊権一番とは言わなかつたけれども、ひとつ努力してみよう、こういう線に沿っていま私が提示したような具体的なものを十分参考にして御検討願いたいと思う。

ただ、この機会に局長にお尋ねをしておきたいのは、独身者の所得税における課税最低限二十万とこの退職金の現行制度による課税の基準との間には相当矛盾があるのでないか、この点についての見解を聞かしてもらいたいと思います。

○県政府委員 退職所得の性格については、先ほど藤田委員もおっしゃいましたように、わが国の学者の間にもいろいろの見解がござります。そこでいま藤田委員は給与所得の課税最低限、一月当たりから算出して退職所得の場合にも同じ考え方は適用できないかという御意見でございますが、これはまあ働いておる間の給与所得とそれから退職するときの所得と、これはかなり性格は違うといわざるを得ないと思います。そういう意味では退職所得の課税最低限についての一つの検討資料になると私は思いますので、貴重な御意見として拝聴いたしましたが、しかしそれだけの基準で事を考えるわけにはいきませんので、やはり我が国でいま勤続二十年、三十年、二十五年といふような場合に幾らの退職金が支払われておるのか、大企業はどうか、中小企業はどうか、そ

いった退職金の支払いの実態を見まして、そして勤続年数に応じて控除がふえていく、まあ私は勤続年数に応じて控除がふえていく、まあ私は退職金に全然課税をしてはいけないとは思ひませんけれども、退職金に対する課税が妥当なところまでは課税にならぬような方向で検討していくべきものだと思っておるのであります。ただ、これは大臣もおっしゃいましたように、退職金に対する課税につきまして改正を行ないますと、えでしてそれが会社重役さんがほうぼうの会社の重役を兼ねておつて、そのやめるときに非常にたくさん恩典を受けることになるのは好ましくないのであります。そこで長年勤務した人とそうでない人役級の扱いを受けることにならざるを得ない。との間にはどうしても差を設けざるを得ない。たゞ、そうしますと、同じ労働者でも、勤務年数が短くて退職すると、重役ではないんだけれども重役級の扱いを受けることにならざるを得ない。そちら辺に退職金課税というのもいろいろなむずかしさがあるわけでございます。せつかくのおことにつきましては、今後とも十分検討してまいりたいと存じます。

○藤田(高)委員　これは最初からえらいことだつておるような言い方でありますけれども、例の利子分離課税やあるいは配当の実質的な分離課税がやれるくらいの器用さを今日の政府なり事務当局は持つておるわけですから、いま言われた重役の御答弁の内容は私の理解に誤りがなければこういうことであつたように思うわけです。税制調査会の答申は廃止する方向で答申案を出してきておる。ところがこの点に関する限りは逆行した形の処置がいま政府によつてとられつつある。なぜこういうことにならざるを得なかつたのかといふことについては、総理も大臣も資本市場を育成する。やはり分離課税の問題については主税局が「エコノミスト」の中ではしなくもお答えになられておれば百八十度違つたような見解のものに今日の行政がなされるということは、日本の政治が行なわれるということは、私はある意味において悲劇だと思う。この点については私は大臣の御答弁には、あるいは総理の御答弁には賛成しかねるわけです。よ。やはり分離課税の問題については主税局が「エコノミスト」の中ではしなくもお答えになられておることを私は支持する立場をとつておるわけです。そういう立場から、こういう見解は、昨日の総理及び大臣の答弁といふものはある意味においてどうかといふことを強く重ねて質問をしますと、政務次官の御答弁では、そういう筋としては、税制上

り、あるいは貯蓄の奨励がなされるのだということは、これは間違いだということを言われておるわけですよ。それであれば、この総理なり、大臣の答弁は、これはだんだんと影が薄くなつてくると思う。またそういう方向にあるべきだと私は考へています。ですからいま先ほどから質問をし、指摘をいたしておりますことは、少なくとも今日の状態の中において社会保障制度が不完備な状態の中で、いわば社会保障制度の補完的な役割りを果たす退職金という前提に立ち、課税をしない方向で検討していく、こういう線に沿つてぜひ事務当局としても御検討願いたいことを、これは強く要請をしておきたいと思います。そこで、大臣がお見えになりましたので、先ほど実は政務次官はじめ主税局長にお尋ねをした中で、問題といいますとどうかと思いますが、きょう私自身がここで質問をしました一つの中心点といたのだろうと思いますが、私は率直に言つて昨日の答弁と、この私どもが信頼をいたしております。しかし過程においてまた原則的な理論の上ではそういうことがあります。現実の問題としてはそれと反するものをとらなければならない立場でこれらの批判にこたえたいという考え方でござります。しかし過程においてまた原則的な理論における見解がここまで、極端な表現をさせてもらひますとどうかと思ひます。これは昨日総理と大臣の御答弁も聞かしていただきました。しかしその御答弁の内容は私の理解に誤りがなければこういうことであつたように思うわけです。税制調査会の答申は廃止する方向で答申案を出してきておる。ところがこの点に関する限りは逆行した形の処置がいま政府によつてとられつつある。なぜこういうことにならざるを得なかつたのかといふことについては、総理も大臣も資本市場を育成する。やはり分離課税の問題については主税局が「エコノミスト」の中ではしなくもお答えになられておることを私は支持する立場をとつておるわけです。そういう立場から、こういう見解は、昨日の総理及び大臣の答弁といふものはある意味においてどうかといふことを強く重ねて質問をしますと、政務次官の御答弁では、そういう筋としては、税制上

あつたのか、これをひとつ国民の前に明らかにしてもらいたいということが、私の実は大臣にお尋ねをしたい要点でございます。

○田中國務大臣　「エコノミスト」に泉主税局長が述べたことは、学問的なものとしてまた税制に対する基本的な考え方としてりっぱなものであると評価をしています。またこの施策をとりました後にはやれぬと、こうおっしゃるから、私は次官さんともなると、こういったふうに質問をしますと、この種の重い不離不即の関係で、一致した見解で政務をあずかっておるのだから御答弁できると思ひましたけれども、おそらく鍛冶先生のなにからいいますと、謙讓の美德を發揮されて大臣と答弁を譲られ大な答弁は、大事な答弁は、これはやはり次官さんはやれぬと、こうおっしゃるから、私は次官さんともなると、こういったふうに質問をしますと、この種の重い不離不即の関係で、一致した見解で政務をあずかっておるのだから御答弁できると思ひましたけれども、おそらく鍛冶先生のなにからいいますと、謙讓の美德を發揮されて大臣と答弁を譲られたのだろうと思いますが、私は率直に言つて昨日の答弁と、この私どもが信頼をいたしております。しかし過程においてまた原則的な理論の上ではそういうことがあります。現実の問題としてはそれと反するものをとらなければならない立場でこれらの批判にこたえたいという考え方でござります。しかし過程においてまた原則的な理論における見解がここまで、極端な表現をさせてもらひますとどうかと思ひます。これは昨日総理と大臣の御答弁も聞かしていただきました。しかしその御答弁の内容は私の理解に誤りがなければこういうことであつたように思うわけです。税制調査会の答申は廃止する方向で答申案を出してきておる。ところがこの点に関する限りは逆行した形の処置がいま政府によつてとられつつある。なぜこういうことにならざるを得なかつたのかといふことについては、総理も大臣も資本市場を育成する。やはり分離課税の問題については主税局が「エコノミスト」の中ではしなくもお答えになられておることを私は支持する立場をとつておるわけです。そういう立場から、こういう見解は、昨日の総理及び大臣の答弁といふものはある意味においてどうかといふことを強く重ねて質問をしますと、政務次官の御答弁では、そういう筋としては、税制上

あつたかと思うのですが、先ほど来から昨年の十一月三日の泉さんの写真入りの見解を実は引き合ひに出させてもらった。それによりますと、やはたま事務当局を引き合ひにして個人的には失礼であります。これにはこういうふうになつたのは特別な政治的事情があつてこうなつたのだと、こうおっしゃる御答弁といふものはある意味においてどうかといふことを強く重ねて質問をしますと、政務次官の御答弁では、そういう筋としては、税制上

どうしても日本も開放経済になり、相手に対しても日差別待遇を撤廃させると同時に、これらはどちらも関税的には下げていかなければならぬ。ならないのだけれども、国内的にはある時期国際競争に対応できない農業や中小企業がある場合、こういう基本理念とは反した関税政策をとらざるを得ないのです。またわれわれもいま砂糖の自由化をやりました。砂糖の自由化をやつたけれども、その結果国際糖価はうんと下がった。国内的には国内糖業者は混乱をしておる。そのためにはある時期において、自由化に逆行するといえども、事業団構想といえどもとらざるを得ない場合があります。現在の過程において私は事業団構想には反対であります。これは自由化をみずからやつた關係でありますから反対であります。理論的にいま私が論文を書くとすれば、泉主税局長が書いたと同じことを書くわけであります。しかし反対であるということはだれもが認めると思う。思うが、これは最終的にいろいろなことを言う。であるかもしれないけれども、現状いかんせん、

を考えるのには、どうも少し政治をとつておると、そのような考え方だけでやつたら政治は前進いたしません。しかも私は浪曲調で答えたと言われておりますが、そうではなく、あなたの方は片山内閣時代の与党でありますから、片山内閣が成立せられたときでも、あの政策と違う政策をたくさんとられたのです。それは現実を見て現実を前進させなければならぬときに、理論は一時たなに上げておきながら、しかもその理論を通すような時代を招来するためにも、ある一時期それと反する政策をとらざるを得ない、こういうふうに理解をしていただければ、私は政府の立場ということがよく理解できると思います。

あとに残ることは、もうこういう政策をとつても野薙はあえない、こういう政策をとっても証券市場はだんだん悪くなる、こういうところに詰めで御論議になるならば、こういう政策をとることによって、歴史的に過去はこういう政策をとりました、こういうことによつてこういう結果を得たじやありませんか? というような考え方を申し上げ

○田中國務大臣 私はこの政策をとることがお子
かたたと思つております。これは私は、昭和二十
年の敗戦のときに、無資本の時代にこういう政策
をとつておれば、今日このようないひすみはできな
かったと思います。高度成長政策を掲げながらそ
の間において一番の失敗は何か。私は明らかに申
し上げるのは、資金計画がなかつたということなん
です。中期経済計画に対しましても、八・一%
といながら資金計画をどうするのだ。私は、中期
経済計画の中で一番のポイントは、八・一%
を、この高度成長の結果に積み重ねていくとい
う場合に、産業資金は一体幾ら要るのだ、そのとき
にいまのままにしていったならば自己資本比率
三%が一二%に落ちるのだ、こういう数字は逆算
すればすぐ出るわけであります。これを中期経済
計画を四十三年までやるには一体どういう産業資
金が要るのか。この資金は外資によつて得るの
一体どれだけ得るのか、また国民生産の向上にお
いてどう得るのか、また借り入れ金というもので
どうして得るのか、また資本市場としてどうして

あつて、そして倒産したときの負債は、一体幾らありますか、七十億円あります。それは日本織維であります。そういう実態でここまで行つちや、これは二十年間われわれが築き上げてきたものが自由化のあらしにほんとうにぶつかってみたときに、この産業は耐え得るだらうかということをはじめて考えなければ、幾ら今まで何年間も何年間もこうして平均賃金が上がってきても、元も子もなくなった場合どうしますか。実際最後にそれが三、四年前に石炭企業に対しても、この人間整理賃金をどうするかと言つたのですが、いまは前金をやらなければ山に入る人はなくなるじやありませんか。私は日本経済の実態もそういう危険を含んでおると思うのであります。ですから私はこの政策をとるときには、相当反対があるということを覚悟しておりました。しかも当時の総理大臣であつた池田総理の意見を私が聞いたときも、私は税でもつて生まれて税でもつて育つてきたのだから反対だと言われたのです。あなたも反対だし私もその気持ちはわかるけれども、しかしいま自分

クローカー・システムを採用するのだ、事業団構想をとらざるを得ない、こういう結論が出て、私が賛成をして法律を出したときに、私が言つておる論文と實際やつしたこととどうも違ひやないか。これはあり得ると思います。そういうのはあるのあります。だからこの複雑な世の中を理論一本でもつて通せるという考えはだれも持つておらぬと思う。社会党の皆さんも自民党との間で、法律を上げるときには絶対反対だという理論があります。その過程においてあなた方は反対の論文を書く。しかし両党で話し合いをすれば、社会主義では反対だけれどもしようがないといって妥協案が出るじゃありませんか。ですから理論的にものを考えて、泉主税局長の理論を私自身は認めておりますが、最終的に高い立場、より広い立場ににおいて、政治の立場において、内閣がこういう施策をとるという決定をしてもその論文と全く反する、こういうことは社会の悲劇だ、こういうこと

○藤田(高)委員 大臣の一般論としての、一般論の中における例外的なものの処理のしかたといふ点については、私は理解をすることができるわけです。しかし私が先ほどからやや具体的に問題点を指摘して質問したことに対しても、たいへん失礼な言い分ですけれども、非常に次元の低い御説教じみた答弁だったと思うのです。一般的なものの中において例外的にものを処理していくなければならないというくらいは、私もそれはわかります。しかし今度の場合、先ほどの大臣のことばを引用さしてもらうなれば、現状いかんせんといふことで、特定な政策目的を達成するためにはそういう筋論を曲げてでも処理せざるを得ない場合がある。今回の場合、それでは現状いかんせん、その政策目的を達成するためにはどうしてもやらなければいかなかつたという理由はどこにあるのでしょうか。それを明らかにしてもらいたいと思います。

得るのかという計算が積み重ねられなければ、私はやはり第二の失敗ということはあり得ると思つております。非常に慎重にこの問題に対処しなければならぬと思うのです。ですから、いま一番の問題は何かということをわれわれが考えるときに、私は特に池田内閣の閣僚でもありましたから自由化のベルを押したのです。押した責任者であります。開放経済に向かっておるならば、またそなうしなければ日本のこれから飛躍はないといふときに、いまの状態で一体いいのか。私は、どんな社会保障も大切だし、また文教の刷新拡充も大切でありますし、また公共投資としての先行投資も必要だと思うのです。しかしそれよりもその前提になるものは何かといた私は、日本の貯蓄と日本のお資本比率を上げることによつてそういう基盤がつくられないといふことはすべて砂上の楼閣になつてしまふ。私はほんとうにそう考えておるのである。私はまじめにいま倒産している人のあの状態を見ると、一億五千万円の資本金で

資本比率を上げた、それから貯蓄をしなければ物価問題はどう対処します。私は、物価問題をほんとうに超党派でやるなら私のようなあれでやるなら、資金の一年、二年のトップをやりました。そういうことができる状態であるかということを考えれば、現実はそうじやない、やはり售金を上げていかなければならぬような物価状態になつてているのです。ですから物価に対して財政資金を百億や二百億、千億出してこの物価に対処できるわけがありません。ですから戻りであってもやはり私は西ドイツがとつたような国民自体の貯蓄によってわれわれの生活基盤——生活基盤とは何か、産業基盤であります。産業基盤といふものは戦前のようないくすが株券を持つてゐるから資本家と国民自体が対立する状態にはありません。国民自体が総資本家にならなければならぬ事態であります。ですから五百万人や千万人が株券を持つてゐるから資本家だという考え方じゃない。国民すべてが日本の産業の資本家にならなければ、それに働く従業員

四

員は一体何によって生き残られるのですか。私はじめに考えたのです。大部分の国民全体が産業資本家にならなければならないのです。そこに感覚の相違があるのです。何か戦前の資本家と従業員といふものは利害対立しておるという、そういうものじゃない。過去にはこれだけの大戦争をやつて国に何がありますか。この無資本の中からここまで立ち上がってきたというのはみんな借錢じやありませんか。あなた方は借錢をやめるというじやありませんか。この政策をとるのは自分の政治生命をかけるように私は深刻な気持ちでやつていた。ですからそんな甘ちよろいものの考え方でこの政策をとったのじやない。私は吉田内閣の時代にこの政策はとられるべきだった、その前の片山内閣のときにとるべきだった。そうしておつたらこのよな状態になりません。それだけじゃありませんよ。私のやつてることをそのままあなた方に差し上げたときに、このまま中期経済計画の八・一%は成長を続けていて四十三年にはどうなりますか。自己資本比率はどこまで行きますか。いや中期経済計画をやめなさいといふことであれば、やめた場合にどうなりますか。ですから中期経済計画だけを私は言つておるわけじやありませんが、いままで経済成長してきて資金も上がってきたものを、ここでもつてストップできますか。それこそ混乱が来るのです。ですから実際の政治の中を考えるときに、マイナスがあつても結局混乱というものが生じないようにして、協力体制をとる。そういう場合やはり私は政策の中で最も重要なものは、いま自己資本比率を上げて物価を押えて安定成長を持っていくだけの他にどういう政策があるかということをお聞かきたいですよ。私はあなた方がこの政策は悪いといふならこの政策をやめて、そしてほんとうに自己資本比率を上げて物価を押えて安定成長を持っていくだけの他にどういう政策があるかということをお聞きたいですよ。私はそういう意味で、そんな不まじめな態度で、人気取りや何かでこういう政策をとつたのではありません。しかもいまのよう

考えのほうに票は行きそうなんだ。そうでもう。それは私はよく理解しているのです。にもわらず、こういう政策にあえて踏み切らなければならなかつたというのは、自由化のペルを押日本国民は困つてゐる。しかし困つておつかる。結局国際競争力に耐えながら完全に自己に行かなければならぬ。私はそういう責任に立つてこういう政策をとつておるのであつて、政治家として私は当然の責めを果たした。私はやうやく政策をとらないで、このままだらだらやつていたら、それこそ政治家の責任は追及されるべきだ、こういうものの考え方であります。

私は基本的な姿勢でなければいかぬと思う。そな
れは、政策立案者としては、ここに参加をしておる
ようなメンバーは、失礼な言い分だけれども、田
中大蔵大臣に匹敵するような人物だと思う。そな
い人の出されたこの答申案というのに全く逆
に思はれるほど大蔵大臣を長くやられておりますから、そ
れは実務的な政治家としては傾聴すべきところも
あらうかと思うが、私は、やはり政策論として
は、政策立案者としては、ここに参加をしておる
べきだ。従ないしは二義的三義的な立場に追いやられ
て、そうしていま言われたような、あえて私は十
分に理解せらるるほどのことだと私は思うのです
が、臣の答弁を批評するわけじゃありませんけれども、
うたら、開放経済に立ち向かうためにわしはこれ
をやつたんだ、こういうことだと私は思うのです
よ。いろいろ大ぶろしきはたくさん広げられたけ
ども、私はあえていえば開放経済に立ち向かう
ために、自由化に對処するためにこうやつたと言
われる。さすれば、きょうは冒頭からこれを出し
て言つておるのですけれども、税制調査会のメン
バーという人は、これは学者、金融界、産業界、
いわゆる業界、それから中小企業の代表、報道陣
代表、弁護士からはじまって労働組合代表、消費
者代表、農民代表、まさに各層各界を網羅したい
わばそういう権威ある代表者によつてこれは構成
されておる。日銀總裁も入つておる。現在の日銀
總裁、三菱銀行の頭取だったその人も入つてお
る。あるいは中山伊知郎さんのような経済学者も
入つておる。こういう人たちがいま田中大蔵大臣
が言われたような今日日本が自由化を迎へ、対外
的な国際競争場裏に臨むそういう中において、こ
の利子分離課税の問題ないしは配当課税の問題に
ついて検討しなかつたということは、そういう条件
件は、そういう権威者は権威者、学者は学者の立
場で十分検討して出してきたものがこれでしょ
う。そういう先ほどからの論議でいえば権威論
じやないけれども、これだけの各層各界の代表者を
網羅して五十回も六十回もの慎重な検討をやつて
出してきた案というものは、それは田中さんはな
るほど大蔵大臣を長くやられておりますから、そ
れは実務的な政治家としては傾聴すべきところも
あらうかと思うが、私は、やはり政策論として

行してまで、日本のいま置かれておる立場からいって、自由化に対処しなければいがぬというのであれば、その自由化をやつたこと自体が今度は問題になりますよ。自由化の号令をかけたあなた自身のやつたことが、時期が早かつた、無理をやつた、その無理に合わしていくために、たとえば配当分離の問題のように、筋の通らないものまで、自由化に対処するということで、逆にこじつけていくということは、私は正しい意味の政策方針に沿つた政治のあり方ではないと思うのですが、この点はどうでしよう。

○田中國務大臣 私は、税制に対して、あなたの

行してまで、日本のいま置かれておる立場からいって、自由化に対処しなければいかぬというのであれば、その自由化をやつたこと自体が今度は問題になりますよ。自由化の号令をかけたあなた自身のやつたことが、時期が早かつた、無理をやつた、その無理に合わせていくために、たとえば配当分離の問題のように、筋の通らないものまで、自由化に對処するということで、逆にこじつけていくということは、私は正しい意味の政策方針に沿つた政治のあり方ではないと思うのですが、この点はどうでしよう。

○田中國務大臣 私は、税制に對して、あなたのような考え方はよく理解できます。しかしながら私は私のことを何にも理解しないということをはっきり申し上げる。それはなぜかといふと、税法というものは一律であり、最もわかりやすい税法のほうがいいと思う。そうして税は一律に取つて、そうして明らかに補助金とかそういうもので出すほうがより私は簡単だと思います。そうして国の恩恵といふものを受けているということに對しても明らかでありますから、そうすべきだと私は思う。思つけれども、税法といふものは、いまのあなたが考へている税理論だけではなく、税法は一つの……。(藤田(高委員)いや、私が考へておるというより、これですよ。)と呼ぶ)いまあなたの質問に對してお答えしておるのであります。あなたの質問は黙つて聞いたのだから……。それはいまの国のためにやる政策に對しては、国民の税金を預かつて、それを予算でもつて投資をする、こういう面が一つあります。もう一つは税制、もう一つは金融、こういう問題があります。税制そのものがあなたがいま申されたようなことだけではなく、政策を税制の中でこなしておるというのがいまの日本の税制なんです。そういうことを考へる場合に、税に對する基本論だけで議論はできないわけあります。でありますから、政策的なものを今までの税率の中に含んでおるとしたならば、ある政策を行なう場合、税を使うということはあり得ることであります。

それからもう一つ、私は率直な意見を申させていただきますが、あなたは私より若いようですが、これからまだ十年も二十年もこの問題をやると思うから、私はこの問題をここで明らかにしておきたいと思います。それは、税は公平でなければいかぬ、これはあたりまえのことなんですね。しかもこれはあなたが主点を置かれるには、税を徴収する場合、またこれを逆に政府から免稅をしたる減税をしたり、そういう場合に、公平論といふのはやはり分配論の基盤に感じが立つてある。しかし日本自身のもとをつくるには一体何が必要のかということを、税理論よりもっと基盤になる理論がもう一つ私はあると思うのです。会社においても、労働組合は少なくとも賃金を上げなければならぬと私は思うのです。ですから、いかなければならぬのです。そうでしょう。しかもその税法の中で、そういう政策というものが自体をほんとうに興す、これをもっと大きくしていくというもとの理論を、政治はこれも解決していかなければならぬと私は思うのです。ですから、いまの日本に何が一體必要なのか。金です。(金は一体これで集まるか)と呼ぶ者あり)集まるのです。そうしてあなた方がこの間から議論されておりました、が、免稅をしたけれども、減税をしたけれども、そのときにはふえなかつた。しかも増稅をしましたときにはふえておる。これは同じ状態におけるものの考え方でしかないので、しかしその税制を守ってきた、こういう人の意見も聞くべきであります。ですから私は、そういう意味で、税制調査会というものはうんと拡大したい。ほんとうに将来の税制をつくるなら、やはり現実に税金を納めておる人、現実に日本の産業を立ち上げおる人、こういう人たちをもっとたくさんにして、そういうものをそこで断ち切るべきものではないと思う。私は、いま自由民主党が戦後ずっと政權担当をしておりながら、少なくともいまの状態はひずみがあります。このひずみを直していくためには、どんなに非難されようがやはり必要であるという政策はとらざるを得ない、そういう考え方でとったわけなんですね。ですから、あなたの税理論を私はよく理解をしておりますが、そういう税

理論をそのまま長く保つていくような社会を一日も早くつくりたい、こういう考え方でとったわけあります。私も尊重したいという考えであります。もう一つは税制調査会の問題であります。税制調査会の方々は確かに勉強していただいておりまして、私がひとつ二、三回出ますから私の意見を聞いてくださいと言つたのですが、いや、まあその問題はおいでにならなくとも結論を出しますから、こういうことで、私がついに税制調査会に三回も四回も出ないです。私が出ておればもう少し私は近い答申が得られたのじやないかと思ひます。私は、やはりここで、非常に重大な問題がありますから、これだけ真剣な話でありますから、申し上げます。税は税制調査会というものの、これは私はやはり——いまあなたは各階の人たちを網羅しておると言いましたが、やはり実際に苦勞して月給を払つておる人——月給は安い。私も月給をもらつたこともありますし、月給を払つたことがあります。安いのですが、二十五日になれば必ず払わなければならぬ、会社が赤字であろうが何であらうが払わなければならぬという苦勞、こういう苦勞を踏み越えて自分の社稷について、遺憾ながらも得ざる政治事情にあります。だからこそ、私は、やはり実際には、大蔵大臣は私の答弁を十分理解していいという御不満もあるかもしませんが、私は遺憾ながらそのことについては十分納得のいくことができませんでした。これは納得のできないまま、また先輩議員に質問を譲るといつては失礼ですが、交代をしていただきたい。ただ、税調に対する見解がたまたま出たわけですが、これは最後に、税調の構成はワクを広げたい、こういうことであります。もちろん私はよく理解しますが、実態的にも応急的な措置もとれるような、また、そういう問題に対しては、経営者といいますか、そういう人たちも網羅して、税制の将来に対する誤りなきを期したい、こう思います。

○藤田(高)委員 私もいま大蔵大臣が言われておるような御答弁の論旨に合わしてきょう質問をす

るということであれば、不勉強ながらも私どもは私どもなりの意見もあります。お互いにこれは私は 책임ある位置をとられておるわけですから、その問題に関しては、私は税調に言ったのです。もう一つは税制調査会の方々は確かに勉強していただいておりまして、私がひとつ二、三回出ますから私の意見を聞いてくださいと言つたのですが、いや、まあその問題はおいでにならなくとも結論を出しますから、こういうことで、私がついに税制調査会に三回も四回も出ないです。私が出ておればもう少し私は近い答申が得られたのじやないかと思ひます。私は、やはりここで、非常に重大な問題がありますから、これだけ真剣な話でありますから、申し上げます。税は税制調査会というものの、これは私はやはり——いまあなたは各階の人たちを網羅しておると言いましたが、やはり実際に苦勞して月給を払つておる人——月給は安い。私も月給をもらつたこともありますし、月給を払つたことがあります。安いのですが、二十五日になれば必ず払わなければならぬ、会社が赤字であろうが何であらうが払わなければならぬという苦勞、こういう苦勞を踏み越えて自分の社稷について、遺憾ながらも得ざる政治事情にあります。だからこそ、私は、やはり実際には、大蔵大臣は私の答弁を十分理解していいという御不満もあるかもしませんが、私は遺憾ながらそのことについては十分納得のいくことができませんでした。これは納得のできないまま、また先輩議員に質問を譲るといつては失礼ですが、交代をしていただきたい。ただ、税調に対する見解がたまたま出たわけですが、これは最後に、税調の構成はワクを広げたい、こういうことであります。もちろん私はよく理解しますが、実態的にも応急的な措置もとれるような、また、そういう問題に対しては、経営者といいますか、そういう人たちも網羅して、税制の将来に対する誤りなきを期したい、こう思います。

○田中国務大臣 税調の人数は三十名といふことで法律はなっておりませんから、まあこれは私はいまの税調の皆さんをかえてどうしよう、こういう考え方ではありません。まあ三十名といふことでなくとも、もっと各界の代表を入れながらより広範な立場で検討するということは好ましいことだと思います。この考え方を申し述べただけでございまして、いつ法律を改正するとか、一体それじゃ二百人にするのか、三百人にするのかということで申し上げておるわけではありませんから、御了解を得たいと思います。これはまあ将来ひとつほんとうに抜本的にやるということになれば、まあ何百人か、ほんとうに部会を設けてあらゆる角度から検討するとい

うことは、ある意味においては必要だと思いま
す。しかしいまの法律を直してすぐどうしよう
いう考え方を持つものではありません。

それから後段の問題は、これはまあおしかりで
ござりますから詳説しておきます。これは私はし
かれるということを十分承知しておったのです
が、しかし私自身も今まで社会保障をやろうと
かそれから賃金を上げようとか、学校に対しても
国民の金を出そうとか、こういうことはだれでも
はだれでも言うのです。増税をやろうとか、ある
意味において増税をしなければいかぬとか、私は
十八年の政治生活の中で四回も増税に関係しまし
た。これは私みずからが法律をつくったガソリン
の増税を昭和二十七年からやつておるわけであり
ますが、やはりある意味においてある時期にお
いて増税もまたやむを得ない場合もあり得ます。私
はだからそういう意味で特に悲壮感を持って申し
上げておるわけではありませんが、こういう政策
の方を、ある時期に集まつていただいて主税局がつ
くったものを説明して答申をしていただくとい
うことですから、だから政治的な非常に広範な問題
ではないかと思うのです。それは非常に忙しい方
を処理するというときには、やはり政府が政治責
任を持つて国民の理解を得る、そして国民の判断
にゆだねる、こういうことになれば、私は民主
的な政府というものがほんとうに国民の利益を擁
護するわけにはいかぬと思うのです。そういう意
味で、御批判はござりますが、長い将来に對して
やはり増税にも似た非常に手きびしい批判のある
問題でありますが、まだ議員の地位にある一人と
してはやむを得ない措置だった、こういうことを
申し上げて御理解をいただきたいと思います。

○武藤委員 大臣に質問しようと思っていま構想
を練つておつたのですが、行かれてしまつて、こ
れは主税局長に聞くのはちょっと氣の毒なことに

なりましたし、政務次官は、先ほど私の能力では
あまりそういう政治的問題はということでこれまで
た逃げられる。

まず最初に、今回の基礎控除の引き上げで、税
調査と今回の政府案では一万円差がついた、政府
案のほうが少ない、そうなつた経緯をひとつ明らかにしてもらいたいのです。なぜそうなつたかと
いう経過を、具体的に順を追つて説明を願いたい。

○泉政府委員 これは先ほど藤田委員に申し上げ
たところでございますが、税制調査会の答申の所得
税の減税の中で、税率の緩和ということが大きな
ポイントになっておつたわけであります。その税率
の緩和のときには課税所得三百万円以下の税率
を緩和する反面、最低税率の八%というのを一〇%
に引き上げるということで、税率のほうがでは一
ほんとうは税率緩和によって四百六十億、これ
は平年度で申し上げておりますが、四百六十億
の減税になるものを、八%を一〇%にバックする
ことによって四百億の増収を求める、差し引き六十
億、これは平年度で六十億であります。初年度に
なりますと五十億、こういう案になつておつたわ
けであります。そらいたしますと税率が二%ふえ
ることになりますので、低額所得層のところで、課税最低限
の基準生計費との間が赤字になつてくるということ
になりますので、どうしてもそこで、課税最低限
をそのままとするためには少なくとも基礎控除
の負担を軽減するためには少くとも基礎控除
を二万円上げないと負担の増加が消えない、そう
いうことからいたしまして、基礎控除を二万円上
げるということになつておつたわけであります
が、その基礎控除二万円といふことになりますと
約三百八十億の減税財源が必要となるわけであります。
そこで所得税の減税の幅が非常に大きなものにな
らざるを得ないということになつたわけであります
す。

そこで、そういう税制調査会の答申を受けま
して、政府の段階で減税の内容を検討することに
なりますと、まず第一に税率の緩和といふことが
望ましいことではあるけれども、いま所得税で一
番必要なのは何かということになると、やはり課
税最低限の引き上げではないか。税率の緩和も減
税の改正のとき一万円の開きが出た。今度また基礎
控除を二万円上げて、配偶者控除を据え置くとい
うことになりますと、三万円の開きになる。それ
は配偶者控除の制度が設けられた趣旨から見て好
いいたしまして、基礎控除を一万円引き上げにとど
め、それをさらに一万円上げることよりも減税財

源の少なくて済む配偶者控除を一万円引き上げる
といういきさつになつて、今回のような改正案を
提出するようなことになつたのでございます。

○武藤委員 そうすると税制調査会の案では、特
別措置で平年度五百二十億円、初年度五百十五億
円の増徴が見込まれる、こういう答申を出した。と
ころが五百二十億の増徴できるという見込みで
いつたら、所得税のほうの減税分にかなりの財源
が回せたはずだ。そうすると基礎控除の答申どお
りできなかつたのも、その根本的理由は特別措置
のほうの増徴になるべきものが、逆に配当の今回
の措置、利子所得の今回の措置で、增收がわざか
四十九億円に減つてしまつた。こういうことで所
得税のほうへその犠牲がかぶさってきた、こう理
解していいですね。

○泉政府委員 数字的に申し上げますと、お話を
ようなことになるわけでございますが、しかしこ
れは特別措置が先にきまつてどうこうというわけ
では必ずしもございません。どちらが先にきまつ
てどちらがあとにきまつたというわけではありま
せんが、全体として税制改正案を検討する際に、
いま申し上げましたような経緯からいたしまし
て、減税財源に乏しい四十年度のことですごいま
すので、そういうことになつたのであります。
○武藤委員 しかしながらたはどっちが先かどっち
があとかということはいずれだかわからぬと言つ
ても、特別措置の合理化をし整理をしろという税
調の答申に基づけば、五百二十億も余分に入るの
ですよ。それをとにかくやめさせられて——あな
たがやめたとは言いません。それをやめさせられ
て財源が足りなくなつてきました。片方によけい回さ
なければならぬ、利子配当のほうの減税の財源に
回さなければならぬ。そうして所得税のほうに犠
牲がかかるたといふことだけは明らかですね。だ
から私は所得税のほうが先にきまつたのではなく
て、やはり利子配当の取り扱いがきまつて、さあ
きまつたから今度はどこで内容をいじろうか、い
じる段階になつて基礎控除の二万円を一万円に
減らされた。税率の手直しもできなかつた、こう

理解していいのではないでしょか。その理解は間違いですか。

それともう一つ新聞のそのときどきの情勢によると、当初は自民党税調部会ですか、財政部会でも、どうもいまのような配当を五万円まで申告不要にする、あるいは実質上の分離課税にするということはちょっと難点があるというので、抵抗しておったよう新聞記事は書いておる。最終段階に強姦されたかこうになっておったわけですね。すると主税局はそこへ追い込まれるまでどういうところから——一体こういう五万円まで不要にするという命令は、自民党から出てきたのか、それとも藤田君の質問のように大臣が独走的に押しつけてきたのか。あなたのほうにぜひこれで作業をせよという、これは自民党、与党からあなたのはうは指示を受けたのですか、それとも大臣ですか、どちらでしよう。

○泉政府委員 前段のほうについてお答えいたしましたが、計数的にはお話をどのように租税特別措置による増収という税制調査会の答申がそのおりいかなかつたこと、これが四十年度の減税財源全体が苦しいところに加わって、そういうことになりましたものですから、結果論からいえばお話をよろしくお聞きたいと思います。

それから配当の問題、利子の特別措置の問題、これはお隣に坊政調会の税制調査会長がおられましたので、坊先生からお聞きいただいたほうによろしくお答えください。

○武藤委員 それではこれ以上主税局長にどうも聞くのは酷ですから、あとからやつくり一献傾けながら坊先生にお尋ねしたいと思いますが、こういふ文章にされておる。特別措置をやる場合にはこの三つの原則をテストしてやるのだ、こういう意見が一応出されている。一つは政策目的自体の合理性の判定、もう一つは有効性の判定、効果と

間違います。それともう一つ新聞のそのときどきの情勢によるところに問題がある。その理解は間違いですか。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、あなたのいる感じはいかがですか。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。しかしそれにしても何とか数字的なものにあらわしてテストしなければならぬと思つておられます。したがつてこの措置は二年間とられることが多いものについてのテストはなかなか困難であります。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。しかしそれにしても何とか数字的なものにあらわしてテストしなければならぬと思つておられます。したがつてこの措置は二年間とられることが多いものについてのテストはなかなか困難であります。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。

○泉政府委員 お話をどのように租税特別措置につきましては、税制調査会のいうようなテストをすることが必要なわけあります。ただそのテストする場合に数字的にあらわれ得るものはわりあいに間テストをしなければならぬですが、数字的にあらわされるものがなかなか困難であります。

うになるか、そういうた點を数字的に見きわめていきたい、こう思います。

○武藤委員 そうしますと、自己資本のむずかしいのをやるところに問題がある。自己資本の充実感じはいかがですか。

○泉政府委員 お話をとらえてみても、たとえば戦後の様子をずっと比較してみても、三十五年が三二・五、その前が三五・二、三八・一、三九・七、三

六・五、三十四年の所得倍増政策が発表されると六・五、三十四年の所得倍増政策が発表されると自己資本比率が低下しておる。それが低下してき

きを基準にして考えただけでも自己資本比率はどうなつていてるかというと、年々逆に低下の傾向に

自己資本比率を上げたいのだ。この間堀さんの予算委員会の質問のときは、二六%か二八%くら

いになつたらこういう政策は必要ないかもしません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

数字が出来るわけではございません。二年たつうち

にどういう数字的な結果が出てくるか、その数字的な結果を見た上でテストしなければなりません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

数字が出来るわけではございません。二年たつうち

にどういう数字的な結果が出てくるか、その数字的な結果を見た上でテストしなければなりません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

数字が出来るわけではございません。二年たつうち

にどういう数字的な結果が出てくるか、その数字的な結果を見た上でテストしなければなりません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

で切れたものを延長する際にも当然議論されたと思うのですが、こちらの自己資本比率をふやすためには何か手をつけたらいかという議論はどうだったのですか。

○泉政府委員 お話をとおり、自己資本比率が所用のですが、こちらの自己資本比率をふやすためには何か手をつけたらいかという議論はどう

得倍増計画が始まつた後だんだんと低下いたしております。これは借り入れ金が増加していることに基づいておることは、私もそのように考えております。税制調査会でそれは自己資本比率をふやすことについてどういう検討をしたかという点

でございますが、この点につきましては、根本的にあらわしてテストしなければならぬと思つておられます。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

数字が出来るわけではございません。二年たつうち

にどういう数字的な結果が出てくるか、その数字的な結果を見た上でテストしなければなりません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

数字が出来るわけではございません。二年たつうち

にどういう数字的な結果が出てくるか、その数字的な結果を見た上でテストしなければなりません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

数字が出来るわけではございません。二年たつうち

にどういう数字的な結果が出てくるか、その数字的な結果を見た上でテストしなければなりません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

数字が出来るわけではございません。二年たつうち

にどういう数字的な結果が出てくるか、その数字的な結果を見た上でテストしなければなりません。なかなか数字的にあらわしにくい問題でござります。したがつてこの措置は二年間とられるこ

とになつておりますが、その間にそのテストを數字的にどうやつたらテストが十分できるかといふことを考えまして、この措置をとつてすぐ結果の

取をしなければいかぬ。しかもその源泉徴収は一〇〇%というような軽いものでなくして、少なくとも三〇%以上のような高い税率による源泉徴収を行なわなければならぬ。それでは株主は源泉徴収の相当高いものを負担せざるを得ないことになるわけであります。そういう点からいたしますと、配当損金算入についてもいろいろ問題があるわけであります。そういう点から税制調査会では配当損金算入もまた好ましくない、そこでいまの法人擬制説を前提としないで、法人については独立の課税説を前提としないで、法人については独立の課税説をすべきだ、イギリスの利潤税のような考え方をとるべきだという御意見もございましたが、しかし一応日本の税制がシーウーブ勧告以来法人擬制説をとつておりますので、それを前提にして考えると、むしろ配当を損金にしないで、法人の所得に対する税率をいまのように留保と配当とに分けずに税率を一本にして、そのかわりに法人で、税率一本で取った後配当されたものを個人の所得に総合するときには、いまイギリスでとられておりますように法人税込みの配当にしまして、それを個人の所得税に組合いたしまして、グロースアップして、そこから所得税を算出して前に納めた法人税相当額を所得税から差し引く、これが一番理論的なやり方ではないかという答申があつたわけでございます。しかしながら四十年度からは、それでもイギリスがいまやっているような方向に進むべきかどうかということになりますと、法人税率を一本にするときに現在会社によって配当性向が違いますために、配当性向の高いところでは法人税率を一本にするといまよりも負担が重くなるところが出てくるわけであります。しかもそれがいまの日本の基幹産業であるところの鉄鋼とか電力とか、そういった会社で出てまいりますので、それは四十年度からそういう方向を一挙にとるところがでます。しかし、それは好ましくないということで見送りになりますて、社内留保をふやすという意味において、社内留保をふやすという意味において、内部留保に対する税率をせめて一%軽減する、中小法人

であるならばさらに二%軽減する、こういうよう改定案になつたわけでございます。税制調査会としては減価償却とかその社内留保ということによって自己資本があえていくべきであつて、配当金算入もまた好ましくない、そこでの法人擬制説を前提とする限り、これもまあいろいろいろ論議のあるところでございますけれども、法人擬制説を前提としないで、法人については独立の課税説をすべきだ、イギリスの利潤税のような考え方をとるべきだという御意見もございましたが、しかしこれは盛んになっていくというものではないとう認識に立つて答申いたしておるのであります。
○武藤委員 主税局長のところに資料があるかどうかよとお尋ねしますが、国際間における民間資本形成率というのがすぐわかる資料がありますか。民間資本の形成率、それを見ますと日本は三八%、アメリカは一四%、イギリスは一七%、西ドイツは二七%、民間資本形成率は、率で見ると日本が最高なんですね。このことは裏返して見ると、日本国民全体の所得のうち、勤労所得とそれ以外の所得、特に法人所得とを比較してみると、法人的所得のほうは、諸外国と比較して日本の場合には、べらぼうに多いのです。それだけ労働者に対する賃金が、また分配が少ないということをはつきりあらわしているわけなんです。そういうふうなことを、自己資本比率の傾向や民間資本形成率を見ていくと、いま中大蔵大臣がたいへん興奮をして、政治生命をかけての今回の措置だと言つけれども、どうも私は実効があがらないと思うのです。今回の配当の取り扱いについては、自己資本形成にこれが貢献しないと思う。それにについて主税局内として——あなたの個人の意見じゃなくて、税を担当する主税局内として一体そういうものが全体の預金の何%、くらいを占めていますか。だから百万円まで落とすと、全体の預金額のペーセンテージではどの程度までが課税にならずに済みますか。——ちょっと古いのですけれども、これは三十九年まで全部出でていますが、国会統計提要のやつで見ると、百万円までの預金というのは全体の九五・一%を占めておりますね。ですからその九五・一%までの大部分なんです。ですからその金額ですが、これはもう預金量は百万円以下の預金ですから、これはもう一つの非課税で落ちるんですよ。したがつて、今回の措置で残るほうの数というのはほんのわずかなんですね。それはこの前主税局長は堀さくらさんによつて、その点からいたしますと、お話しのように、その点からいたしますと、われわれのほうは税金のほうの計算からいたしまして、預金額というよりも利子額のほうで計算してみたのですが、この数はどうでござります。

○泉政府委員 いまのお話の民間資本形成ということは、結局国民の所得のうちから消費されたものの残りが貯蓄になるわけありますが、その貯蓄の割合によつてきまっていくことになります。それは四十年度からそういう方向を一挙にとるところがでます。しかし、それは好ましくないということで見送りになりますて、社内留保をふやすという意味において、内部留保に対する税率をせめて一%軽減する、世界の各国に比べると割合が非常に高い、これはあるならばさらには二%軽減する、こういうよう改定案になつたわけでございます。税制調査会としては減価償却とかその社内留保ということによって自己資本があえていくべきであつて、配当に対する優遇措置のようなことによつて必ずしも増資が盛んになっていくというものではないとう認識に立つて答申いたしておるのであります。
○武藤委員 主税局長のところに資料があるかどうかよとお尋ねしますが、国際間における民間資本形成率というのがすぐわかる資料がありますか。民間資本の形成率、それを見ますと日本は三八%、アメリカは一四%、イギリスは一七%、西ドイツは二七%、民間資本形成率は、率で見ると日本が最高なんですね。このことは裏返して見ると、日本国民全体の所得のうち、勤労所得とそれ以外の所得、特に法人所得とを比較してみると、法人的所得のほうは、諸外国と比較して日本の場合には、べらぼうに多いのです。それだけ労働者に対する賃金が、また分配が少ないということをはつきりあらわしているわけなんです。そういうふうなことを、自己資本比率の傾向や民間資本形成率を見ていくと、いま中大蔵大臣がたいへん興奮をして、政治生命をかけての今回の措置だと言つけれども、どうも私は実効があがらないと思うのです。今回の配当の取り扱いについては、自己資本形成にこれが貢献しないと思う。それにについて主税局内として——あなたの個人の意見じゃなくて、税を担当する主税局内として一体そういうものが全体の預金の何%、くらいを占めていますか。だから百万円まで落とすと、全体の預金額のペーセンテージではどの程度までが課税にならずに済みますか。——ちょっと古いのですけれども、これは三十九年まで全部出でていますが、国会統計提要のやつで見ると、百万円までの預金というのは全体の九五・一%を占めておりますね。ですからその九五・一%までの大部分なんです。ですからその金額ですが、これはもう一つの非課税で落ちるんですよ。したがつて、今回の措置で残るほうの数というのはほんのわずかなんですね。それはこの前主税局長は堀さくらさんによつて、その点からいたしますと、お話しのように、その点からいたしますと、われわれのほうは税金のほうの計算からいたしまして、預金額というよりも利子額のほうで計算してみたのですが、この数はどうでござります。

○泉政府委員 まず利子のほうで申し上げますと、われわれのほうは税金のほうの計算からいたしまして、預金額というよりも利子額のほうで計算してみたのですが、この数はどうでござります。

○武藤委員 それをちょっと発表してください。個人所得の最高は何億なのか。その次が何人くらいいるのか。大体一億以上の個人の人数はどのくらいいるのですか、全国で。

○泉政府委員 現在三月十五日までに申告はされ

度というのはとにかく戦前並みの課税最低限度にする、こうのことになつたわけです。したがつて、主税当局も今後ひとつそういう検討をして、まず何とか戦前並みの形にしよう。確かに納税人員ががくっと減りますよ。確かにそれは低所得者ががくっと減りますよ。減るけれども、そのことがまず人間尊重というスローガンをたてますから佐藤さんが、国民生活の向上、人間尊重、実質生活を向上させるんだと言うからにはまずこれを手始めに、ここ三、四年の作業にとらわれず、一挙に課税最低限を戦前並みに復帰する、どうですか。そういう検討を主税局がばんばんやつてみて、時の与党を動かすくらいな名主税局長にならぬことは、あなたの責任を果たしたとは言えないような気がするのですが、そういう作業をやるという意気込みについてのあなたの心境をひが来年度実行し得る見通しはございません。社会の内閣になれば別でございますけれど……。そういう段階でございますので、私どもとしては作業はいたしてみますけれども、それを必ず来年やるというようなことは申し上げかねるのでござります。

それから先ほどお話しの配当所得一千円以上の方でございますが、これは統計的数字はなかなかつかみにくいのでございますが、三十八年の申告

の統計からいたしましたと、一千万円以上の総所得

おありますので、四十一年はそいつの所得が相当ふえておりますので、四十一年で見ますればおそらくこの人数は七千人にはなつておと思ひますけれども、しかしその程度の数字でござります。

○武藤委員 この一千万以上の所得者で配当所得

がある者が七千人であるから、ほんのわずかの人たちに今回の特別措置がごそっと効果を發揮する。まことに不公平、応能原則に反する。先ほど

度というのはとにかく戦前並みの課税最低限度にする、こうのことになつたわけです。したがつて、主税当局も今後ひとつそういう検討をして、まず何とか戦前並みの形にしよう。確かに納税人員ががくっと減りますよ。確かにそれは低所得者ががくっと減りますよ。減るけれども、そのことがまず人間尊重というスローガンをたてますから佐藤さんが、国民生活の向上、人間尊重、実質生活を向上させるんだと言うからにはまずこれを手始めに、ここ三、四年の作業にとらわれず、一挙に課税最低限を戦前並みに復帰する、どうですか。そういう検討を主税局がばんばんやつてみて、時の与党を動かすくらいな名主税局長にならぬことは、あなたの責任を果たしたとは言えないような気がするのですが、そういう作業をやるという意気込みについてのあなたの心境をひが来年度実行し得る見通しはございません。社会の内閣になれば別でございますけれど……。そういう段階でございますので、私どもとしては作業はいたしてみますけれども、それを必ず来年やるというようなことは申し上げかねるのでござります。

田中大蔵大臣は、租税というものは公平の原則じゃないと言つた。それは確かに応能原則もあるし、公平の原則もあるし、効果の点も考えなければならない。こういう点いろいろ考えてみて、どう頭をひねくり回してみても、今回の配当の処置

といふものは私は賛成できない。気に食わぬ。けしからぬ。そういう点で主税局長もこれをやることによつて恩恵を受ける数はまことに少ないといふことは、この案が押しつけられるところから大体わかつておつたのですか、そういうことになると

いうことは大体知つておつたのですか。

○泉政府委員 念のために申し上げておきますが、一千万以上の配当の人が大体七千人くらいであるということから、今回の提案による利益を受けられる者が七千人であると推定されることは困るのであります。先ほど申し上げましたとおり、相当の数まして、先ほど申し上げましたとおり、相当の数になるわけです。ただそれでは私どものほうでもそういうことを知つておつたかどうかといふことは、これは十分承知いたしておりまして、そういう措置がとられるときに源泉選択のほうで得になるわけです。ただそれでは私どものほうでそれを、これはたいへんなことになるというので、せめてそこでチェックしなければならぬ、あるいは、これは、これはたいへんなことになるといふことで、せめてそこでチェックしなければならぬ、あるいは総株式数の何%くらいでチェックしないとあぶない、こういうことである程度のチェックはいたしましたのでござりますけれども、全体としてこういう制度自体はやむを得ないということでございまます。

○堀委員 関連して。予算委員会で時間がなかつたので聞けなかつたのですが、あしたもちょっと聞きたい。

それは今度の配当分離課税では減収が立ちますね。その減収の立つ中の一つに、五万円までの確定申告不要の減収の立ち方と、それから五十万までの源泉選択分離による立ち方と二つに分けられ

ておる。そこであなたのほうでは、やはりおそらくいまのお話しのように推定数ですね、要するに、この恩恵を浴する推定数がやはりあっていい

田中大蔵大臣は、租税というものは公平の原則じゃないと言つた。それは確かに応能原則もあるし、公平の原則もあるし、効果の点も考えなければ

し、不公平の原則もあるし、効果の点も考えなければ

ばならない。こういう点いろいろ考えてみて、どう頭をひねくり回してみても、今回の配当の処置

といふものは私は賛成できない。気に食わぬ。けしからぬ。そういう点で主税局長もこれをやることによつて恩恵を受ける数はまことに少ないといふことは、この案が押しつけられるところから大体わかつておつたのですか、そういうことになると

いうことは大体知つておつたのですか。

○泉政府委員 念のために申し上げておきますが、一千万以上の配当の人が大体七千人くらいである

といふことは、あなたが責任を果たしたとは言えないような気がするのですが、そういう作業を

やるという意気込みについてのあなたの心境をひが

が来年度実行し得る見通しはございません。社会の内閣になれば別でございますけれど……。そ

ういう段階でございますので、私どもとしては作業はいたしてみますけれども、それを必ず来年や

るというようなことは申し上げかねるのでござります。

田中大蔵大臣は、租税というものは公平の原則じゃないと言つた。それは確かに応能原則もあるし、公平の原則もあるし、効果の点も考えなければ

ばならない。こういう点いろいろ考えてみて、どう頭をひねくり回してみても、今回の配当の処置

といふものは私は賛成できない。気に食わぬ。けしからぬ。そういう点で主税局長もこれをやることによつて恩恵を受ける数はまことに少ないといふことは、この案が押しつけられるところから大体わかつておつたのですか、そういうことになると

いうことは大体知つておつたのですか。

○泉政府委員 私のほうで減収の計算をいたして

おる場合には、配当金額を基準にしてやつておりますが、人間の推定数があつていいのだと思うので、一

人頭で計算をしてみると、一体五万円まで

なるのか、五万円の源泉分離は一体一人頭幾ら

になるのか、ちょっとそれを答えておいていただ

きたい。

○泉政府委員 私のほうで減収の計算をいたして

おる場合には、配当金額を基準にしてやつておりますが、人間の推定数があつていいのだと思うので、一

人頭で計算をしてみると、一体五万円まで

なるのか、五万円の源泉分離は一体一人頭幾ら

になるのか、ちょっとそれを答えておいていただ

きたい。

○泉政府委員 私のほうで減収の計算をいたして

おる場合には、配当金額を基準にしてやつておりますが、人間の推定数があつていいのだと思うので、一

人頭で計算をしてみると、一体五万円まで

なるのか、五万円の源泉分離は一体一人頭幾ら

になるのか、ちょっとそれを答えておいていただ

きたい。

○堀委員 どうもありがとうございます。

おる場合には、配当金額を基準にしてやつておりますが、人間の推定数があつていいのだと思うので、一

人頭で計算をしてみると、一体五万円まで

なるのか、五万円の源泉分離は一体一人頭幾ら

になるのか、ちょっとそれを答えておいていただ

きたい。

○堀委員 どうもありがとうございます。

おる場合には、配当金額を基準にしてやつておりますが、人間の推定数があつていいのだと思うので、一

人頭で計算をしてみると、一体五万円まで

なるのか、五万円の源泉分離は一体一人頭幾ら

になるのか、ちょっとそれを答えておいていただ

きたい。

○吉田委員長 速記を始め。

○

違ひない。そなつてみると、この表も、もつと下のところへ實際は物価調整が四十年は落ちてくる。したがつて、納税者の負担感、犠牲感、重いという感じは、これだけ減税をして全く感じられないという減税幅になつてしまふ。私はそういう納税者の感じですね、負担感といふものが軽くなつたという感じを持てるような減税だとお考えになりますか。どうでしょ、物価の趨勢から比較して。

○泉政府委員 政府いたしましては、四十年度の消費者物価の値上がりは四・五%という推計のもとに、いろいろな施策をいたしておりますの想定されておつた四・五%よりもっと上がるとうなるか、これはあらかじめ想定して申し上げかねるのでございますが、しかし、消費者物価がどうなるか、これは確かにおつやるとおりでございまして、最近のような物価情勢の結果、この四・五%がどうなるか、これはよほど年齢になつても意地を張つて結婚しないといふような人でない限りは、そう所得の多い人はないと思つております。これはある程度教えるのではないか。夫婦者で七十一万取っている人とのうのは、これはよほどの年齢になつても意地を張つて結婚しないといふような人でない限りで年収七十一万円のところまで物価調整ができるありますから、独身者で七十一万取っている人と夫婦者で七十五万円、この辺でござりますと、夫婦で七十五万円の人はかなりおるかも知れません。物価が上がれば、もっと低いところで調整といふことがありますから、これはかなり所得の上になりますから、あるいはその辺は問題があるかもしれません、夫婦子三人になりますと百五十万円でござりますから、これはかなり所得の上ではないかといふように見えます。ただ、この数字は、名目所得が一律にふえるとかいうふうな計算をいたしておりますのと、それから、本来こういうふうに世帯が違いますと、物価騰貴の及ぼす影響もやはり違はずなんあります。というのでは、その世帯で物価騰貴の影響を受けるような支出をしている内容が違はずでございますから、一律同じ物価騰貴の影響を受けるのではなくて、物価騰貴の影響を受ける程度が違はずでござります。したがつて、正確にはそういうふうな分析をしてみないと、正確なことにはならないと思います。ただ、私どもいろいろ勉強いたしておりますが、そういたことをやつてあるのがございませんので、やむを得ず現在は一律に出してありますけれども、いま申し上げましたような分析も今後進めていくて、形式的な数字でなしに、実態と合つたような検討をしなければならぬ、こう思つております。

○武藤委員 だから私は、具体的な数字や何かを聞いたのじゃなくて、負担感といふものが解消されない程度の減税だ、具体的にいふならば、独身者で二十万の者が幾ら減税になつたかというと、絶対額では四十年に千八十円、一ヶ月百円減税にならないのですよ。三十万人の人で千八十円、五十万人の人で二千九百五十四円ですよ。この辺の階層が一番多いわけだ、三十万から五十五万程度の。一年に千八十円から二千九百五十円、一ヶ月減税額が二百円。これでは、払うほうの立場になると、全然減税してもらつたという感じを受けませんよ。ぼくが聞いているのはそういうことなんですね。絶対額でいふとほんの微々たる減税なんですね。だからさつき課税最低限八十万までばつと思いつけてやれといふのは、そういう重い税金だといふ犠牲感、負担感といふものを緩和をしなければ、貯蓄奨励だ何だと幾ら政府がいっても、上では減税だといつても、実際取られるさいふの中は、もちろん十分であるとは申し上げかねますけれども、物価調整はかなりできておる。ただ、階層別に見ると、その間若干の問題があるのではないかといふように見られます。ただ、この数字は、名目所得が一律にふえるとかいうふうな計算をいたしておる。これまで政府がうそをつく。これじゃ一体われはどこへいったらいいんだというところが、投資信託が、五十円が三千二百円になつておる。これは今回の減税の内容を見ると、これは比較考量すべきものがありますが、配当なりに手をつけてこんなことをやらずに、もっとこうしてあぶなくて、どこへ持つていったらいかわからなくなる。私は今回の減税の内容を見ると、いかがなきだつた、こういう立場からの具体的な数字、こういう点を……。

そこで私は、先ほどの「エコノミスト」で、いやしくも主税局長がわれわれと同じ見解の対談をやつた。貯蓄をふやす、資本市場を強化する道は可処分所得をふやす道である、まさにそのとおりであります。税調もそう策定をしておる。しかしながら手をつけなければならないと思われる問題は何か。これをまず聞きたい。

○泉政府委員 お話しではございますが、二十万円の給与の收入の人は現在一千二百八十六円しか税金を納めておらないのです。したがつて千八十円減税するということは、税金の面ではほとんど税金がなくなるといふので、私は相当負担感が軽減される、こう思うのでござります。もつともっと減税すればいいということは、これはおつしやる限りだと思っておりますが、納めていない人は負担感が減るものもないのです。これはいたし方ないことだと思います。それはともかくといたしまして、課税最低限を引き上げまして、そしてそういうふうに負担を救うということ、これはもちろん必要な態度をとらなければ、政府のことを国民が信頼しなくなりりますよ、こういう減税では。そこで一回思い切つた、負担感を軽減させるようだと思ひます。それはともかくといたしまして、

はりこれは給与が増加し、所得が増加するということによつて実現できることでありまして、税のほうでは、ただ給与があえたといつても、その間物価が上昇するために実質所得があえないのであります。それにかかる負担感は消えないんでありますよ、動いている人間は、数字の上では消えるけれども……。そういう約一割。そうするとそのふえたものに対する課税は、一千八十円で済んだが、今度は、実際は一回ゼロに落ちたはずなのが、年末へいってみたら、何だやっぱりおれは二千円取られた、政府は減税されてくるんですから、結局は去年二十万だった人は一千八十円で済んだが、今度は、実際は一回ゼロに落ちたはずなのが、年末へいってみたら、も九・四%の給料の上昇を見込んでいるわけだ。も、四月になって給料が上がる、政府の見通しであります。税調もそう策定をしておる。しかしながら手をつけなければならないと思われる問題は何か。これをまず聞きたい。

○武藤委員 主税局長の答弁でけつこうです。ただ私の言つているのは、いま二十万という例を出したのはますかつたですね。かりに二十万円で私が私どもの基本的態度でございます。

はりこれは給与が増加し、所得が増加するということによつて実現できることでありまして、税のほうでは、ただ給与があえたといつても、その間物価が上昇するために実質所得があえないのであります。それにかかる負担感は消えないんでありますよ、動いている人間は、数字の上では消えるけれども……。そういう約一割。そうするとそのふえたものに対する課税は、一千八十円で済んだが、今度は、実際は一回ゼロに落ちたはずなのが、年末へいってみたら、何だやっぱりおれは二千円取られた、政府は減税されてくるんですから、結局は去年二十万だった人は一千八十円で済んだが、今度は、実際は一回ゼロに落ちたはずなのが、年末へいってみたら、も九・四%の給料の上昇を見込んでいるわけだ。も、四月になって給料が上がる、政府の見通しであります。税調もそう策定をしておる。しかしながら手をつけなければならないと思われる問題は何か。これをまず聞きたい。

文をつけられて、主税局長もここでだいぶとつちめられて、田中武夫さんがおった当時生協の問題を注文をつけられておった、生協の課税の問題についても四分の一の減免措置をやつたらどうか、もう一つは企業組合、これも協同組合法に基づく組織であつて、いろいろ給料の制限もあり、業務の制限もあり、協同組合法による制裁を受けるようになつてゐる、そういう企業組合や員外利用を認めない生協に対してなぜ今回処置しなかつたのか、森林組合だけ取り扱つて。主税局長の耳に入つていなかつたならいざ知らず、かなり強くここで議論され要望され、今後検討していくところは約束をしておる。それがなぜ今回の改正においては出ないのか、私はまことに残念でたまらない。その経過をひとつ……。

○泉政府委員 消費生活協同組合につきまして

は、武藤委員お話しのとおり昨年の国会の際田中

武夫委員からいろいろ御質問を受けました。私も

検討をお約束いたし、検討いたしましたのであります。

ただその際にもお答えいたしましたように、消費

生活協同組合の中には員外利用を認めておるよう

な団体がございまして、その員外利用をしておる

ものは、どうも普通の小売り商との間に思ひしか

らぬ傾向が出ております。これは適当ではない

じやないかということをございます。そこで員外

利用をやつているものとやってないものとの程

度であるかということをいろいろ調べたのであり

ますが、どうも厚生省のほうにはそういった統計

が実はあまりないのでござります。そこで厚生省

といろいろ、どうしてそういう統計がないのか、

もつとしっかりしなければ困るじゃないかといふ

ことをやつたのであります。結局そういった員

外利用の具体的な統計もないし、はつきりしな

い。そのままではどうも今回森林組合にそういう

適用をするようにしたと同じような措置がとりにく

いということになりますて、今回は見送らざるを得ないという事態になつたのでござります。な

お企業組合につきましてもこれは御承知のとおり

個人企業が企業組合の中に埋没してしまふわけで

ございまして、まあ協同組合法の中に規定されて

おるのでありますけれども、その法人格としての

性格は一般の協同組合とはかなり違つてゐるので

はないかというふうに考えられるのでございま

す。その点からいたしますと、私どもいつまでも

組合などと同じだとおっしゃるのはどうも理解

しがたい。そこで今回の措置におきましては、企

業組合の組合員が確定申告をする場合に、給与以

外の所得が五万円以下のときには確定申告しなく

てもいい、こういうふうなことだけをいたしまし

て、それ以外の御要望の企業組合の制度の優遇措

置につきましては、なお今後検討したい、こうい

う立場におけるわけござります。

○武藤委員 そこであとでこれを議員修正で与野

党一致して修正をするというふうな場合に、主税

局としてたいへんな支援を來だしますか、どうで

しょう。

○泉政府委員 どういう御修正の内容がまだ承つ

ておりませんので、内容も聞かずにお答えするわ

けにはまいりませんが、消費生活協同組合の出資

の四分の一に達するまでの留保の二分の一を非課

税にするということになりますと、税額からいえ

ばたいしたことはないと思いますけれども、しか

り予算に見込んでおる数字に穴があくといふこと

は問題であろうと存じております。

○武藤委員 穴があくのは、あなたの見積もりの

法人税などは百三十六億円も大穴があいて、十二

月の国会に修正までしたのですよ。いわんや五千

万円程度の穴があいたからといって、これはどこ

でも埋め合せつく。これはどうしても四分の一

の留保所得に対する二分の一の課税を減税すると

ないわけであります。そういう思想的な内容と

申しますが、そういうものを盛るべきじゃないか

という御意見は拝聴いたしておきます。しかし今

回の改正はもっぱら事務的な、どういう範囲のこ

とを規定しておるのだということしか掲げてない

ます。

○吉田委員長 やよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○吉田委員長 速記を始めて。

竹本孫一君。

○竹本委員 私は二、三の点について簡単に質問をいたしたいと思います。

第一は物価調整減税の問題についてであります。先ほどいろいろと論議が重ねられておりま

すが、特に調整の限度の問題に関しては、大事なのは物価の問題でございますけれども、政府は、

四・五%，こういうことでございますが、政府の物価の見通しが当たったことはあまりありません。私どもは大体七%くらいはことしは上がるだ

ろう、こう見ておりますが、一体大蔵省としてはやむを得ず上が

るというふうに見ておられるか、これは重大な影

響がありますので、承っておきたいと思います。

○泉政府委員 私どものほうは税のほうを主とし

てやつておりますので、物価の見通しについては

経済企画庁なり、そのほかの物価についての専門

家の意見を尊重をいたしておるのでござります

が、それではことしの消費者物価の値上がりが、政

府予想のとおり四・五%で済むかどうかといふこ

とになりますと、最近のような経済の動きでは、

申し上げることはできないと思います。いま少し

申しますと、四・五%ではおさまらぬかもしません。しかしながら、それでは何%になるかとい

うことにつきましては、まだ現在の段階で明確に

申しますが、先ほどお話をとどまり得るのでは

ないかというふうに考えております。

○竹本委員 政策よろしきを得れば、この四・

五%をそう変わらないところにとどまり得るのでは

聞きましたけれども、調整限度のどこまで

が——独身者の場合、夫婦、夫婦に子供二人と

いつたような場合にはどこまでという限度をもう一度おっしゃっていただきたい。そして同時に

しこれが七%に物価が上がるといったような場合には、その調整の限度といふのはどの辺になるか、これは大きっぽな見通しを伺いたい。

○泉政府委員 私どもの計算につきましては、先ほど武藤委員にお答えいたしましたように、計数

の取り方などについて、いろいろ問題がないこと

はないのですが、いま私どもが計算した方

法で申し上げますと、名目所得は三十九年に比べて四十年には一三・二%増加するものと見込みま

す。そこで物価が五・一%、四十年度自体として

は四・五%であります。私どもが当初三十九年

に想定いたしておりました物価の上昇より、実際の三十九年の見込みが少し動いております。御承

知のとおり、政府は四・二%と予想しておったの

が四・八%になるということです。その差の分を四・五%に加えますと五・一%とい

うことになるわけであります。そこで、実質所得

は七%増加する、こういう前提のもとに計算いた

したのでござります。それによりますと、三十九

年のこれも当初予算のベースでも、所得金額が独

身者の場合には七十万五千五百円、これを名目

所得が四十年に一三・二%増加するというので見

ますれば、四十年度の所得では八十万九千四百九

○泉政府委員 今度は物価調整のための対策でござりますけれども、やはり今後もどういう点に重点

を置いていかれるのか、いわゆる基礎控除の引き

上げといったようなものに重点を置いていかれる

のか、あるいはそのほかのものも考えておられる

のであるか、その点をひとつ伺いたい。

○泉政府委員 わが国の生計費の実態から考えて

みますと、所得税の諸控除のうちで一番やはり重視すべきは基礎控除とそれから扶養控除とそれから給与所得控除、この三つは一番重点を置いて考

えていかなければならぬと思います。那次は配偶者控除になるのではないかというふうに考えております。

○竹本委員 先ほどお話をありましたが、第二番

目の問題でござります。

政府は期待以上、一般に予想せられた以上の減

税をやつたということを非常に強調せられており

ますが、私考えてみますのに、物価の問題等の関

税を納める人が千九百三十八万人になるというお

話でございますが、先ほどお話を出した六十八

万人、これから私どもが考えてみると、六十八万

人の者が七百万人くらいになった。これは十倍、それが戦後いつの間にか一千万人になった。一千

万人から二千万人になった。これは非常にテンボ

が早いのであります、これは決して所得がそう

○泉政府委員 その点につきましてはいろいろの考え方があるうかと思いませんけれども、どこの国

でも戦後所得税の納税者は非常に増加いたしております。アメリカのような国におきましても、戦

前にもまだ一人当たり国民所得が諸外国に比べて低いのに所得税の納税者の数がわり多い。こ

れは問題であるわけでございます。そういう意味

では、今後とも所得税の減税をして納税者の数を減らしていく、こういう努力が必要である、この

ようになっております。

○竹本委員 これに対しても一つの目安あるいは目標、そういうものをお持ちですか。

○泉政府委員 この点につきましては繰り返して申しておりますように、税だけの点でなしに歳出と関連してまいりますので、やはり歳出のほうのふえ方をある程度押えていくのではなくなかなかやつていけないと、いうことが一つと、それから

半分程度くらいになるということを一つと、それからまづ一つ税のほうだけを見ますと、一つの考え方としては有業人口に対して所得税の納税者の割合が

そのまま程度であります。それからまた課税最低限につきましては、半分程度くらいになるということを一つの目標に

考える。これは税制調査会も言っていることです。ざいます。それからまた課税最低限につきましては、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。それからまた課税最低限につきましては、いろ御意見ござりますけれども、それを引き上げることによって、いま私どもがはじめてお

ります。

が、先ほど昭和九一年についてお話をあります。それを引き伸ばしてインフレートしてみる。それがどういふ努力をされたか、またと八十五万円だと七十四万円だとかいうお話をございましたけれども、それは当時の課税最低限が幾らであつて指数をどのくらいに見てのお話をござります。

○泉政府委員 まず最初の、四十年度の一人当たり国民所得は二十三万一千円くらいと見込まれます。これを基礎にしますと、五人世帯では百十五万くらいの所得になるわけでございまして、今度の改正によりまして課税最低限が初年度五十四万円、平年度五十六万円になりましてその約半分程度でございまして、この点からいいますともと課税最低限を引き上げていくことが望ましいというふうに考えられます。

次に、戦前の課税最低限につきましては、昭和九一年当時は御承知のとおり千五百円というのが課税最低限になつておつたわけでござりますが、夫婦子供三人の世帯について申し上げます

が、夫婦子供三人の世帯について申し上げますと、税額控除がございますので、それを所得に直

しますと千八百七十五円でございます。これを物価でインフレートしたわけでございますが、その

数字は四百五十四倍という数字を使っておりま

す。

次に、昭和十五年当時におきましては、夫婦子供三人のところでは千五百二十円の基礎控除とい

うか、課税最低限になつておつたわけでございまして、そのときの物価は、昭和九一年を一と

しまして一・九七になつております。約倍近いと

ころでございます。それを基礎にいまの四百五十四倍という数字を用いまして換算したものでござ

ります。

現在サラリーマン等で、サラリーマンだけでも

ありませんが、七十万から三百万くらいの層が一番負担が多いと思ひます。そうであるかどうか

か。また物価騰貴も含めて、累進構造の再検討と

した。それを引き伸ばしてインフレートしてみるございましたけれども、それは当時の課税最低限が幾らであつて指数をどのくらいに見てのお話をござります。

○泉政府委員

お話をとおり、近年のわが国の所

得税の減税は、課税最低限の引き上げに重点を置

いて行なわれておりますが、そ

の際若干調整が行なわれますけれども、これ

はどちらかというと所得税を軽減して地方税を

やしたのであります。実質的な軽減にはあまり

なつておらない。そういう点からいたしますと、

税率の改正は三十二年からほとんど行なわれてい

ないといつていいわけであります。その点から見

ますと、どうしても控除の引き上げは所得の低い

人には非常に有利に働きますけれども、所得の上

といつてはあれでござりますけれども、最近の普

通のサラリーマンの中堅どころというような人に

とりましては、減税はあまり行き渡っていない。

所得の非常に多い人は別といたしまして、やはり

サラリーマンの普通の人間がもつと減税を受ける必

要があるのではないか。そういう意味では税率の

緩和をする必要があるということで、税制調査会

にもいろいろ案を諮問いたしまして、税制調査会

のほうでは課税所得三百百万以下のところで税率の

緩和をやつたらどうかという答申が出たわけであ

ります。先ほど申し上げましたような経緯からい

たしまして、本年は見送ったということになつた

わけでございますが、しかし大臣が言明しておら

れますように、来年は税率緩和をぜひやりたいと

いふことでございます。私どもその点を十分検

討して努力してまいりたい、このように思つてお

ります。

○竹本委員

来年の話になりましたけれども、と

にく私どもの感じとしましては、下のほうも不

十分でござりますし、いろいろ議論がありますけ

れども、下のほうはいまお話をのように引き上げを

いたいと思います。

○竹本委員

この差の設けられている理由につ

きましては前国会でも申し上げたと思しますが、

青色申告をしておる場合におきましてはこの金

額というのは限度額になつておりますので、必ずこ

の金額を控除するというわけではないのであります。

この金額の範囲内で実際親族に支給した額を

引くということになるわけでございます。

その意

味で、白色の場合の十二万円控除というのとは性

格がやや違うわけでございます。専従者控除につ

きましてはたびたび申し上げておりますように、

この制度に限度額を設けることが適当かどうかと

いう問題もございます。ことに私も先日実例を聞

かされたのでござりますけれども、息子といつて

もう相当の年齢に達して、妻もあれば子供もあ

る、そういう人が、息子なんだけれどもやはり父

親の診療所を手伝つて医者としてやっておるとい

うことになると、やはり専従者控除の対象にしか

ならないのです。しかし妻があり子供まで

あるような人も十八万円しか引かないのだといふ

のは制度としてどういうものだろうか、これは確

かに先般お聞きいたしましたして考えさせられたの

あります。そういう点からいいますと、いつまで

なかつたものと考えております。

○竹本委員

特に中小企業の問題について一言伺

われわれはこの点で二つの考え方を持つております。一つは同じ三百万円以下でもこれを三つぐらいに分けたらどうかという点であります。たとえば百万円以下は二三%，百万円から二百万円までは二八%，二百万円から三百万円までは三〇%の法人税率にする。こういうふうに中小と申しますても非常に数は多いし、しかもその間ににおける断層が非常に大きいので、いま申し上げましたように百万円以下と、それ以上二百万円まで、二百万円から三百万円までというのは会社の力関係がめんどうはあるかもしれないけれども法人税も取り扱いをやるということがこの際必要なことではないか、その点が一つ。もう一つは、減価償却資産につきまして、中小企業の場合には初年度に特別償却制度を認めていくという形で、いま政府のいわれておる近代化を促進するのにもう少し役立つような方向で税法を考えたらどうか。この二つの点をわれわれは強く希望したいでございますけれども、どういうお考えでございますか。

○泉政府委員 まず法人税率につきましてもつと税率の段階をたくさんにしたらどうかという御意見、これはいろいろそういう御意見があるのでございますが、日本のいまの法人税の考え方が、法人税は個人の所得税の前取りであるという考え方に基づいておりますので、そういう点からいたしまして、法人税は独立の税ではなくて所得税の前取りにすぎない。したがって所得税のいわば源泉徴収税率なんだということになるわけであります。これが朝鮮動乱によつて法人の所得があつたといいます。その点からいたしまして、最終負担は所得税で調整するのだから法人税自体は一律の税率が望ましいということになるわけであります。これは税制調査会もそのような答申をいたしております。その点からいたしまして、最終負担は所得のシャウプ勧告に基づく税制改正のときには、法人税率は一律に三五%であったわけであります。それが朝鮮動乱によつて法人の所得があつたといつので四二%に上りました。その後四〇%に軽

減し、さらに三八%に輕減して現在の姿になつてゐるわけですが、そういう過程で特別措置が二十八年ごろから非常にたくさんとられまして、実際問題として大企業と中小企業との間の税負担の差があるのではないか、実効税率に差があるのではないかということからいたしまして、最初は五十万円以下の所得について税率を輕減しました。それが百万円になり二百万円になり、今日の三百万円になつてゐるわけであります。そういう税率の差等を設けることになつたわけであります、さらにこれ以上に税率の差を設けるべきかどうかということになりますと、観念的なことを申し上げるようでありますけれども、やはり法人税の考え方自体について、いまの擬制説的な立場だけではなく、やはり法人は独立して納税主体になり得るのだというような観念を取り入れないと、そういう税率の差等を設けることがむずかしいのではないかと思うのであります。もちろんそういう法人税の考え方もあるわけですが、そういうことになりますと二十五年以來とられておりますわが国の法人税についての考え方を根本的に直すということになりますので、なかなか一挙に踏み切れないということで、税制調査会でもまだいろいろ検討をいたしております。そういう状態でありますので、いまにわかに法人税の税率の段階をもう少し多くすることには賛成いたしかねるのであります。いま申し上げましたような考え方で、法人税の本質自体について、もう少し十分な検討をしなければならぬ、こう考えておられます。

小企業につきましては依然として初年度三分の一の特別償却ができるようになつております。問題はその合理化機械の内容でございますが、これにつきましては通産省のほうにいろいろ御要望がござりますので、本年七月までいまの告示の適用期限がありますので、その七月までに通産省と打ち合わせまして、合理化機械の入れかえをいたし、最近の事態に即応するようにしたい、こう考えております。

○竹本委員 あと一つだけ。実は重大な問題で、先ほどの分離課税の問題です。一つは、分離課税にしてもしないでも、たいして利害関係はあまり変わらない、そういうボーダーラインは幾らであるか。それから先ほどお話しがあつたのですけれども、ちょっとよく聞こえなかつたのだが、私の見ておるところでは、大体それが二十三三万人、その線が百八十万円くらいだと見ておりますが、それでいいかどうか。

○泉政府委員 配当について分離課税ということになりますと、源泉徴収税率が今度一〇%、それと配当控除率が一五%でございますから、その両方合わせました二五%。その課税所得で見ますと八十万から百二十万まで、それが二五%でございますから、それを上回る階層は分離によつて得になる。それから八十万以下のところは分離になると損になるということでございまして、課税所得で百二十万でございますから、それに基礎控除、配偶者控除、給与所得控除というものを加えていきますと、標準世帯で言えば、それに五十四万円加えて百七十四万円控除になる、こういうことであります。

○竹本委員 それが大体二十三三万人くらいと抑えたいかどうかということです。わかりませんか。

○泉政府委員 分離になりますと、先ほど申し上げました確定申告不要の人よりも数は減つてしまします。したがつて完全分離のほうで得になると、いう人はおそらく十四、五万人ではないか、このようを考えられます。

けでございますが、これまでにならないで、租税負担の公平はある程度は害するにしても、これはどうも害さないという案はいろいろつくり得ます。

また検討すべきものであろうと思っております。

○竹本委員 要望して終わります。大蔵大臣は先ほど来非常に熱意を込めてお話をありましたけれども、理論どおりにはまいらないと、まいらないほうにだけ熱意を入れて話された。これは私は間違いだと思うのです。理論を通すということのために熱意を持たれ、悲壮な決意をされるというところでなければだめだ。そのほうの努力がなくて、世の中は全部は理論でいいかのだというので無理論でいく、理論に反するようなことに熱意を持たれるのは間違いでありますので、この点は政府は今後のものの考え方において十分御反省を願いたいと要望して終わります。

○吉田委員長 次会は、明二十五日前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十時九分散会

昭和四十年四月一日印刷

昭和四十年四月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局